

Title	宮紀子『モンゴル時代の「知」の東西』を読む（二）
Author(s)	松井, 太
Citation	内陸アジア言語の研究. 2020, 35, p. 53-111
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/78221">https://hdl.handle.net/11094/78221</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

Title	宮紀子『モンゴル時代の「知」の東西』を読む（二）
Author(s)	松井, 太
Citation	内陸アジア言語の研究. 35 P.53-P.111
Issue Date	2020-10-31
Text Version	publisher
URL	<a href="http://hdl.handle.net/11094/78221">http://hdl.handle.net/11094/78221</a>
DOI	
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

= 批評 =

## 宮紀子『モンゴル時代の「知」の東西』を読む（二）

松井 太\*

本稿は、本誌前号掲載の拙評 [松井 2019a] に引き続き、宮紀子『モンゴル時代の「知」の東西』上・下（名古屋大学出版会、2018年2月）で扱われるモンゴル語・テュルク語資料に関連する微細な諸問題について、筋記形式でコメントを提示するものである。本稿では、本書上巻の第III部（第8章～第10章）にみえる諸問題を主たる対象とする。参照の便宜上、見出し項目の番号は前稿から連続させ、諸言語の転写方式についても前稿を踏襲する。

### 【23】教化・的里不花 [上巻 353]

元代漢文史料に散見する人名「教化」（パクパ字音 *gëw-hva*）について、著者は「ジャアファル」というカタカナ表記を付す。これはムスリム人名の A.-P. Ğa'far を念頭に置いたものと思われる。

しかし、Ğa'far の漢字音写としては札法兒（パクパ字音は *ja-hva-zi*）という別様の表記が確認される一方、/ǰa/~/ǰa'/ が見母の教で表記されたとは考え難い<sup>(1)</sup>。また、モンゴル時代の漢文史料には、教化とともに教化的（パクパ字音 *gëw-hva-di*）という人名も散見する。おそらく、この教化・教化的とは、「教化；教化する／された<sup>もの</sup>的」を意味する非漢語の人名をそのまま漢語に“意識”したものでなかろうか。とすれば、漢字表記の音価から非漢語の原語をあえて再構する必要は無いと思われる。

また、これとともに言及される人名「的里不花」を著者は「デルブカ」とカナ表記するが、評者は別解としてテュルク語でティリク=ブカ（*Tilik-Buqa*）と再構することを提案しておく。人名要素 *Tilik* の例については BT XIII, 235; SUK II, 291; 松井 2017, No. 215 などを参照。

### 【24】塔海・ダカイ [上巻 375]

漢文史料にみえるモンゴル人名「塔海」は、本処のほか全編を通じて「ダカイ」とカタカナ表記されるが [下巻索引 1077]、このカナ表記に対応する \**daqai* という語は管見のモンゴル語辞典に見出されない。T. *taɣay* 「(母方の) 叔父」を借用した人名とみて「タガイ (*taɣai* > P. *taǰāy*)」とすべきである [cf. TMEN III, Nr. 1176; PTMD, 357; cf. 後項 【42】 ⑨]。

\* 大阪大学大学院文学研究科教授 (MATSUI Dai, Professor at Graduate School of Letters, Osaka University)

(1) モンゴル時代に漢語の見母の舌面音化 ([k] > [tɕ]) が進行していたとは考えられない点については、前評 [松井 2019a, 64, fn. 4] で言及した諸文献を参照。

## 【25】土土哈 [上巻 392]

文宗トク=テムル時代に専権を揮ったキプチャク軍団長エル=テムル (El-Temür) の父の名は漢文史料で土土哈～秃秃合などと表記され、長らくトクトガ (Toytuya) と再構されており、著者もこれに従う。しかし、この人物については杉山正明が漢語・ペルシア語史料に基づいて詳細に検討し、その人名をトゥトガク (M. Tudγay ~ P. Tutgāq ~ Tutqāq < T. Tutyaq) と再構すべきことを論じている [杉山 2004, 344-345]。著者があえて旧説に回帰する理由は定かではない [cf. 下巻索引 1082]。

【26】<sup>とりしまり</sup>jasayul 「整治官」 ↔ <sup>みほり</sup>jisegül 「哨馬」 [上巻 432]

本書第 9 章 (原載論文は宮紀子 2011) から、著者は『集史』をはじめとするモンゴル時代のペルシア語史料を活用した考察・分析を本格的に展開する。その本章の劈頭で、著者は『集史』チンギス=カン紀の一節を紹介し、そこにみえる ĞYSAWL = ġīsā'ül という術語にモンゴル語 jasa'ul (~ M. jasayul) を再構して「<sup>みほり</sup>哨馬, <sup>とりしまり</sup>整治官」と訳す。

確かに、近代以降に編纂されたモンゴル語辞典は jasa'ul に「整治官, 裁判官, 仲裁者」とともに「哨兵, 警備兵」の語義を与えている [Kowalewski III, 2269; Lessing, 1040; MKT, 1316]。しかし M. jasa'ul (< v. jasa-) は、ペルシア語史料では多くの場合 YASAWL = yāsā'ül と表記されるので、ĞYSAWL = ġīsā'ül と綴られたとすれば異例である。また既知のペルシア語史料中の yāsā'ül には「<sup>みほり</sup>哨馬」と解される用例は知られない [TMEN IV, Nr. 1863]。

ちなみに『続増華夷訳語』には、漢語の「哨馬」に対応するモンゴル語の漢字音写表記として, jasa'ul ~ M. jasayul の音写として頻見する「札撒温」[cf. 松井 2019a, 78] が用いられる。しかし、そのウイグル文字モンゴル語表記は jasa'ul (~ jasa'ul > P. yāsā'ül) = Y'S'QWL ではなく, Y'S'KWL = jesegül ~ jisegül (< v. jise-) 「哨兵, 遊奕兵, 巡邏兵」[Kowalewski III, 2337; Lessing, 1063; MKT, 1338] である。語末を -QWL = -yul ではなく -KWL = -gül と判読すべきことは、原刊本で jesegül の直後にみえる瞭高=哈刺兀勒 < qarayul = Q'R'QWL 「哨兵, 警備兵, 斥候」との比較からも明瞭である [図 1 参照]。

問題の『集史』記事と同一事件を伝える『聖武親征録』は P. ġīsā'ül に対応する漢語を「延兵」とするが、これは意味をなさず、「遊兵」もしくは「巡兵」と校訂するのが妥当である<sup>(2)</sup>。従って、両者の情報源とされたモンゴル語資料の原語としては、やはり jisegül ~ jise'ül 「遊奕兵, 巡邏兵」が想定され、『集

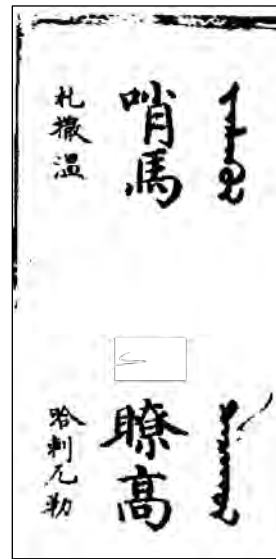


図 1 『続増華夷訳語』人事門 [HYYY/Beijing, 174]

(2) 著者は錢大昕批校本のままに「延兵」とするが [上巻 435], 那珂通世の「游兵」もしくは王國維の「巡兵」という校訂を参照すべきである [那珂 1915a, 33; 王國維「聖武親征録校注」『王觀堂先生全集』第 12 冊, 文華出版公司, 1968, 5152; cf. 賈敬顔 (校注)『聖武親征録 (新校本)』中華書局, 2020, 79].

史』のアラビア文字表記 ĠYSAWL = ġīsā'ul とも整合する。著者の ĵasa'ul という転写は ĵiseġül ~ ĵise'ül に修正し、「<sup>とりしまり</sup>整治官」の訳語も除くべきである<sup>(3)</sup>。

なお、著者は唐代の「先遣隊の右虞候」がモンゴルの ĵasa'ul, yurtci に相当するとも述べる [上巻 444]。「先遣隊」が偵察・巡邏任務に担当する者を意図しているのであれば、この ĵasa'ul も、同様に ĵiseġül ~ ĵeseġül に修正すべきであろう。

[27] AYQRY QALYWN と「移刺馬」 [上巻 432-435]

前項で扱われた『集史』チンギス紀の記事にみえる AYQRY (~AYĠRY) QALYWN という術語の原語についても、著者は考証を加える。まず QALYWN について『韃靼館訳語』や『五体清文鑑』に基づき、その原語をモンゴル語 qali'un (~qaliyun) 「獺、カワウソ」とみなして「毛色を表わす語彙」とする。次に、AYQRY ~AYĠRY について、14 世紀の『心神の娯楽 (Nuzhat al-Qulūb)』やいわゆる『ライデン語彙 (Kitāb Maġmū' Turġumān Turkī wa-'Aġamī wa-Muġalī)』, *Muqaddimat al-Adab* などの類書・対訳語彙集にみえる P. AYĠR = ayġir < T. ayġir 「種馬」との関連を指摘しながらも、『黒韃事略』が種馬（「公馬」）をさすモンゴル語と伝える「移刺馬」にも言及し、\*(q)ri / \*(q)li / \*(q)la / \*(q)ra というキタイ語（契丹語）由来の未在証のモンゴル語形式の借用語とみなす可能性を指摘する。そして、当該『集史』記事に並行する『聖武親征録』の「𩇑色全馬」と、カラホト出土漢文文書の「全馬」と「𩇑馬」を対置する用例を参照して、AYQRY QALYWN を īqrī-yi qālī'ūn 「𩇑色の全馬（去勢されていない種馬）」と解釈し、「デルファーのような煩瑣な手続きを踏まずとも、漢文資料によって一瞬にして AYQRY および QALYWN の意味が導きだされた」と自説の独創性を強調する。

さて、この“デルファー”すなわち G. Doerfer による AYQRY ~AYĠRY の語解 [TMEN II, Nr. 648] について、著者は、Doerfer が「aigir という項目を立て、『集史』のいくつかの用例および先行研究を縷々列挙し、モンゴル語の ajirqa [sic!] すなわち“牡馬”（テュルク語由来）の不定形だと結論づけた」と紹介している [上巻 433]。しかし実際には、Doerfer は明瞭に P. ayġir ~ayqir を T. ayġir 「種馬 (Hengst)」の借用語と述べている。またその検討に際して、Doerfer は『集史』のいくつかの用例および先行研究だけでなく、著者が利用した *Nuzhat al-Qulūb* や *Muqaddimat al-Adab*・ライデン語彙なども適切に参照している。なお、M. ajirya と T. ayġir (>P. ayġir) との関係についての Doerfer の見解は、「原テュルク語 (Urtürkisch)」の \*adiry ~\*adiryā がモンゴル語に借用されて ajirya と転訛した一方、テュルク語内部では \*adiry > adyir > ayġir と変化した、というものであり、「P. ayġir をモンゴル語の ajirya の不定形だと結論づけた」と解釈できるような叙述は見出せない。著者は、本書の「あとがき」でドイツ語・フランス語・ロシア語の先行研究について「とりあえず何が書いてあるかわかればいいやと妥協した」 [下巻 1051] と述べているが、本処における Doerfer 説の理解・紹介は不正確である。

<sup>(3)</sup> Doerfer も、本処の P. ġīsā'ul について、M. ĵiseġül 「哨兵」に留意しつつも結果的には M. ĵasa'ul と同様に“Ordner”と訳した [TMEN I, Nr. 172]。これは『聖武親征録』の並行記事を看過したための誤解である。

一方、Doerfer 以外の先行研究による AYQRY QALYWN の語釈として、著者は『集史』ロシア語訳に基づく漢訳本 [ĜT/Chin. I-2, 163] の「一匹快馬」のみに言及する。ただし、当該箇所は Смирнова によるロシア語訳の原文は「俊足の種馬 (быстроходого жеребца [айгари калиун])」であり、айгари (= aygiri) は「種馬 (жеребец)」と解釈されている [ĜT/Smirnova, 120]。Смирнова は、著者の言及する『集史』カブル=カン紀の P. ayqir の用例も T. ayγir (= айгыр) 「種馬 (жеребец)」の借用語と説明しており [ĜT/Smirnova, 36; cf. ĜT/TS, f. 54b; ĜT/Rawšan I, 253; 上巻 464, n. 1]、この語解は Doerfer にも参照され [TMEN II, Nr. 648]、漢訳本でも正しく「牡馬；公馬」と訳出されている [ĜT/Chin. I-2, 43]。すなわち、P. AYQR(Y)~AYGR(Y) は、従来の『集史』校訂・訳注研究でも「種馬」を意味する T. ayγir の借用語と解釈されていた。

従って、著者の創見は、P. AYQRY~AYGRY 「種馬」の原語に \*i(q)ri / \*i(q)li / \*i(q)la / \*i(q)ra というモンゴル語形式を別解として提案し、またこれをキタイ語由来とみなす点にある。しかし著者は、『黒韃事略』の伝える「移刺」(パクパ字音 yi-la) から \*iqri < \*i(q)ri / \*i(q)li / \*i(q)la / \*i(q)ra のような形式を想定させる文献上の根拠を提示しない<sup>(4)</sup>。「移刺」に関連し得る語彙として、著者は現代モンゴル語の үрээ (yрээ) 「3-5 歳の牡馬の総称」や azraga (азрага) 「3 歳以上の去勢していない種牡の総称」などを掲げるものの、前者は文語の üriy-e = 'WYRYY-' ~ ürege = 'WYR'K' の口語形、後者は既述の ajirγa の口語形である<sup>(5)</sup>。これらの語形式に P. AYQRY~AYGRY や「移刺」を

(4) 著者は『畏兀兒館訳語』の兒馬=矮跟兒阿忒 < ayγir at, 『回回館訳語』の兒馬=矮額兒 < AYGR = aygiri (< T. ayγir) に言及し、「少なくともこの時点で AYGR はチャガタイ語と同様 aighir, ai'r と発音された」と述べる [上巻 433-434, 傍点は評者]。傍点部分に鑑みれば、著者は、P. AYGR~AYQR がモンゴル時代以前に \*igir ~ \*iqir などと発音された可能性があると考えているのかもしれない。ただし念のため、そのような音価を持つ形式は確認されていない一方、T. adγir > ayγir > P. aygiri (~ ayqiri) という転訛・借用は突厥文字・ウイグル文字・アラビア文字テュルク語資料から確実に推定される [TMEN II, Nr. 648; cf. ED, 47; CTD I, 128, 168, 189, 212; MOTH, 78; UWN II-1, 23]。

ちなみに、『畏兀兒館訳語』で「兒馬 (ayγir)」に対置される驢馬=影納阿忒への註記において、著者は Rasūlid Hexaglot の掲げる T. AKDYŠ = igdiš < igdiš 「驢馬, 去勢馬」にも言及し、「今日の知識でいえば、igdiš ということになろうが、ウイグル文字で考えれば aqtiš だったとも考えられる」と述べる [上巻 465, n. 9]。著者には T. igdiš を影納阿忒の原語とする意図はないと思われるが、後者を yiqnā at (~ Uig. yingnā at) とした庄垣内正弘の再構築 [庄垣内 1984, 146] に言及しない理由はわからない。なお『畏兀兒館訳語』の他処には驢馬城=影驢赤 < yiqnāci (~ yingnāci), 驢駝=影納條外 < yiqnā tāwwā (~ yingnā tāwā) もみえ、影納/影驢 < yiqnā が去勢獣をさすことは明らかだが、同書の衣服門にみえる針=影納 < yiqnā (~ Uig. yingnā) との関連は十分に説明されていない [庄垣内 1984, 118, 139, 146]。

また、アラビア文字表記の AKDYŠ (= T. igdiš) に対応するウイグル文字表記を \*aqtiš とする著者の想定は、あるいは M. ayta (~ aqta > Uig. aqta ~ P. aqtā) 「驢馬」との関連を念頭に置いたものかもしれないが、母音調和原則に合致せず従えない。ウイグル文字表記の 'YKDYŠ = igdiš (~ iktiš) は、例えば 843/1439 年筆写の『幸与える知恵 (Qutadyu bilig)』ヘラート写本 (f. 159) に在証されている [cf. Vámbéry 1870, 194; Arat 1947, 555; ED, 103]。

(5) Lessing, 1013, 62; MKT, 330, 77. なお、著者が azraga の類語として掲げる akhlaach (= aqalayči < v. aqala-) には、管見のモンゴル語辞典類にみる限り種馬の呼称としての用法を見出せない。また、現代の内モンゴル地域の口語でもそのような用法は知られないという。この点については、ご家族が中国内モンゴル自治区で遊牧に従事しておられる、大阪大学文学部研究生の娜仁格日樂 (Narangerel) 女史から種々ご教示を得た。特記して深謝する。

関連づけるには、相当に複雑な音韻上の変化を想定する必要があるが、著者はその点について説明しない。

また、著者が \*i(q)ri / \*i(q)li / \*i(q)la / \*i(q)ra をキタイ語由来とする根拠は、種馬をさす「移刺」をキタイ帝室姓の移刺（＝耶律）と同一語とする点にある。しかし、これも単に音写漢字の一致に基づく推測に過ぎず、『黒韃事略』撰者の徐霆が「キタイ王族の姓が去勢していない牡馬に由来すること、明確に意識して記録にのこした」という著者の断言 [上巻 434-435] にも明瞭な根拠は無い<sup>(6)</sup>。著者も引用するように、『集史』はキタイ帝室の「耶律／移刺」姓を YLY (=yalī / yilī) と音写する [上巻 466, n. 17; cf. 本田 1991, 393; Isahaya/Endo 2017, 158]。この YLY を、同じ『集史』で AYQRY ~ AYĠRY と表記される語に同定することには無理がある<sup>(7)</sup>。

著者はさらに、これまで適切に解釈されていない『集史』中の HRQYQRY という語を hirq-iqrī / -īqrā と判読し、hele'e iqri / iqra 「鳶色全馬」というモンゴル語に還元することも提案する [上巻 467, n. 23]。これは \*iqri / \*iqra という形式を傍証しようという意図であろう。しかし、前半の HRQ = \*hirq をモンゴル語 hele'e 「鳶；鷓鴣」に関連づけるのは、母音調和原則や /t/ ~ /l/ の差異を無視した附会であり、既知のウイグル文字表記 eliye(n) ~ elege や<sup>(8)</sup>、*Rasūlid Hexaglot* のアラビア文字借用形式 HLYLH = hiliya (<M. heliye ~ eliyē) [RH, 69] とも整合しない。鳶 (*Milvus migrans*) の体色は一般に赤味がかった暗褐色であるから、HRQYQRY が後文で P. qula (<T.-M. qula) 「浅黄色の馬」 [cf. TMEN III, Nr. 1524; Lessing, 983; MKT, 679] と説明されることとも矛盾する。また、引用される『集史』諸写本の綴字も語中の -Y- を明示しないので、語の後半部を -YQRY = iqrī / īqrā と判読することも確実とはいえない<sup>(9)</sup>。

(6) 著者は愛新覺羅烏拉熙春に依拠して「耶律」のキタイ文字形式を再構するが [上巻 466, n. 17], 「耶律」の原語を jalā-t 「馬」とした愛宕松男の旧説を愛新覺羅は明瞭に否定している [愛新覺羅烏拉熙春 2006, 9-10]。著者がこの点に言及しない理由は不明である。

(7) 著者も指摘するように、『黒韃事略』の「移刺馬」は、『至元訳語（蒙古訳語）』で阿只兒海 (<M. ajiya) 「種馬」に対訳される「曳刺馬」と同一語である [上巻 465]。この「曳刺馬」は『大元馬政記』や『老乞大』にも在証される [金・玄・佐藤 2002, 200-201]。照那斯圖は、この「曳刺」の原語を、M. ere ~ er-e 「男性、男児；牡、雄、オス；壮士、勇士」と関連するキタイ語と推定している [照那斯圖 2006, 78-80]。さらに、遼・金・元代の漢文史料には官称号・職掌としての「曳刺／拽刺／移刺」も確認され、蔡美彪はそれらの語義について「壮士、勇兵」から「偵候；属僚」あるいは「文書通達を担当する属吏（差役の一種）」という通時的転義を想定している [蔡美彪 2012, 550-561]。ただし照那斯圖も指摘するように、これらの語義は「男、男性」という（キタイ語の？）原義からの意味拡張の範囲に収斂するとも考えられる。

ちなみに、ウイグル語 ār ~ āran (pl.) 「男」にも「僮僕・寺男、下男、隷属民、男丁」としての用例が確認され [森安 1991, 68]、モンゴル時代には労働者として徴発された事例もみえる [松井 2018b, 112-113]。

(8) Kowalewski I, 206; Lessing, 310; MKT, 130. ウイグル文字形式の M. elege (~ helege ~ hele'e) > 赫列額 = 鳶は乙種本『華夷訳語』に在証される [HYYY/Beijing, 14]。なお『至元訳語』の老鷓 = 魯里迓 (< heliye) や甲種本『華夷訳語』の鳶 = 赫列額 (< hele'e) は語頭の /h/ 音を反映しており [Ligeti/Kara 1990, 297; HYYY/MR I, 60; 栗林 2003, 20]、本文に示す *Rasūlid Hexaglot* の用例もその傍証となる。

(9) ĠT/TS, f. 25b, HRQNQR̄Y; ĠT/Tashkent, f. 25a, HRQYQRY; ĠT/BnF209, f. 25b, HRQYQRY; ĠT/Teheran, f. 24b, HRQNQR̄Y (以上, Q, Y はいずれも加点の無い rasm)。Али-заде の HRQNQR̄Y, Rawšan の hur qunqurī はイスタンブル写本・テヘラン写本に従った校訂 [ĠT/Ali-zade I-1, 284; ĠT/Rawšan I, 122]。Doerfer はこれを \*AWHH QNQR̄Y = ūha qunqurī (<M. quwa qongyur) 「白っぽい黄色（の馬）」の誤写と想定している [TMEN

すなわち、『集史』の P.AYGR(Y)~AYQR(Y) をキタイ語由来のモンゴル語形式とする著者の新提案は十分な論拠を欠き、諸先学の想定した T. ayγir > P. aygir ~ ayqir という借用に異を唱える必然性は見出されない<sup>(10)</sup>。もちろん、『集史』の AYQRY~AYGRY と『聖武親征録』「全馬」との対応——さらには前項【26】の M. jeseγül~jiseγül と「游兵／巡兵」との対応——やカラホト出土漢文文書の「全馬」の在証例に基づいて、モンゴル時代のペルシア語資料の分析における漢文資料の有効性を説く著者の主張の全てを、無理とするものではない。しかし、イラン地域のモンゴル宮廷の言語的な環境に鑑みれば、『集史』その他のペルシア語資料にみえる術語の検討に際して、まずモンゴル語・テュルク語資料中に同定可能な形式を搜索することは必須の作業ではあろう。伝統的な漢文資料に在証されないという「全馬」を「種馬」とする著者の考証〔上巻 435〕でも、つとに Doerfer らが正しく把握・紹介していた *Nuzhat al-Qulūb · Muqaddimat al-Adab*・ライデン語彙などの P. aygir < T. ayγir 「種馬」の用例はむしろ前提とされており、「漢文資料により AYQRY の意味が導き出された」とは言い難いように見受けられる。なお、Doyerfer の語彙研究 [TMEN] は、近世ペルシア語資料中のテュルク・モンゴル語彙を網羅的に収集することを目的とするものであり、換言すれば用例を「縷々列挙」すること自体に文献学的な意義がある。著者がその作業を「煩瑣」とするのは、評価としていささか一面的ではなかろうか。

なお、著者は QALYWN < qali'un ~ M. qaliyun については、「糵色」もしくは「毛色を表わす語彙とみていい」と述べるものの、その具体的な毛色を説明しない〔上巻 432-433, 435〕。しかし、馬の毛色としての qaliyun が「胴体が黄褐色で、鬣と尾が黒いもの」をさすことは、汎用のモンゴル語辞典でも明記される [Kowalewski III, 2044; Lessing, 920; MKT, 565]。そして Doerfer は、この qaliyun “gelbbraun mit dunkleren Kopf- und Schwanzhaaren” の用法がモンゴル時代に遡ることを『元朝秘史』の qali'un > <sup>4</sup>合里温 = 黒鬣尾黄 / 黒鬣尾馬という蒙漢対訳例 [cf. 栗林 2009, 366; 村上 1970, 218; 小澤 1985, 329; MNT/Rachewiltz I, 439] により指摘し、そのペルシア語借用形式として問題の『集史』チングス紀の P. AYQRY QALYWN = ayqir'i qālī'ūn にも “qaliyun-farbigen Hengst” と言及している [TMEN I, Nr. 260]。この点についても Doerfer の解釈は適切・妥当に見受けられ、著者がこれを看過して Doerfer を批判するのは失当であろう<sup>(11)</sup>。

III, Nr. 1536]. 一方、既知の M. mori(n) > P. mūrīn ~ mūrī ~ murī という借用形式 [TMEN I, Nr. 374] に鑑みると、著者の別案 MRQNQRy = mur-i qunqurī < M. qongγur mori(n) 「黄色い馬」は、MR = mur が M. mori(n) 「馬」の母音 /o/, /i/ を反映しない点、やや蓋然性に缺けるように思われる。

<sup>(10)</sup> 念のため、著者も『聖武親征録』の「全馬」が P. aygir (< T. ayγir) を示す可能性を完全に排除しているわけではない〔上巻 435〕。

<sup>(11)</sup> Thackston も『集史』の AYQRY QALYWN を “qali'un [brown with black mane and tail] stallion” と英訳しており [GT/Thackston I, 182]、明らかに Doerfer の “qaliyun-farbigen Hengst” という解釈をふまえる。著者は本書第 8 章の原載論文 [宮紀子 2006b, 78] では Thackston 英訳本を参照していたが、本書への再録 [上巻 405-406, n. 37] に際してはその言及が削除されており、また本処およびその原載論文 [宮紀子 2011, 737, 713] でも Thackston 訳は参照されない。著者が Doerfer の語釈や Thackston 英訳への言及を回避した理由は知り得ないが、本処に関しては、先学の知見を無視して自説の独創性を主張する結果となっている。著者自身がかつて強調したように「研究者としての矜持は [中略] プライオリティの尊重において発揮されるべきもの」[宮紀子 2006a, 672] であることを肝銘したい。



以上の諸点から、『集史』の P. AYQRY QALYWN に関する著者の考証は、漢文資料中の「全馬」との対応の指摘に意義を認められるものの、P. AYQR~AYĠR = ayqir~ayġir < T. ayġir, P. QALYWN = qālī'ün < M. qaliyun に関する Doerfer 他<sup>12)</sup>の先行研究の知見を誤解・看過する点で適切とはいえず、また「モンゴル語に ajirqa [sic!] とは別の、キタイ語由来の呼称が存在したことも明らかになる」[上巻 435]という主張にも従えない。ただし、これらの瑕瑾は、本章の主題となるブラルグチ (P. bulārgūčī < M. buralqīči ~ buralkīči, 遺失物管理官) についての考察と直接には関係しない。本章の考察は、漢籍に対する該博な知見により、大元ウルス支配下の東方におけるブラルグチの政治的・経済的重要性を剔出した点で、まことに重要な成果であることを強調しておきたい。

【28】『書記典範』のブラルグチ任命書用例 [上巻 437-440]

遊牧国家としてのモンゴル帝国・フレグ=ウルス・ジャライル朝におけるブラルグチ (bulārgūčī) すなわち遺失物管理官<sup>12)</sup>の重要性を解明した本田實信の研究 [本田 1991, 69-82] は、『書記典範 (Dastūr al-Kātib)』所収の3通の任命書用例の検討に主拠するものであった。著者も、ブラルグチの基本的職務を示すため、本田紹介の『書記典範』任命書用例3通を再掲する。

ただし著者は日本語訳の提示に際して、モンゴル語直訳体漢文資料に特徴的な訳語・表現（「如今」, 「体例」, 「官人」, 「衙門」, 「營盤」, 「勾当」, 「伴当」, 「文卷」, 複数形「毎」など）を多用する。『書記典範』所収のペルシア語命令文と蒙文直訳体漢文資料とを比較するという視点と方法は、著者に先行して、主に『臺台通紀』・『南台備要』所収の高官任命文書を取りあげた堤一昭によっても提示されている [堤 2003]。ただし、ペルシア語の訳語選択に際しても漢語術語を適用するのは前例の無い試みといえる。

この翻訳方法は、モンゴル時代の多言語資料の読解においてその共時性に留意し、「モンゴル語を介して、たとえばペルシア語と漢語、イタリア語とテュルク語でひとつひとつの単語、慣用句がどう対応するのか」[上巻 69]を見極め、「とうじの翻訳官の方法そのままに、東西の連動を一目瞭然に訳出しよう」[上巻 501]という著者の問題関心を反映するものであろう。後続の第10章及び下巻所収の諸論考においても、モンゴル語・ペルシア語史料でのモンゴル支配層の発話・発令にかかるテキストはこの方法により訳出され、ペルシア語史料を扱う専門家による書評でも注目されている [諫早 2019, 232; 大塚 2019, 100-101; 宇野 2020, 150-151]。

しかし卑見では、著者の訳解にも問題は少なくないように見受けられる。根本的な問題については後項【42】であらためて指摘することとし、ここではブラルグチ任命書用例第1種を例として、モンゴル語・漢語資料との比較分析に基づく著者のペルシア文解釈の有効性を検証する。まず著者と本田の訳文を、適宜に段落を改めつつ対照させて示す。下線部①~⑩は本項での検討のために評者が付したものであり、また本田訳には適宜にペルシア語原文の転写を補う<sup>13)</sup>。

(12) P. bulārgūčī の語根の M. buralqī ~ buralkī 「遺失物」については前評 [松井 2019a, 76, fn. 31] も参照。

(13) 著者が利用した『書記典範』の諸写本を評者は参照し得なかったので、ここでは主に Али-заде 校訂本 [DK/ Ali-zade II, 68-69] の形式に従う。

本書上巻 437-438	本田 1991, 75
<p>如今、諸宮の① <u>bulārghūchī</u> の <u>rāh</u> 道は、Timūr-būqā テムル・ブカに委ねられた。(かれが)人々の諸々の遺失物を手に将ち来たりて、それらの持ち主に交付すべく、留意すべきかつ確定している② <u>rasmī</u> 体例を取れ。</p> <p>然る事由以て (= 為那般的上頭)、この命令は執行された。amīr 官人毎、③ <u>vazīr</u> 大臣 (= <u>dūšmel</u>) 毎、大衙門の <u>šāhib</u> 官長毎、諸營盤の屯衆、牧民毎、④ <u>bāzar</u> 商賈毎、蒙古・Turk 畏吾児・Tājik 大食 (= <u>Mūsūlman sarta'ul</u> 回回)・その他の諸部族はみな、かれを諸宮の <u>bulārghūchī</u> と知り、⑤ <u>この大勾当の必需品について、かれに任せるように。</u></p> <p>僕・婢・四脚毎を遺失している者は誰であれ、かれの宮盤 —— そこは旗簾を常に挿してある —— に去き、遺失物をかれに要求し、⑥ <u>nishān</u> 詞状を示せ。さすれば、かれは、確認ののち、⑦ <u>自身の道を取り遺失物を引き渡すだろう。</u></p> <p>若し誰かが <u>bulārghū</u> を得ていてかれのもとに持ち来たらす預けぬ場合には、罪過になるぞ。</p> <p>衙門の官長たちは、⑧ <u>bulārghūchī</u> の名分以て定められている俸給と、確認した文巻に照らして、一年一年、かれに対して報酬をいう。業務の経費および自身と伴当毎の支出に使用してこの大勾当に勤しむべく。</p> <p>かれもまた大駕の移動ののち、伴当毎を、官人毎、大臣毎、⑨ <u>その余の畏吾児・回回に属する諸部族の各營盤に遣わさねばならぬ。(伴当毎は)</u> 人々の諸々の遺失物の探索と捜査に従事してかれのもとに将来し、そしてかれは、持ち主たちの出現の時まで、かの保管と維持に従事し、⑩ <u>この件について罪過を犯さぬように。</u></p> <p>⑪ <u>カクテ……ニテ写イ来。</u></p>	<p>現在宮帳 (<u>urdū-hā</u>) の① <u>遺失物監理官の職 (rāh-i bulārghūcī)</u> はティムール・ブカ (Timūr Būqā &lt; Temūr-Buqa) に委任されている。彼は人々の遺失物を手中に取め、その持主に引渡せ。然るべき定められている② <u>俸給 (rasmī)</u> を受けよ。</p> <p>この次第をもって (<u>badān sabāb</u>) 本任命書が下された。諸々の将軍 (<u>umarā</u>)、③ <u>宰相 (wuzarā)</u>、大財務省の官人 (<u>ašhāb-i dīwān-i buzurg</u>)、全遊牧地と草原の住人 (<u>ġamā'at-i yurt-hā wa šahrānīšmān</u>)、④ <u>商人 (bāzārīyān)</u>、モンゴル・トルコ・タージーク諸族の人々 (<u>aqwām-i muġūl wa turk wa tāzīk wa ġayr</u>) は、[ティムール・ブカ] が宮帳 (<u>urdū-hā</u>) の遺失物監理官であると知れ。</p> <p>奴僕、奴婢、家畜 (<u>ġulām wa kanīzak wa čahār-pāyān</u>) を遺失した者は、常に目印の旗 (<u>'alamī</u>) が立てられている彼の宿营地 (<u>yūrt</u>) に赴き、彼に遺失物について請求し、⑥ <u>自己の印章 (nišān)</u> を示せ。そうすれば彼は確認し、⑦ <u>手数料 (rāh-i hūd)</u> を取り、遺失物を引渡す。もし遺失物を自分のものとし、彼のもとに運ばず、引渡しをしない者があれば、その者は有罪となる。</p> <p>財務省の官人達は、⑧ <u>遺失物監理官の名目で定められ、台帳に記載されている俸給 (marsūmī ki ba-nām-i bulārghūcī muqarrar bāšad wa dar dafātīr muṭabbat)</u> を毎年彼に支給し (<u>ġawāb ġūyand</u>)、それを彼が自分と自分の部下 (<u>nūkarān</u>) の経費として支出し、この業務 (<u>muḥimm</u>) に専念できるようにせよ。</p> <p>彼もまた宮帳 (<u>urdū</u>) の移動後、部下を将軍、宰相⑨ <u>その他トルコ・タージーク諸族 (sāyir tawā'if az turk wa tāzīk)</u> の人々の宿营地 (<u>yūrt</u>) に派遣し、人々の遺失物の搜索・調査をさせ、[見つけた遺失物を] 自分のもとに運ばせよ。彼はその持主が現れるまでその保護・管理に当り、⑩ <u>この件について欠漏のないようにせよ (darīn bāb taqšīr na-kund)</u>。</p> <p>⑪ <u>……に書いた (kutība fi)</u>。</p>

両者の比較から、本田が誤脱した下線部⑤を著者は正しく訳出している<sup>(14)</sup>。また上掲の通り、著者はペルシア語訳に用いる漢語術語にしばしばモンゴル語・テュルク語術語のカナ表記を添えている。このカナ表記はローマ字転写に比べて厳密とはいえず、また実際にペルシア語原文で用いられているのは「宮 (urdū < M. ordu)」、<sup>ユルト</sup>「宮盤 (yürt < yurt)」、<sup>モンゴル</sup>「蒙古 (muḡūl < mongyol)」、<sup>タージク</sup>「大食 (P. tāzīk)」、<sup>ノカール</sup>「伴当 (nūkar ~ nūkur < nōkūr)」だけで、その他（<sup>道</sup>「道」、<sup>トク</sup>「体例」、<sup>官人</sup>「官人」、<sup>大臣</sup>「大臣 (= dūšmel)」、<sup>オトルク</sup>「商賈」、<sup>ウイグル</sup>「畏吾兒」、<sup>ムスリム</sup>「回回」）はペルシア語の語義に基づく推補とみられるが、多言語資料の横断的比較の試みとしての意義はある。

特に、下線部① P. rāh 「道；職務」を「道」と訳して M. mör と結びつける点 [上巻 471, n. 34] は、*Rasūlid Hexaglot* の P. rāh = M. mör (= T. yol) 「道」の対訳例と『元朝秘史』で「職掌，職務」を示す mör > 抹児＝道子の用例 (§215, 09:19:03 ff.) を勘案したもので、説得的である。ただし、この註記では『秘史』モンゴル文の漢字音写・再構形・傍訳が対照されるにとどまり、日本語訳が示されない<sup>(15)</sup>、著者の引用する mör > 抹児＝道子の例が「職掌」を意味するという解釈の妥当性は、本処では引用されない先行研究に遡って確認しなければならない [e.g., 那珂 1907, 361; 村上 1976, 26; 小澤 1988, 218–221; MNT/Rachewiltz II, 807; cf. Cleaves 1982, 157–158].

なお、この「職掌，職務」をさす M. mör の傍証を『秘史』から掲げるのであれば、直截に「職分」と傍訳する例 (§192, 07:21:03; §278, 12:37:05) のほうがより適切であったように思われる [cf. Haenisch 1939, 110; 栗林 2009, 302; MNT/Rachewiltz II, 694]. また、モンゴル訳『孝経』の「然後能保其祿位」= M. tendeče sayi ögteḡsen soyuryal-ıyan ba mör-ıyen ejelen čidayad 「その後，以前に与えられていた祿 (soyuryal) と位 (mör) を保有することができて」 [Cleaves 1993, 36; 栗林 2014, 89] という対訳例も言及に値するだろう<sup>(16)</sup>。

(14) 著者が「大勾当」と訳したペルシア語は muhim 「重要な (こと)」である。『回回館訳語』通用門には要衝＝母黑媽忒哈衣 < muhimmat-hā' という対訳例がみえる [本田 1991, 492; 劉迎勝 2008, 397–398].

(15) 本書の他処でも『秘史』モンゴル文の日本語訳はしばしば省略され [e.g., 上巻 475 (n. 56), 483 (n. 118), 510–511, 525 (n. 99); 下巻 573 (n. 73), 752 (n. 8), 896–897, 942–943, 948 (n. 64)], またいくつかのパクバ文字・ウイグル文字モンゴル語碑刻や『華夷訳語』などの蒙漢対訳資料のモンゴル文も同様に扱われる [e.g., 下巻 895 (n. 14), 896 (n. 17), 907]. モンゴル語に関する知見の重要性が随処で強調される本書において、モンゴル語資料が日本語による解釈抜きに提示されることには、いささか当惑させられる。

(16) さらに、重陽万寿宮の「宸命王文碑」に合刻された延祐元年 (1314) 七月二十八日付の仁宗アユルバルワダのパクバ字モンゴル語聖旨には 20sun dhiy-ü-yi k'iw šinsenu mör-t'ur t'üšiju 「孫徳或 (Sun Dhiy-ü) を、丘神仙 (K'iw šinsen) の道 (mör) に任命して」という一節がみえる。従来、このモンゴル文は、合璧された直訳体漢語訳「孫徳或を丘神仙の“道子”に委付した【<sub>21</sub>孫徳或根底丘神仙の道子裏委付了也】」を参照して、“auf den Weg des Göttlichen K'iu” または「丘神仙の道 (= 教え) において任命して／に拠つて」などと解釈されてきた [e.g., Haenisch 1940, 62; 田中 2000, 310; 照那斯圖 1991, 59; 松川 2001, 90; 呼格吉勒圖・薩如拉 2004, 164]. しかし、本書での著者の指摘や本文に示した『秘史』・『孝経』の蒙漢対訳例をふまえれば、この M. mör = Chin. 道子も「職位」を意味する例とみなし、具体的には「丘神仙の位」つまり全真教の代表者としての「丘処機 (長春真人) の後継者の地位」に言及したものと考えられる。この聖旨と合刻された「元漢会文聖旨」によれば、孫徳或は前年の皇慶二年 (1313) 九月に「神仙演道大宗師・玄門掌教真人・管領諸路道教所・知集賢院道教事」に任じられ、全真教の代表者「掌教」とされている [cf. 程越 1996, 41; 曾召南 1996, 52; 鄭素春 2001, 719, 730–731; 王宗昱 2005, 87; 上巻 211, 220 (n. 104)].

一方、①⑤以外の下線部については、著者の訳語・訳文やペルシア語・モンゴル語・テュルク語術語の解釈には若干の疑問を覚えるので、以下に備忘しておく。

②「*rasmī* 体例を取れ」：著者の訳語「体例」は、おそらく A.-P. *rasm* (> *rasmī*) の原義「慣習、法、規則」からの類推であり、これに「トロ」というカナ表記を加えたのは、『元朝秘史』や甲種本『華夷訳語』で「体例、道理」に対訳される M. *törü*~*töre*~*törö*(~T. *törö*)「道理；決まり、慣習(法)」を意識したものであろう<sup>(17)</sup>。ペルシア語資料には *rasm wa tūrāh* (< M. *töre*) “Sitte und Gewohnheit” という hendiadys も在証されるので [TMEN I, Nr. 134], A.-P. *rasm* = M. *törü* の対応自体にはそれなりの根拠を見出せる<sup>(18)</sup>。

しかし、P. *rasm* には「法；規定」以外に「俸給」の意もあり [Steingass, 576; 黒柳 2002, 799], この語義を採った本田訳「俸給を受けよ」が本処の文脈には適合する。一方、標準的なモンゴル語辞典類では *törü*~*töre* に「俸給、報酬」の語義は与えられておらず [Kowalewski III, 1939; Lessing, 836; MKT, 1104], また管見の限り同時代のモンゴル語資料にも「俸給」を意味する *törü*~*töre* の用例は知られない。『書記典範』所収任命書用例の多くがモンゴル語文書から翻訳されたとする著者の仮説 [上巻 501] が正しいとしても<sup>(19)</sup>、本処の P. *rasm* 「俸給、報酬」のモンゴル語原語に *törü*~*töre* 「体例」は想定できず、著者のカナ表記は適切とは思われない。

なお、評者が各種の漢語辞典や『元典章』・『通制條格』・『至正條格』・『憲台通紀』・『南台備要』などの政書およびカラホト出土の漢文文書を瞥見した限りでは、漢語の「体例」にも「俸給、報酬」としての用例を見出せなかった。著者がペルシア文を「俸給を得る」と理解しつつ、あえて直訳体漢文の術語を用いて「体例を取る」と訳するのであれば、同時代史料から適切な典拠を提示することが望まれる。

③「*vazīr* 大臣 (= *düşmel*) 毎」：著者の *düşmel* は、標準的なモンゴル文語形式に従えば *tüşimel* と表記すべきである [Kowalewski III, 1912; Lessing, 857; MKT, 1116]。この語はペルシア語にも

(17) カーシュガリー (Maḥmūd al-Kāšgarī) 『テュルク語辞典 (*Dīwān Luġāt al-Turk*)』の T. *törö* = A. *rasm* の対訳例も参照に値する [CTD III, 197].

(18) 念のため、乙種本『華夷訳語』身体門・『回回館訳語』人事門からは M. *törü* > 脱魯 = Chin. 禮 = P. *ādab* [sic!] ~ *adab* (> 阿得卜) という対応も導かれる [HYYY/MRI, 102; 本田 1991, 468; HYYY/Beijing, 51, 480].

(19) 著者は『書記典範』ブルグチ任命書用例第 3 種について、諸本の *gum šuda* 「遺失物」とパリ写本の *ḍāyi' šuda* 「損壊物」の異同に着目し [cf. DK/Ali-zade II, 71; DK/Aḥmadī Dārānī II, 527], 後者がウイグル文字表記の M. BWR'LKY = ; *buralki* を BWYR'LK' = *bürelge* 「毀壞」と誤読・誤解したことに由来する可能性を指摘して、『書記典範』所収文書がウイグル文字モンゴル語原文から訳されたことを示す傍証とする [上巻 472, n. 37]. しかし、M. v. *bürelge-* は「壊す、滅ぼす」という動詞の語幹であり [栗林 2009, 100], 「損壊物」という名詞とは解釈できない。また、著者は *ḍāyi' šuda* では意味が通らないとするが、P. *ḍāyi' ~ ḍā'i'* には “wandering, lost” の語義もあり [Steingass, 798; Hayyim II, 283], M. *buralki* ~ *buralqi* 「遺失物」の語義とも大きくは齟齬しないのではないか。とすれば、この異同は『書記典範』所収文書にウイグル文字モンゴル語原文を想定する直接の根拠にはなり得ないと思われる。ただし、『書記典範』所収公文書の用例にはモンゴル文・ペルシア文が表裏合璧された文書現物の形態を反映するものも複数見出されることは確実であり、またジャライル朝におけるウイグル文字モンゴル語文書の弘通の可能性には常に留意する必要がある [Šayḥ al-Hukamā'ī・渡部・松井 2017, 105–108, 121–127, 131; cf. 渡部 2002, 14–15; 久保 2012, 46; 本書第 10 章; 松井 2018a, 16–18].

tūšimāl と借用されているが [TMEN I, Nr. 138], 本処の原文にはみえない。

著者が意図する A.-P. wazīr (> pl. wuzarā) = M. tūšimel (> pl. tūšimed) の対応は、この両語（さらに T. tūšimāl）が『回回館訳語』・『華夷訳語』人物門でいずれも漢語の「臣」に対訳されることに基づくと推測される [本田 1991, 466; HYYY/MR I, 104; cf. Ligeti 1966, 272]。しかし、このブラルグチ任命文書用例の wuzarā (< wazīr) 「宰相」がおそらくは中央ディーワーン (dīwān-i buzurg, 大財務省) のイラン系宰相——遊牧モンゴル・テュルク系将相 (M. noyan = P. amīr) に対置される——をさすのに対し<sup>(20)</sup>, M. tūšimel は一般により広く「官員, 官吏」を意味する。遊牧モンゴル・テュルク支配層が「宰相」を含むイラン系官僚全体をモンゴル語で tūšimel ~ tūšimed 「臣僚; 属吏, 用人」と認識していた可能性は否定できないものの [cf. 杉山 1996, 308], tūšimel の語が単独で中央ディーワーンの「宰相, 大臣」を意味し得たか、いささか疑問である<sup>(21)</sup>。『至元訳語 (蒙古訳語)』では Chin. 宰相・大人の訳語としてそれぞれ闍里必 (< čerbi) ・也可罕 (< 也可罕 < yeke kümün?) を掲げるものの tūšimel (~ tūšimed) を載せず [cf. Ligeti/Kara 1990, 263; Kara 1990, 288, 307, 334; 長田 2000, 32], *Rasūlid Hexaglot* にもこれらの語彙はみえない。著者自身, 『書記典範』と同じくジャライル朝時代に属するペルシア語命令文書を扱った第 16 章では, 命令文の通知先 (*publicatio*) に頻見する P. hākīm (> pl. hūkkām) 「知事」と M. tūšimel (> pl. tūšimed) 「官吏, 官員」を対応させたうえ, tūšimel がダルガ (M. daruḡa = T. basyāq > P. bāsāq) よりも下位に在ったと指摘しており [下巻 879], 本処の叙述との整合性に缺ける<sup>(22)</sup>。それぞれの原載論文 [宮紀子 2011, 736; 宮紀子 2014, 25] の発表時点で著者は見解を変更したのかもしれないが, 本書への再録に際しては説明を要したのではないか。

ちなみに, *Rasūlid Hexaglot* で A. al-wazīr 「宰相, 大臣」に対訳されるモンゴル語は MA(.)[...] とアラビア字表記される [RH, 68 & fol. 186, col. C2]。写本影印では, 語頭の M はやや不鮮明ながら第 2 字の A は明瞭であるから, 少なくとも TWŠMAL = tūšimāl < M. tūšimel とは判読できない。第 3 字は D のようにも読める。「宰相, 大臣」を意味し, MA(D) [...] とアラビア文字表記されるモンゴル語形式としては, medegči ~ medegeči 「司令者; 管理人, 執事」 [BT XVI, 216; Tumurtogoo 2006, 467; MKT, 817] または medeltü ~ medeltei ~ medelten 「支配権を持つ (者), 影響力のある (者)」 [Kowalewski III, 2007; Lessing, 533; MKT, 818] など, v. mede- 「知る; 統治する, 管轄する」からの派生語を想定すべきかもしれない<sup>(23)</sup>。

(20) 『回回館訳語』雑字の大臣 = 我即兒 (< wazīr) の用例も参照 [本田 1991, 504; 劉迎勝 2008, 468]。

(21) 『高昌館訳語』人物門で臣 = 土失蠻 < tūšimāl と宰相 = 哈喇諸 < qaraču が別項とされること, また後代の『畏兀兒館訳語』でも大臣 = 五魯秃失幔 (< uluḡ tūšimāl) とされることも留意される [HYYY/Beijing, 75, 78; Ligeti 1966, 162, 272; 庄垣内 1984, 134]。

(22) チャガタイ = ウルス支配下のトゥルフアン地域においても, M. tūšimel ~ tūšimed は, モンゴル支配層に属するノヤン (noyan) やダルガらより劣位の, 在地ウイグル人社会を代表する官人層をさして用いられた [Šayḡ al-Ḥukamā'ī・渡部・松井 2017, 56–57]。

(23) M. v. mede- から派生した medel 「権限, 権力, 支配権」は, ペルシア語には MDAL = madāl と借用されている [Herrmann/Doerfer 1975a, 74–75; TMEN IV, Nr. 2136; PUM, 144; Šayḡ al-Ḥukamā'ī・渡部・松井 2017, 82]。なお, *Muqaddimat al-Adab* は M. medegči を T. mufti (< P. muftī) に対訳させる [Pionne 1938–1939, 164]。

④ 「bāzar <sup>オルトクたち</sup>商賈毎, <sup>モンゴル</sup>蒙古・Turk <sup>ウイグル</sup>畏吾兒・Tājik <sup>タージク</sup>大食 (= <sup>ムスリム</sup>Mūsūlman sarta'ul 回回)」: この訳語は、本田の「商人 (bāzariyān), モンゴル (muḡūl)・トルコ (turk)・タージク (tāzīk) 諸族の人々」と比較すると、内容理解の上で大きな相異点を含む。

著者は bāzariyān 「商人たち (pl. < bāzārī)」を <sup>オルトク</sup>「商賈」と訳し、ペルシア語原文にみえない「オルトク」の語をカナ表記で追加する。周知のように、「オルトク」の語は Uig. ortoq 「仲間, パートナー」に由来し、モンゴル時代にはモンゴル帝室・支配層の「(商業上の) パートナー」として種々の出資を受け特権的地位を得るに至った商人をさす術語となった[宇野 1989; 森安 2015, 407–435]. 著者の指摘する通り [上巻 471, n. 35], この「オルトク (Uig. ortoq > M. ortuγ ~ ortay ~ P. ürtāq ~ ürtāq ~ Chin. 幹脱)」と「商人 (P. bāzārgān > T. bāzīrgān ~ M. besirgen ~ (pl.) besirged)」は、甲種本『華夷訳語』納門駙馬書では別積兒客 <sup>幹兒脱兀的延</sup> (<sup>bezirget orto'ud-iyān</sup>) と熟した形で「商賈」に對訳される [HYYY/MR II, 76–77; 栗林 2003, 94–95]. 類例として, 795/1393 年ジョチ=ウルス当主トクタミシュ発行ウイグル文字テュルク語国書の T. 20bāzīrgān ortaḡ-lar や, 諸種のペルシア語史料にみえる urtaqān wa bāzārgānān (pl.) という表記も参照できる [Радловъ 1889, 15; Özyetgin 1996, 105, 169; Özyetgin/Kemaloğlu 2017, 37–41; TMEN II, Nr. 446].

しかし, *Rasūlid Hexaglot* は M. ortuγ ~ ortay > ürtāq に A. al-ḡār = P. ham-sāya = T. anbāz 「隣人, 仲間」あるいは A. al-šarīk = P. ham-bāz = T. yoldaš 「仲間, パートナー, 協同者」を對訳させる一方, 「商人 (A. al-tāḡīr = P. bāzārgān = T. satīḡčī < satīyčī)」には M. qudaldūčī (< qudaldūyčī) を對訳させる [RH, 234, 305]. 『至元訳語』君官門も買賈人 = 或旦督赤 (< qudaldūči) [Ligeti/Kara 1990, 265], 『続増華夷訳語』人物門も商賈 = 別積兒客 <sup>揚</sup> < M. besirged という對訳例を掲げる [HYYY/Beijing, 167]. これらの對訳例からは, 13–14 世紀のモンゴル時代を通じて, 特権的なオルトク商人と一般の「商賈, 商人 (M. qudaldūyčī ~ qudaldūči / besirgen = P. bāzārgān)」との区別がなお意識されていたとも推測される<sup>(24)</sup>. 著者の訳語は, すべての「商賈」が特権商人としてのオルトクと相互置換させられるような誤解を招きかねず, いささか不用意に思われる<sup>(25)</sup>.

著者が P. turk (< T. türk) に与える <sup>ウイグル</sup>「畏吾兒」という訳語も, 『回回館訳語』地理門の高昌 = 土兒几 / 土兒期 < P. turkī と, 『高昌館訳語』人物門の高昌 = 畏兀兒 < Uig. uyγur および 『続増華夷訳語』人物門の高昌 = 委兀兒 < M. uyīγur という對訳例から, P. turk (~ turkī) = Chin. 高昌 = Uig. uyγur (~ M. uīγur ~ uyīγur) という等値関係を導いたものと思われる [cf. 本田 1991, 464; Ligeti 1966, 273; HYYY/Beijing, 81]. しかし『回回館訳語』の例は, 「高昌」つまり東部天山地方に拠るウイグル (Uig. uyγur > P. uyγūr ~ üyγūr ~ Chin. 畏吾兒 / 畏兀兒, etc.) 人集団が, 明朝と交渉した諸勢力 (主にティムール朝とモグール=ウルス) が用いるペルシア語において turkī ~ turk 「テュルク」と称されたことを示すものの, 集団名としての P. turkī ~ turk をウイグルと同一視できることを意味するもので

(24) ここに挙げた對訳例の過半は本書の他処 [下巻 749–750, n. 3] でも引用されるが, やはりオルトクと商人一般の区別には注意されない。なお, Endicott-West は, モンゴル語の ortuγ (> ortuγud ~ orto'ud) が 14 世紀末には一般的な「商人」に転義していたとするが [Endicott-West 1989, 153], その論拠は本文に掲げた『華夷訳語』納門駙馬書の bezirget orto'ud 「商賈」という hendiadys のみであり, 十分に説得的とはいえない。

(25) 索引 [下巻 1113] の「ortoq 幹脱 / 客商」にも同様の問題がある。

はない。いうまでもなくウイグルはテュルク (türk > P. turk) 系諸集団の一つであるが、その多くがモンゴル支配下の各地に拡散してもなお仏教文化の伝統を保っていたことから、特にモンゴル支配地域の西半では「ウイグル」の語は多数派のテュルク系ムスリムに対置される「仏教徒」をさして用いられることもあった [e.g., DeWeese 1994, 88–89; 濱田 1998, 118]。一方、本処の文脈における Turk の語は、明らかにウイグルを含むジャライル朝治下のテュルク系諸集団の総称として用いられている。これを「畏吾兒」に置換するのは実態から乖離するだろう<sup>(26)</sup>。

後続の P. tāzīk にも著者は「大食 (= Müsülman sarta'ul 回回)」という訳解を与える。これは、*Rasūlid Hexaglot* の A. a'ğamī = P. tāgīk (~ tāzīk) = T. musulmān (> musulman) = M. sarta'ūl (< sarta'yul) という対訳例を、Uig. musurman [sic!] > 木速兒蠻 = 回回 (『高昌館訳語』人物門), P. musulmān > 母

(26) 著者は本書第 10 章でも、『書記典範』所収バフシ (P. baḡšī < Uig. baxšī) 任命書用例にみえる P. atrāk (pl. < turk) を「Türk 毎」と訳し、「直訳体漢文では、「畏吾兒毎」と表記される」と註記する [上巻 502, 525 (n. 103)]。これは、おそらく『元典章』他の直訳体漢文資料で非漢族の集団がしばしば「達達・回回・畏吾兒毎」などと総称されることに基づく。しかし、これらの「畏吾兒毎」は、五代・キタイ・金・宋の各王朝と交通して中華地域の一部にコロニーを設けていた東部天山地方のウイグルが、モンゴル支配下でも東方地域のテュルク系諸集団の中で相対的に重要な地位を占めたことを反映するものと考えらるべきであり、テュルク系諸集団の汎称とみなすのは適当ではない。

なおイラン地域における「ウイグル」と「テュルク」との関係について付言すれば、フレグ=ウルス期以降のペルシア語資料で用いられる十二支獣暦 (『キタイ=ウイグル暦』) へのウイグルの影響を否定した諫早庸一に対して、評者らはフレグ=ウルスの十二支獣暦が旧西ウイグル国の暦法に由来する可能性が高いことを指摘した [Šayḡ al-Ḥukamā'ī・渡部・松井 2017, fn. 91]。諫早らはこれに対して、フレグ=ウルスの暦法への影響を「旧西ウイグル国人」のみに帰することは必ずしも容易ではない」とし、また「諫早はキタイ暦における広義の「テュルク」からの言語的影響についてはむしろ肯定している」と反論した [須賀・諫早 2019, fn. 8]。ただし、評者らの指摘は言語的影響を問題にしたものではなく、モンゴル時代までに大多数がイスラーム化していたテュルク系諸集団の中であって、唯一 8 世紀後半にマニ教文化を全面的に導入し、かつそれを基層に 10 世紀以降に仏教文化を確立させていたという、ウイグルの宗教文化的独自性への注意に要点があった。フレグ=ウルスの十二支獣暦における「十二月」の月名 P. čaḡšāpāt~čaqšāpād ay はマニ教ゾグド語に由来する Uig. čxšapt ay 「戒律の月」の借用語であり [森安 2015, 627]、またこれが「十二月」として用いられるのは西暦 1000 年前後の西ウイグルの支配層の大半が仏教に改宗したことに影響されたものであるから [吉田 2004, 4–12]、フレグ=ウルスの十二支獣暦の「十二月」が西ウイグルの暦に由来することは確実である。モンゴル支配期以降のイラン暦研究者には、月名 P. čaḡšāpāt~čaqšāpād ay がウイグル以外から導入された可能性、もしくはウイグルからこの月名のみを導入した必然性について、拳証とともに議論されることを期待する。ちなみに、モンゴル期以前のテュルク=イスラーム世界の最東端を占めたカラハン朝では、11 世紀末時点でなおウイグル文字テュルク語を使用していた集団にも、ヒジュラ暦による年月日表記が浸透していた [Erdal 1984, Texts I, IV]。また、セミレチェ発現のシリア語景教徒墓誌銘では、紀年にセレウコス暦と十二支獣暦を併用するものの、月名表記はもっぱらセレウコス暦により、čxšapt ay 「十二月」他のウイグル暦に一般的な月名は用いられない [Bazin 1991, 428]。管見では、シリア文字景教徒墓誌で十二支獣暦「テュルク暦 (türk saqīs)」とともに čxšapt ay 「十二月」を用いた例は、泉州発現の 1296 年テュルク語墓誌のみである [牛汝極 2008, 146–150; MCMRQ, 92, 191 (B18 = Z4)]。この墓誌の čxšapt ay も、ユーラシア東半でのウイグル仏教徒との日常的な接触 [cf. 松井 2016b, 288–290; 白・松井 2016, 50; 松井 2018c] を通じて導入されたこととみなすべきであろう。確かにウイグルは言語的にテュルク系集団に包摂され、モンゴル時代以降にウイグル文字を「テュルクの文字 (ḡaṭṭ-i Turkī)」と称した例も知られるものの [e.g., 松井 2018a, 3–7, 15–18]、本文にも述べたような宗教文化的独自性に鑑みれば、ウイグルを「テュルク」と安易に一般化・同一視することには賛成できない。

蘇里媽恩=回回 (『回回館訳語』地理門), M. sartayul > 撒兒塔温=回回 (乙種本『華夷訳語』人物門) などと勘案したものと思われる [RH, 258; Ligeti 1966, 183; 本田 1991, 464; HYYY/MR I, 93; HYYY/Beijing, 590, 81, 470; cf. 下巻 749–750, n. 3]. しかし, 13–14 世紀の P. tāzīk は, *Rasūlid Hexaglot* が A. a'ğamī “non-Arabic; Persian” に対訳するように, おおむね「非アラブ人かつ非テュルク人; (テュルク集団内の) イラン人, ペルシア人」を意味する<sup>(27)</sup>. 本書第 10 章で扱われる『書記典範』バフシ (P. baḡšī < Uig. baxšī) 任命文書でも, 「イラク=アラブ ('Irāq-i 'Arab) の地」・「非アラブ (A'āğim < 'Ağam) の諸集団」・「モンゴルとテュルクの諸集団 (ṭawā'if-i Muğūlān wa Atrāk)」が, それぞれの言語による命令文の送達を要するものとして言及されており [DK/Ali-zade II, 40; 本書上巻 502], アラブ系・イラン系・モンゴル系・テュルク系という言語文化が人間集団の枠組みとされたことを示唆する [渡部良子 2002, 14]. 本処のブラルグチ任命文書の tāzīk も, モンゴル系 (muğūl) ・トルコ系 (turk) に対置される「イラン系 (の集団)」をさすものと理解すべきであり, 「回回」という訳語は文書作成者の意図するところを反映しないように思われる.

⑥ 「nishān 詞状を示せ」: 本田が「印章」と訳した P. nišān を, 著者は「詞状」つまり訴状・上申文書と改める. これは, 『事林広記』泰定刊本 (元禄十二年 (1699) 重刊) 辛集巻 10・詞状新式上にみえる「申亭攔奚口頭状」<sup>(28)</sup>・「本主識認」の内容との比較を通じて, ジャライル朝においても同様の遺失物 (buralqi ~ buralki > Chin. 亭攔奚) を回収するための申告書類がペルシア語で作成されたという想定に基づく [上巻 446–447, 471–472].

しかし, この『書記典範』任命書用例で想定されているのはジャライル朝の遊牧モンゴル君主らのオールド (P. urdū < M. ordu) に随行している諸集団の遺失物であり, その多くはモンゴル・テュルク系遊牧民の保有する家畜であったに相違ない [cf. 本田 1991, 77–82]. マルコ=ポーロ『世界の記』やイブン=バットウータ『大旅行記』は, モンゴルの生活習慣について, 家畜所有者が自らの家畜に烙印し, 放牧された家畜が他の群れと入り混じっても烙印により確認・回収可能であったことを伝える [Moule/Pelliot 1938, 175; 愛宕 1970, 153–154; 高田英樹 2013, 146–147]. ジャライル朝治下の遊牧民においても状況は同様であったと推測され, 遺失した家畜の回収のために彼らが紙ベースの申告書をいちいち提出したとは考え難い. また, 著者の用いる「申亭攔奚口頭状」・「本主識認」の文面によれば, これらは「無印記」すなわち烙印の無い家畜の回収のための申告書であること, 換言すれば, 烙印された家畜の回収のためには提出を要さなかったことが示唆される.

如上の諸点は著者も認識してはいるが [cf. 上巻 479, n. 85], それでもなお本処の nišān を「詞状」としたのは, あるいはウイグル語における nišan (< P. nišān) 「ニシャン印, 略花押」と tamyā

(27) B. Fragner, *Tādjīk. Encyclopaedia of Islam*<sup>2</sup> X, 2000, 62–64; J. Perry, *Tajik i. The Ethnonym: Origins and Application. Encyclopaedia Iranica* (online: <http://www.iranicaonline.org/articles/tajik-i-the-ethnonym-origins-and-application>), 2009.

(28) 著者はこの標題「申亭攔奚口頭状」を, カラホト出土漢文文書にみえる「不蘭奚 (buralqi) の人口・頭疋」という文句と比較して「申亭攔奚 [人] 口・頭 [疋] 状」と解釈するが [上巻 446–448], 評者は「申亭攔奚口頭状」と修正すべきものと考ええる. 漢文史料では馬・牛・驢馬などの家畜が「頭口」と称され [『漢語大詞典』第 12 巻, 297; 龍潛庵『宋元語言詞典』上海辭書出版社, 1985, 270], またこの詞状で実際に対象とされているのは牛だからである.



「印章；印鑑 (> P. tamgā)」との使い分けを重視したのかもしれない [上巻 471, n. 36]. しかし、「同時代のウイグル文書も nishan と tamya を明確に分ける」という著者の理解は不正確であり、「印章；印鑑」を nišan と称するウイグル語文書の例は、著者自身の参照する先行研究でもつとに紹介されている [山田 1978, 350; cf. 森安 1994, 65]. モンゴル時代のモンゴル語文書でも tamya と nišan は「印章；印鑑」として相互置換的に用いられる [e.g., BT XVI, 217; Šayḥ al-Ḥukamā'ī・渡部・松井 2017, 70, 94, 96]. 本処の P. nišan もやはり本田の旧訳に従い、家畜の烙印と照合される「印章」と解釈することに問題は無い<sup>(29)</sup>.

⑦「自身の道を取り」：ペルシア語原文の rāh-i ḥūd bi-satānad は、逐語的には「自身の道 (rāh) を受け取れ」と訳される。しかし、この文言は遺失物を引き渡す際の処理に関連するものであり、著者の「自身の道を取」という訳文は、その行政処理を明示的・具体的に理解させるものとはなっていない。「道」というフリガナを加えているからには、下線部①の P. rāh = M. mör 「道」すなわち「職掌、職務、職位」を念頭に置いているのかもしれないが、それでは文意が通じない。

これに対し、本田は rāh-i ḥūd を「手数料」と訳しており、明示的・具体的である。評者管見のペルシア語辞典では rāh に「手数料」の語義は与えられないものの [Steingass, 566; Hayyim I, 917; 黒柳 2002, 786-787], 後掲のブラルグチ任命書用例第 3 種の遺失物返還手続きの説明では、本処の rāh-i ḥūd に並行する表現は「その遺失物の保管期間中に支出し、また証拠立てられる額」あるいは「要した経費の知らされた分」とされるから [本田 1991, 76; DK/Ali-zade II, 71, 72; cf. 本書上巻 439], 本田に従い、本処の rāh-i ḥūd も具体的には「遺失物保管に要した経費、手数料」をさすのみならずべきである。著者も指摘するように、元廷では皇慶元年 (1312) 五月に、遺失した家畜（「不闕奚頭疋」）の保管中に要した糧秣の費用を、返還に際して持ち主に支払わせることが提案・認可されていることも参照できる [上巻 451, 452].

管見のモンゴル時代のモンゴル語資料には「手数料；経費、費用」をさす mör の用例はみえないので、著者の「道」という訳語が妥当とは思われない。一方、T. yol 「道」には現代トルコ語の諸方言で「結婚に際しての持参金、贈り物」の用法がある [DerlemeS XI, 4288]. これがジャライル朝時代にまで遡るならば、本処の P. rāh 「経費、手数料」と関連するかもしれない。

⑧：この部分のペルシア文の修飾・被修飾関係の把握は、著者の訳文と本田訳とは異なる。しかし、著者が「確認した文巻に照らして」と訳した箇所 (dar daftar muṭabbat) は、日本語の訳文としての合理性に鑑みれば、本田訳に従い、「俸給 (marsūmī)」を「台帳に記載されている」と説明したものと理解すべきではないか。

(29) なお、モンゴル語では nišan は「印章、印鑑」から転じて「(捺印された) 証書、特許状」をも意味し、この用法はティムール朝のテュルク語 (チャガタイ語) にも継承された。フレグ=ウルス・チャガタイ=ウルス・ティムール朝支配下で発行されたモンゴル語・テュルク語原文書の用例に基づく限り、紙文書としての T.-M. nišan はいずれも下行文書をさしている [小野 2006, 40; FABS, xxviii; Matsui/Watabe/Ono 2015, 62; Šayḥ al-Ḥukamā'ī・渡部・松井 2017, 91]. これに対して、著者は nišan が「上から下への判物・お墨付きに限定されて考えられがちだが、じつは詞状、文契なども含まれる」と指摘する [上巻 471; cf. 下巻 712]. この指摘は、単なる語解の問題にとどまらず、P. nišan ~ T.-M. nišan と称される文書の機能的な理解に関連し、古文書学的に重要である。具体例に基づく詳論を期待したい。

また、著者は文末の *ğawāb gūyand* (<*guftan*) を「報酬をいう」と逐語的に訳すが、このペルシア語表現は「支払う」という成句としてアルダビール発現ペルシア語文書に頻見する [PUM, 92, 108, 131, 138, 167, 171, 175]. やはり本田訳「(俸給を)支給する」が訳語として妥当であろう。

⑨: *P. Turk* を「畏吾児」<sup>ウイヅル</sup>, *Tāzīk* を「回回」<sup>タズリク</sup> と置換する問題については、前項④を参照。

⑩: *P. taq̄sīr* を著者は「罪過」、本田は「欠漏」とする。ただし著者は、本書第10章の『書記典範』所収バフシ任命文書中の *taq̄sīr* については「怠慢」とする [上巻 503]. この訳語はおそらく『回回館訳語』の怠慢=忒革雖兒 <*taq̄sīr* [本田 1991, 470; 劉迎勝 2008, 139, 552] を援用したものと思われ、本処にも遡及して適用できる。

ちなみに、『元朝秘史』・甲種本『華夷訳語』では *M. v. osulda-* ~ *osolda-* が「怠/怠慢」と漢訳され [MNT/Kuribayashi, 150–151, 534–535; 栗林 2009, 339; 栗林 2003, 149], またカラホト・トゥルフアン出土のモンゴル語文書には *osal ülü bolyan* 「遅怠をなさずに」という表現がみえる [cf. MDQ, 159; Šayḡ al-Ḥukamā'ī・渡部・松井 2017, 74]. これらの用例に鑑みれば、本処の *taq̄sīr na-kund* というペルシア語表現の根底のモンゴル文として、*buu osuldatuyai* 「遅怠しないように」または *osal* (~*osul*) *buu boltoyai* 「遅怠のないように」といった表現を想定できる。特に、『続増華夷訳語』通用門では、*M. v. osulda-* が命令形の *osuldatuyai* > 斡速勒荅都孩=遅慢として収録されている [HYYY/Beijing, 184]. これは、*buu osuldatuyai* 「遅怠しないように」という表現が、明とモンゴルの間で授受された書簡・外交文書で定型句として頻用されたことを反映するかもしれない<sup>(30)</sup>。

⑪「カクテ……ニテ写イ来」: 原文はアラビア語の *kutiba fi* であり、モンゴル語命令文の一般的書式における末尾の定型表現「<発令年月日>に<発令地>にいるときに書いた (*bičibe*)」に並行する。本文書は文例・ひな型であるため、前置詞 *fi* の後は空白とされる。

著者の訳文は、前置詞 *fi* の後続語として発令年月日・発令地のいずれを想定しているのかを明示しない。これに対して、本田は、別論文において『書記典範』所収の任命書 95 通の一般的書式を抽出した上で、末尾の記載項目を書写日付 (= 発令年月日) と明記していた [本田 1991, 94–95]. 実際、アルダビール発現のモンゴル時代ペルシア語命令文の原文書においても、末尾定型句としての *A. kutiba fi / taḡrīran fi* または前置詞 *fi* にはすべて発令年月日が後続するのに対し、発令地を記す際には前置詞 *bi* が用いられる。また発令地はしばしば省略される一方、発令年月日は必ず記載される [PUM, esp. 24–26; cf. Matsui/Watabe/Ono 2015, 65; Šayḡ al-Ḥukamā'ī・渡部・松井 2017, 76].

(30) *M. osal* ~ *osul* は *T. osal* の借用語であり [BT XVI, 178; TMEN II, Nr. 599], カラホト出土モンゴル契には *osal omtayai* 「遅怠, 怠慢」という *hendiadys* も在証される [MDQ, 37; 松井 2016c, 207]. ちなみに、『高昌館訳語』には *Uig. osul sīmtay* > 襖酸省荅 = 怠惰 [HYYY/Beijing, 107; cf. Ligeti 1966, 188] がみえ、またモンゴル時代のウイグル語書簡文書には *osal bolmazun* 「遅怠ないように」という表現が散見する [森安 2011b, 370–371]. 時代は降るが、878/1473 年オスマン朝メフメト 2 世のウイグル文字テュルク語勅書にも「彼らはディーワンの職務を遅怠しないように (<sub>19</sub>*dīwān iṣ-i-ni osal qilmazunlar*)」という表現がみえ [小野 2000, 149], また 950/1543 年シバン (シャイバーニー) 朝アブドゥラティーフ発行テュルク語勅書には *T. osal* と *P. taq̄sīr* を *hendiadys* とした「遅怠の無いように (<sub>20</sub>*osal taq̄sīr bolmasun*)」という用例もみえる [川本正知 2006, 67–68].

従って、本処の kutiba fi の後にも発令年月日が填寫されるものと考えらるべきである<sup>(31)</sup>。評者の個人的な語感では、発令年月日を想定していることを明示するためには、著者の「……ニテ写イ来」よりも、カナ 1 字の相違ながら本田の「……に書いた」という訳語のほうが適切のように思われる。あえて「[某年某月某日] に書いた」と明示的に補うこともできよう。

以上、「論拠となる重要資料について自身の解釈を公開するのは最低限の作業」という方針 [上巻 71] を実践してペルシア語原典資料に基づく自前の日本語訳を提出し、かつ漢文資料の術語との対応という新機軸を提案した著者の試みには敬意を表する。しかし、著者の新訳には本田の理解を本質的に改善した箇所は無いように思われる。また、上に指摘した②「体例を取る」、④ Turk に対する「畏吾兒」や Tāzik に対する「回回」、⑥「詞状 (nišan)」、⑦手数料 (rāh) に対する「道」、⑧「報酬をいう (ġawāb guftan)」などは、語義・文脈を正確に読者の理解に供するという点では、本田訳から後退している。これらの訳語はブルグチ任命書用例第 2 種・第 3 種や、続く第 10 章での『書記典範』所収命令文にも用いられるが、修正すべきであろう。その他にも、著者による改訳が不適切に思われる箇所は散見する<sup>(32)</sup>。著者自身も最近の文章で「後から臨む者は、岡目八目、情報も多いから、誤りに気づきやすいのは当然のことである」と強調するように [宮紀子 2020, 131]、文献史料の校訂・翻訳に際しては、挙証に基づいて先学の解釈を改訂・精緻化するのが大原則である。翻って、妥当な校訂・解釈を改悪してしまうことは慎まねばならない。

なお上述のように、②③④⑦⑨での多言語間の単語レベルでの対応の提案は、おおむね『華夷訳語』・『回回館訳語』などの対訳語彙資料に基づくと思われるが、牽強が目立つ。対訳語彙集の言語横断的な比較対照の重要性を唱える著者の見解 [上巻 436, 467 (n. 24), 493–495, 499–500, 523 (n. 88)] には同意するものの、対訳語彙集に示される単語とその解釈は、あくまでその編纂者の使用する用例・文脈の範囲で有効なものが収録されているに過ぎず、各々の語彙の多様な語義・用法の全てを反映するわけではない。個別の言語における用例や史料の文脈をふまえ、多言語間の対応を見極めた上で、モンゴル時代の「東西の連動」の諸相を帰納的に裏付けるべきであろう。

#### 【29】草堂寺コデン令旨碑のウイグル文字添書 [上巻 442, 474–475]

太宗オゴデイの次子コデン (Köden) が西暦 1245–1247 年にかけて西安郊外の草堂寺に発給した 4 通の令旨は、現在一つの碑石に合刻されて伝存する。その第 1 截・第 4 截には、本来の令旨の末尾に記されていたウイグル文字モンゴル語添書が模刻される。

この令旨碑を詳細に分析した杉山正明は、第 1 截の添書模刻の前半部分を sūme-in 「寺の」と判

(31) この点は 15 世紀のテュルクメン王朝 (カラコユル・アクコユル) のペルシア語命令文書でも同様である [小野 2014, 65].

(32) 第 3 種「第三者にかれを仲間・敵と認識させるな」←本田「他の者に彼に対する干渉・抗辞を許してはならない (diġarī-rā bā ū mušārik wa munāzi' na-šināsand)」; 「かれの勲功を阻壊するな」←本田「本官の権威を犯してはならぬ (haqq-i ū rā mawqūf na-dārand)」; 「丈夫たる諸の勲功に対して背くな」←本田「人間の権利への裏切りをなさず (dar huqūq-i mardum ħiyānat na-kund)」; 「雄弁な bilīgh 聖訓を得るぞ」←本田「妥当な解答を見つけ (bāz-ħwāst-i balīg yābad)」。最後の例の「bilīgh 聖訓」は、P. BLYĠ = balīg 「妥当な; 雄弁な」を M. bilīg 「知恵; 箴言, 訓言」と結びつけたものと推測されるが、誤解であろう。

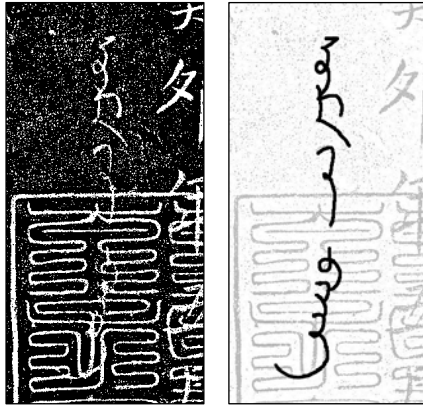


図2 コデン令旨碑第1截の  
ウイグル文字添書拓影(左)と復元案(右)  
[杉山 2004, 口絵 29 を画像処理]

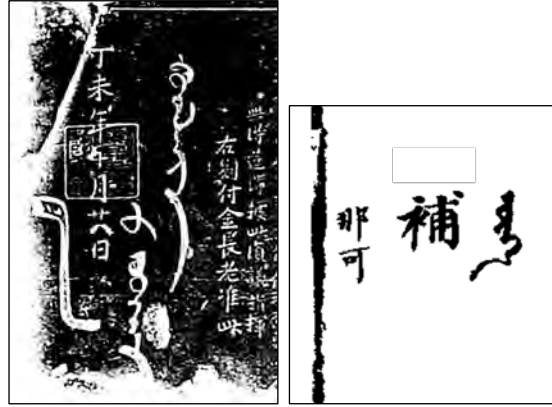


図3 コデン令旨碑第4截のウイグル文字添書拓影(左)と  
乙種本『華夷訳語』人事門の補: 那可 < v. nöke- (右)  
[杉山 2004, 口絵 28; HYYY/Beijing, 41]

読するにとどまり末語を不明としたが、評者はこの末語を *bičig* 「文書」と判読し、杉山もこれをおおむね承認した [杉山 2004, 429, 453, 456]。これに対して、著者は *bičig* を *bosqa(l)* 「修蓋」と修正する可能性を指摘する [上巻 474-475]。しかし *bičig*=BYČYK という筆致は、印鑑の模刻と重なるとはいえ既公刊の拓影からも明瞭に判読でき、逆に語頭の B- に後続する部分に -WSQ'L と判読できる筆致はうかがえない [図2 参照]。

一方、第4截の添書については、特に末語の解釈が問題となる。杉山はこれを 'WTQ'=udqa と読み、添書全体を *buralqin-u udqa* 「ブラルク (*buralqi*) たちの善果(?)」と試読した<sup>(33)</sup>。ただし、杉

(33) 著者は、杉山がこの添書を「BWR[A]LQYN-W 'WDQ'>*buralqin-u udqa* すなわち“ブラルクたちの文”と読んだと述べつつ、これが第1截の「寺の文書」と語義的に対応する可能性に言及する [上巻 474-475, n. 53]。杉山の原文の「ブラルク (*buralqi*)」を著者が「ブラルク」と誤記するのは、著者がモンゴル語形式を *†buralq* と誤解していることに影響されたものであろう。この誤解については前評 [松井 2019a, 76, fn. 31] でも指摘したが、著者 [上巻 478, n. 79] が言及していた17世紀のアルメニア語・キプチャク語辞典にみえる *bularyi* および *bularyiliry* という用例 [Tryjarski I, 167] も語末の /y/~/q/ を示唆する(テュルク語の接尾辞 *+liry* は介在母音を必要としない)点、追記しておく。

一方、杉山が「善果(?)」と訳した *M. udqa ~ udqa-a* は、「本質, 根本, 意義, 意図, 意味, 概念, 内容」を原義とする [Kowalewski I, 389; Lessing, 862; MKT, 252; cf. Poppe 1973]。この *udqa* を「文」と漢訳する例は『五体清文鑑』にいくつか見出される: No. 2883, *M. udqa-uyangy-a* = Chin. 文章; No. 2995, *udqa-a* = 文; No. 2996, *udqatümüi* (< v. *udqatu- < udqa*) = 通文; No. 2997, *udqači* = 文理大通; No. 9199, *udqalamui* (< v. *udqala- < udqa*) = 舞文。しかし、これらの *udqa* 「文」の用例は、むしろ「(本質的な意義をもつ) 文章; (文章の本質としての) 文義・文理」のような、抽象的な概念を示すものとみなすべきである (No. 2995 の「文」に対訳される *T. ḡatt* 「字, 文; 文書」も、おそらくは表面的な逐語訳であろう)。杉山が言及した漢蒙合璧西寧王ヒンドウ碑文の *ṣ3urtu-da üiledügsen-iyer sayin udqa-a* 「以前の行ないによる善根」[Cleaves 1949, 68, 92] をはじめ、13-14世紀のモンゴル語文獻中の *udqa ~ udqa-a* の在証例はいずれも “sense; reason; help; meaning; Ziel, Bedeutung, Obiegenheit” と解釈されている [Poppe 1967, 26, 30, 32, 47, 116, 120, 122, 139; BT XVI, 225]。 *M. udqa* は『翻訳名義大集』でも *Tib. don* 「義」におおむね対訳され [福田 2001, 113]、17世紀の『蒙古源流 (*Erdeni-yin tobči*)』でも抽象的な「本質; 本義」をさす: *quriyan üiledügsen-ü udqa möngke busu* 「行為の本質 (*udqa*) は永遠でない」, *surtaqui gün narin sudur tarni-yin nom-un udqas-i būrin-e uqayad* 「学ぶべき深密なる経・陀羅尼の教法の本義 (*udqas*) をすべて知り」[ET/Rachewiltz, 168, 190; 岡田 2004, 16,

山も疑問符を付したように、文脈が十分に通じないことから、評者は末語を TWQ' = toya (~toyan) 「数」の誤刻とみなす可能性を指摘した [杉山 2004, 434, 453, 456]。一方、著者は評者の指摘には言及せず、buralqin-u nökgēn-e 「buralq [sic] の人毎の補填 (に)」という修正案を提示する [上巻 442]。この nökgēn-e という形式のためには、綴字を NWYKK'N' と判読する必要があるが、拓影による限り、少なくとも語中の -YKK- に相当する字画は見出せない [図 3 参照]。さらに著者は『華夷訳語』人事門の「補」=那可 <v. nöke- (~nökü-) のウイグル文字表記を参照させるが [上巻 475, n. 55]、やはり両者の字形はほとんど一致せず<sup>(34)</sup>、著者の意図を測り難い。

念のため、著者がここで提示する \*bosqal 「修蓋」、\*nökgen 「補填」という形式は、いずれも諸種のモンゴル語辞典や同時代のモンゴル語資料に確認できず、また語形成についても適切に説明されていない。文字そのものを正確に判読することの重要性と併せて、未在証の形式を学術的に扱うための手続きへの注意も望まれる。

なお評者は最近、第 4 截の添書について、buralqin-u tul-a 「ブラルキたちのために（発行した文書）」という別解を提案した。これは、図 3 左の拓影左端に見える し 状の刻線を、末語の TWL' = tul-a (~tula) 「～のために」の分綴された aleph (= -a) とみるものである。やはり誤刻を前提とする点で鉄案とはいえないものの、至元十三年 (1276) 京兆路府学宛て安西王相府公拋碑やカラホト出土の漢文文書類にみえるパクパ字モンゴル語添書の並行例との比較からすれば、十分に蓋然性があると考えられる [松井 2018a, 21; cf 松井 2008, 17; MDQ, Nos. 54, 112–115]。

### 【30】「分付」[上巻 457]

『通制条格』の直訳体漢文の一文「交鑄着印子，分付與闡遺監」を、著者は「印子を鑄き交着闡遺監に分付け与え」と読み下す。「分付」は唐宋時代の吏読文では多く「命令・指示する」を意味するが、本処の直訳体の用例については、根底のモンゴル語表現として v. tayul- (~da'ul- ~ta'ul- ~tawul-) 「引き渡す、配付する」[栗林 2009, 131, 449–450; 栗林 2003, 159] を想定し、「(印章を) 引き渡す」と解釈すべきではないか。カラホト出土モンゴル契にもこの用法の v. tayul- は確認される [松井 2016c, 206–207]。

### 【31】大元ウルス衙門名のペルシア語音写 [上巻 460–461]

著者は本処で、闡遺・遺失物 (bulārgū) の管理に関して『集史』クビライ紀 [ĜT/TS, f. 207a] にみえる大元ウルスの 6 つの衙門の漢語の原名を、イスタンブル写本の表記をもとに再構する。こ

---

296, 340]。以上の用例に鑑みれば、udqa を、第 1 截の bičig 「書いたもの、文書、証書」のような即物的な語彙と同義とはみなし難い。

なお、杉山による第 4 截の訳文は、本章の原載論文 [宮紀子 2011, 705, n. 49] では言及されていない。著者が本書への再録に際し、杉山の原文の「善果(?)」を「文」と改変して引用するのは、よもや杉山の所説を故意に誤解させようとした改竄ではあるまいが、ざりとて誤植や勘違いにはいささか不自然であり、事情を解しかねる。

(34) 本章の原載論文 [宮紀子 2011, 732] では第 4 截の nökgēn は nökgēn 「補填」と判読され、本書とは一致しない。いずれにせよ、この判読案も綴字とは整合せず、従い難い。

これらの衙門名の再構はまず Blochet によって試みられ、諸種の『集史』訳註・校訂でも多く踏襲されているが [ĜT/Bloch, 479–481; cf. ĜT/Boyle, 279–281; ĜT/Rawšan II, 907–908; ĜT/Thackston II, 443–444], 漢籍資料の情報をふまえた著者の提案はそれらを改善するものとなっている。

① ŁYS = lays << 闡遺寺/所, ② LWSH = lüšu ~ liwšu < 留守 (パクパ字音 liw-siw) という著者の再構は、Blochet 以来の旧案の修正としての的確である<sup>(35)</sup>。ただし、① LYS = lays (ليس) という綴字と闡遺寺/所 (パクパ字音 lan-yvi-zhi/šu) との音韻上の乖離はなお問題として残る。他写本の AYN (أين) ~ LBN (لبن) という綴字 (Y は rasm) と比較すれば、末字の -S/-N を -Y の誤記とみて、例えば \*LNY = lan-ī (لنى) ~ \*LNYY = lan-yī (لنى) < 闡遺, さらに \*LNYSY = lan-yi-sī (لنىسى) < 闡遺寺などと修訂する余地は無いだろうか。

③ HNLWYN (حنليون) を、Blochet は ČBYWN (چيون) < 枢密院の誤写とみなし、Doerfer はおそらく枢密院のモンゴル語音写 čümüi-ön<sup>(36)</sup> を念頭に置いて ČMYWN (چميون) と微修正した [cf. TMEN III, Nr. 1060]。これに対し、著者は ŠNKYWN = šankūan (صنكيون) < 宣徽院 (パクパ字音 sven-hüv-ven) と校訂するが、写本の綴字や既知の漢語音写体系とは十分に整合しない<sup>(37)</sup>。しかし、著者が問題の衙門を宣徽院に比定すること自体は、闡遺寺/闡遺所/闡遺監との統属関係や歴史的な背景をふまえて説得的である。本処については、写本執筆段階での誤記、もしくは西伝して『集史』編纂に供された情報自体の誤解・混乱を想定すべきかもしれない。

④ TWNĜYWN を TWNČNWN と校訂して通政院 (パクパ字音 t'uŋ-jiŋ-ven) に比定することは、つとに Blochet により提案されており [cf. TMEN II, Nr. 985], 著者 (および原載論文 [宮紀子 2011, 717]) の tuncūnūan も結果的にこれをほぼ踏襲する。政の庚韻を /in/ ではなく /un/ と再構するのは単なる誤植か [cf. 遠藤 2016-1, 112–113]。

さらに後続の⑤ ZWŠYTAY < 御史台, ⑥ SNWYŠH < 宣慰司/泉府司への比定は、原載論文 [宮紀子 2011, 717–716] には無く、本書で増補されたものである。

イスタンブル写本で⑤の語頭が R (ر) と綴られるのを、著者は Z (ز) の誤字とみて zūšitāy < 御史台と再構する。これは Blochet 以来の zūšitāy の微修正といえる [cf. TMEN III, Nr. 1202]。御史台への比定そのものは妥当であるが、漢蒙合璧碑文における Chin. 御史台 > M. üši-tai の借用

(35) Blochet は①を LYŠH = liša (ليشه) と読みかえて「吏司」あるいは「礼司」の音写とし、②には「路司」を再構するが、いずれもモンゴル時代に存在しない衙門名である。

(36) Cleaves 1949, 71. ウイグル語でも同様に čümüi-üen, パクパ字モンゴル語では č'ü-muē-ven と在証される [cf. Geng/Hamilton 1981, 42; 卡哈爾=巴拉提・劉迎勝 1984, 69; 照那斯圖 1991, §10]。

(37) 『珍貴の書 (Tanksūq Nāma)』は宣を SUWN ~ SUWYN とアラビア文字表記し、その音価は \*syen と再構される [遠藤 2016-2, 324, 305]。『集史』第 2 部所収の中国史 (Tārīh-i Hiitāy) も、宣を SWN = sūn (~ suwin) ~ SN = sun と音写する [本田 1991, 392–393; Isahaya/Endo 2017, 137, 140, 144, 145, 151, 152, 154, 156]。また、ペルシア語・オスマン語ではアラビア文字の š はおおむね後舌のチュルク語に用いられる [TMEN III, Nr. 1336–1339; Redhouse, 1149–1150] のに対して、モンゴル語・ウイグル語では宣は SWYN = sön ~ süen (süen) と音写され、明らかに前舌音をもつと認識されている [Cleaves 1949, 79; Cleaves 1950, 89; 中村・松川 1993, 83; 渡部洋 et al. 2012, 117; 庄垣内 1987, 137; MDQ, 194]。これらの例に鑑みれば、宣の語頭音の表記に š 字が用いられた可能性は低いように思われる。また、曉母齊微韻の微が -KY- とアラビア文字表記されたとも考え難い。『珍貴の書』の曉母・齊微韻のアラビア文字表記については、遠藤 2016-1, 78–79, 94 を参照。

例 [Cleaves 1949, 66, 124] に鑑みれば、ペルシア語表記の語頭の R は A (ا) ないし W (و) の誤記とみて AWŠYTAY = ūšītāy ~ WWŠYTAY = wūšītāy < 御史台と校訂すべきである<sup>(38)</sup>。

⑥については、Blochet の SYWNŠH (سيونشه) < 宣慰司 (パクパ字音 sven-ue-shi) という比定がおおむね容れられてきた [cf. TMEN III, Nr. 1277]. これを著者は SNWYŠH = suanwīši (سنويشه) と微修正しつつ、原語再構の第二案として新たに泉府司 (tsven-hvu-shi) を提案する。

本処『集史』記事の内容に鑑みれば、著者の別案の泉府司を採用すべきである。著者も引用する通り、ここで SYWNŠH ~ SNWYŠH は「あらゆる使臣たち (ilčiyān), 商賈たち (bāzargānān), 来往のものたち (āyanda wa šawanda) がいる第六の衙門」と説明される。この説明は、泉府司がオルトク商人および諸外国からの使臣・隊商を管轄していたことと符合する。また SYWNŠH ~ SNWYŠH は「聖旨と牌子は、かの衙門 (dīwān) の管轄である」とも説明され、その長官としてダシュマン (P. Dāšman < M. Dašman) という人物が言及される。このダシュマンは、『集史』クビライ紀の別記事で「(成宗テムル治世でも) なお信任され、勅書 (yarliḡ < T. yarliḡ ~ M. ĵarliḡ) ・牌子 (> P. pāyzi) ・オルトクたち (ūrtāqān) および出入するもの (šādir wa wārid) の案件を管轄している」[ĜT/TS, f. 210b; ĜT/Rawšan II, 925; cf. ĜT/Boyle, 297] と記録されるダシュマンと明らかに同一人物であり、漢籍史料で泉府司 (およびその前身の斡脫總管府) を統括したと伝えられるケレイト出身のダシュマン (答失蛮<sup>ᠳᠠᠰᠢᠮᠠᠨ</sup> < T.-M. Dašman) に同定される<sup>(39)</sup>。このことも、本処記事がダシュマンにより統轄されていたと伝える SYWNŠH ~ SNWYŠH が泉府司であることを傍証する。

これらの情報は著者も当然に承知していたはずで、それゆえ泉府司を別解に掲げたのであろう。にもかかわらず、この別解を前面に主張しなかったのは、パクパ文字・アラビア文字資料に基づく泉・府の推定音価が『集史』の SYWNŠH に整合しないという判断に基づくのかもしれない<sup>(40)</sup>。ただし、泉府司のウイグル文字ウイグル語・モンゴル語表記としては SWYN-VW-SY = sön-vu-si ~ süen-vu-si あるいは SWYN-WW-SY = sön-wu-si という形式が想定される<sup>(41)</sup>。本処の『集史』記事

(38) Blochet は WWŠYTAY = wūšītāy < 御史台という再構案をあえて斥け、「日本語で (en japonais) 御に /dʒio/ という異音があるとして žūšītāy を提案した [ĜT/Bloch, 480]. しかし、元代漢語のペルシア語音写の再構に日本漢字音を応用するのは牽強附会であり、また日本語で御が /dʒio/ と読まれたというのも何らかの誤解であろう。『珍奇の書』における疑母の音写例 [cf. 遠藤 2016-1, 77; 遠藤 2016-2, 1] と比較しても、御 (パクパ字音 ü) がペルシア語で zū / žū と音写されたと推定する根拠は見出せない。

(39) 楊志玖 1983, 111-114. ただし楊志玖は、本処の『集史』記事については Boyle 訳を利用し、SNWYŠH を宣慰司と推定するにとどまる。ダシュマンについては、さらに Endicott-West 1989, 135-136; 四日市 2006a, 13-14, 18, 19; 四日市 2006b, 138-139, 18, 19; 本書下巻 792, n. 31 などとも参照。なお本書の索引 [下巻 1077] は、本処のダシュマンと下巻 782, n. 259 で言及される「答失蛮<sup>ᠳᠠᠰᠢᠮᠠᠨ</sup>毎」を同一人物として立項するが、後者は一般名詞としての「ムスリム識者 (P. dānišmand > T.-M. dašman)」と解釈すべきである。

(40) 『珍貴の書』では泉は tsuwin ~ tsiYn (ts は破擦音 [ts] を示す特殊文字)、府は fwu (فُو) とアラビア文字表記される [cf. 遠藤 2016-1, 66; 遠藤 2016-2, 324, 305].

(41) 泉のウイグル語音写としては、TSWYN = tsuən (~ tsön) の他、従母を反映する /ts/ がウイグル語固有の /s/ に合流・交替したことを示す SWYN = süen (~ sön) という形式も頻見する [庄垣内 1987, 104; 吉田 1994, 318, 309]. また、泉と同じく従母仙韻の全 (パクパ字音 tsven) がウイグル文字モンゴル語で SWYN = sön (~ süen) と表記されたことは、張応瑞碑文の Chin. 全寧府 > M. sön-ning-wuu という借用例から確認できる [Cleaves 1950, 110]. なお、張応瑞碑文では府が WWW = wuu と音写されるが、ウイグル語・モンゴル

が依拠する情報の西伝にウイグル語・モンゴル語資料の介在を推定して、『集史』の綴字 SYWNŠH を \*SYNWSH=\*suynwusi などと校訂し、泉府司のウイグル文字表記 sönwusi~süenvusi の反映とみなすことも可能ではなからうか。

いずれにせよ、『集史』における漢語術語のアラビア文字形式については、情報源・音写借用・書写の各段階における誤りに注意する必要がある、確実な比定はしばしば困難である [cf. 矢島 2008, 272]。諸方の再検討を鶴首する。

### 【32】キタイ語称号とテュルク語・モンゴル語との関係 [上巻 468, n. 25]

著者は欧陽玄『圭齋文集』巻 11 所収の『高昌偃氏家伝』を引用しつつ、突厥・ウイグル帝国の官称号シャド (T. šad > Chin. 設~殺~察) と、キタイ語の称号シャル (šāl > P. šāl ~ Chin. 沙里~舍利) とが同一視されていたと指摘する [cf. 下巻索引 1115]。ただし評者らは、モンゴル時代のウイグル語文献にみえる šal 号を検討した上で、この欧陽玄の説明は牽強附会の可能性が高いと考えている [白・松井 2016, 33, fn. 5]。なお、著者は引用文中の人名を「赫思迭林」とするが、この漢字表記は Qiz-Tärim とウイグル語に再構できる。

また、ペルシア語資料にみえるケレイト王族の称号 P. sangum ~ sangün ~ sāngün ~ M. senggüm について、漢字で「詳穩」と表記されるキタイ語との関連を指摘する。著者は言及しないものの、この「詳穩」の語源については、Pelliot, Wittfogel, Boyle, Doerfer, Rachewiltz, 村上正二ら多くの先学が、漢語「相公」あるいは「將軍」と関係づけた種々の見解を提示していた。評者らは最近、それらの諸説を整理した上で、漢語「將軍」がまず突厥・ウイグル時代の古代テュルク語に sajun ~ sājun (~ Uig. sangun) と借用され、これがキタイ語に sänggun ~ sajun ~ sājun (> Chin. 詳穩/常袞/敞穩)、さらにキタイ帝国・金帝国の影響下にあったモンゴル高原の遊牧集団には sajun ~ sājun (> P. sangün ~ sāngün) もしくは語末音が異化した sānggüm ~ senggüm (> P. sangum) として継受されたものと想定した [白・松井 2016, 34–35, fn. 6]。彼此参照されたい。

さらに著者は M. lingqu ~ P. līngqūm ~ līngūm ~ linqū についても、漢語の令公だけでなく『遼史』・『金史』国語解の「令穩」との関連を示唆する。Chin. 令公が、『遼史』で「令穩」と漢字音写されるキタイ語を経由して M. lingqu (~ lingqun) と借用されたという見解はつとに Pelliot により提出された [Pelliot/Hambis 1951, 23–24; Pelliot *apud* Hambis 1945, 11–12; cf. Pelliot 1943, 39]。Dorfer はこれに対し、『元朝秘史』(01:29:03–04, §47) にみえる属格形 čaraqai lingqu-yin > 察<sup>𑖀</sup>刺孩 領<sup>𑖀</sup>忽因 という形式からは語末の -ng ~ -n ~ -m を導き難い点をはじめ、いくつかの不整合を指摘している [TMEN I, Nr. 359]。これらの説明のためには、今後、キタイ語の研究成果を援用することが求められよう<sup>(42)</sup>。

語出土文献では多く VW(W) = vu(u) の形式をとる : e.g., 総管府 > sunggon-vu, 王府 > ongvvu, 永昌府 > yung-čang-vuu, 府尉 > vuu-ui, 府判 > vuuban [e.g., MDQ, 74; 松井 2017, 89; 松井 2018a, 8–11]。

(42) 大竹昌巳によれば、「令穩」のキタイ語原語は liqun であり、その語末の -n は単数主格形でのみ現われるという [大竹 2016, 9]。



【33】『至正条格』[上巻 469-470, n. 30]

引用文に対する著者の読み下し「戸部の官が備し着（きた）度支監の文書の裏、呈に」は、「戸部の官が備し着（説つて来た）：度支監が文書によって呈するには」というような文脈とも考えられる。根底となり得るモンゴル語表現 *bičig-iyer ügüle-jiya-*「文書により述べる／示す」や、モンゴル語の造格が「裏」で直訳される点については、前評 [松井 2019a, 72, fn. 23] を参照。

【34】P. *īdācī* < M. *idegeči* [上巻 470, n. 30]

著者は『集史』にしばしば見える *īdācī* は——じゅうらい *e'udeči* (=『元朝秘史』巻七 20b：把門の毎) に批定されてきたが—— *idegči* [sic] 給食官であると述べる。著者の「じゅうらい」が具体的にいつまでの時期をさすのかは不明瞭ながら、著者の引用する Doerfer は、つとに M. *idegeči* (~ *ide'eči*) > P. *īdācī* の借用を正しく指摘している [TMEN I, Nr. 64].

また著者は、*Rasūlid Hexaglot* の A. *al-šarābī* “wine-server” = P. *šarāb-dār* “do.” = T. *bādīrcī* (< *badīrcī*) = M. *īdācī* (< *idegeči* ~ *ide'eči*) “officer in charge of food” という対訳例 [RH, 203] から、*idegeči* の職務を「より厳密に言えば葡萄酒担当であろう」と推定する。しかし、*idegeči* は M. *idege(n)* 「食物、食料」からの派生語であり、また T. *badīrcī* も *badīr* ~ *patir* 「鉢 (< ToChA. *pātār* < Skt. *pātra*)」から派生した「鉢持ち；飯鉢係」と解される<sup>(43)</sup>。これらをアラビア語・ペルシア語の「葡萄酒係」と単純に対応させられるか、いささか疑問である<sup>(44)</sup>。

【35】「覷面皮」[上巻 479, n. 84]

『元典章』巻 34・兵部 1・軍役・軍駆・拘刷在逃軍駆にみえる直訳体漢文の「覷面皮」を、著者は「面皮を覷て」と訳し、「目こぼしをする」と解釈する。「覷面皮」と類似する表現には「看覷面皮」・「看循（順）面情」・「面情覷看」などもあり、元代白話資料の用例はおおむね「顔を利かせる；～の顔を立てる、～に免じる」などと解釈されている [田中 1961, 57-58; 金・玄・佐藤 2002, 292].

ただし亦鄰眞は、モンゴル時代の直訳体漢文にみえる「覷面皮」をモンゴル語に由来する表現とみなし、「私情に循って法を曲げる」意と解釈する [亦鄰眞 2001a, 593; 亦鄰眞 2001b, 166]. おそらく、現代モンゴル語の *niyur qara-*「顔を見る」が成句として「顔をうかがう、遠慮する；情実により不正を働く」を意味することを念頭に置いた見解であろう [cf. Kowalewski II, 649; Lessing, 580; MKT, 375]. 実際、かつて田中謙二が「顔を利かせる；～の顔を立てる、～に免じる」と解釈した「覷面皮；看順面情；看覷面情」のいくつかの用例も、文脈に照らせば「(有力者の) 顔をうかがう」と解釈できる<sup>(45)</sup>。

(43) モンゴル文語では同形の *badīrcī* は「托鉢僧」を意味する [MKT, 430].

(44) モンゴル時代のウイグル語行政命令文書やチャガタイ=ウルス発行モンゴル語文書には、*bor* 「葡萄酒」に由来する *Uig. borčī* ~ M. *borčī* 「葡萄酒係」という術語も在証される [松井 2015a, 63; BT XVI, Nrn. 73, 74].

(45) Cf. 田中 1961, 57-58; 『元典章』巻 5・臺綱・整治臺綱「係官の錢糧・造作の物料から剋落・侵盜するものや移易して借貸するもの、面皮を覷い肚皮を要めるものが、百姓毎を生受ませている【係官錢糧造作物料内、克落侵盜的、移易借貸的、覷面皮要肚皮、教百姓每生受】」；『大元馬政記』廣文書局版, 35「派遣され

さらに、西暦 1352 年チャガタイ=ウルス当主トゥグルク=テムル発行モンゴル語文書 (BT XVI, Nr. 70) には、「位下 (uruy)・投下 (aimay)」などの有力者に「遠慮する、忖度する」という文脈で niyur dur-a üje- 「顔と心を見る」という表現が在証され、明らかに直訳体漢文の「看循面情」・「面情觀看」に対応する [松川 1995b, 117]. 直訳体漢文の「覷面皮」も「面皮を覷う」などと読み下し、その根底のモンゴル語表現に niyur üje- / qara- 「顔を見る」を想定して、「(有力者に) 遠慮する、忖度する」などと解釈すべきであろう。

ちなみに、モンゴル時代以降のペルシア語資料にも、同様に「心と顔を見る／顔と心を見る」という表現がみえる。評者の確認し得た在証例は以下の通りである。

- ① 687/1288 年バイトミシュ (P. Bāytmiš < T. Baytmiš) 発行ペルシア語命令文書：「イスラームの聖法が命ずる通りに正しく裁定し、心と顔を見るな (i<sub>3</sub>čunānki ḥukm-i šar‘-i musalmānī ast barāstī i<sub>4</sub>ba-qaṭ‘ rasānīd wa dil wa rūy na bīnīd)」 [PUM, Nr. 1]
- ② 『集史』ガザン紀第 3 章第 6 話：「[宝庫管理官 (ḥazānadār) たちは] 純度の高い金塊 (bāliš-hāī zar surḥ) や宝飾品 (murašša‘āt) を商人に売り払っていたが、皆が互いの顔と心をうかがっていたため (ḡihat-i ānk ḡumla rūy wa dil-i yakdīgar mī dīdand)、誰もそのことを口外しなかった」 [ĠT/TS, f. 298b; ĠT/Ali-zade III, 390; ĠT/Rawšan II, 1349; ĠT/Jahn, 182]
- ③ 『集史』ガザン紀第 3 章第 10 話：「このような理由で、私 (=ガザン) もまた、まず汝ら (=イスラーム法官) の罪過を尋問して汝らを譴責し (ḡunāhān-i šumā pūrsam wa ḥiṭāb bā šumā kunam)、顔と心を見ることはない (rūy wa dil na-nigaram)」 [ĠT/TS, f. 302b; ĠT/Ali-zade III, 407; ĠT/Rawšan II, 1366–1367; ĠT/Jahn, 198]

た官員や各処で馬を拘刷するものたちは、因而に馬疋を交換したり錢物を取ったり、また(有力者の)面情を着順うな【差去官并各處刷馬官吏人等、不得因而抵換馬疋及取收錢物、看順面情】；『大元海運記』上、廣文書局版、43 「(有力者の)面情を看覷ったり、錢物や酒食を受けて(不正を)告発しなかった者は、その贈賄額の多寡により断罪・追徴したうえ免職する【或看覷面情、或受錢物酒食不舉者、量其取受輕重、断罪追錢、并行罷去】。

その他にも類例を確認できる：『站赤』9、廣文書局版、99 「もしダルガチ管民官や委付され赴任する者たちが(有力者の)面皮を看覷い勾當をおろそかにしたら断罪せよ【如達魯花赤管民官并委付去底人每、看覷面皮不為用心勾當、亦行断罪】；『元典章』卷 6・台綱 2・体察・戒飭司官整治勾當「令史たちが(賄賂を)受け取り(有力者の)面皮を覷って公事を差錯させ文書(の事務)を遅誤させたら、監察と行省の官が一同に審問せよ【令史取受覷面皮差錯公事遲誤了文書呵、監察與行省官一同審問】；同卷 23・戸部 9・農桑・栽種・禁斫伐桑果樹「城子のダルガチ・総管が禁約するよう好生に用心せず、あるいは(有力者の)面皮を覷って賠償しなければ、咱毎に上奏して知らせよ【城子裏達魯花赤總管、不好生用心禁約呵、覷面皮不交陪呵、咱每根底奏者】(『通制條格』卷 16・田令, No. 335 にも同内容あり)；『通制條格』卷 4・戸令・女多淪死, No. 125 「女兒を溺死させる者の面情を看覷って聖旨に違反したならば、管民官たちを有罪とせよ【女孩兒根底水裏撒的人面情看覷着、違奉聖旨、管民官每有罪過者】；同卷 6・選舉, No. 155 「(有力者の)面皮を覷って子細に体覆べずみだりに保舉する者たちを見つけたら免職せよ【覷面皮不肯子細体覆、亂行保舉の人每根底、察知呵、罷了勾當】；同卷 28・雜令・分間怯薛, No. 552 「中書省・樞密院・御史台や各アイマク (M. aimay = Chin. 枝兒) において、(有力者の)面皮を覷うことのない者を選任して好生に分間れば、錢糧を省減できます【省・院・臺裏、各枝兒裏、摘委着不覷面皮的人、好生分間呵、多省減錢糧也者】。

- ④『集史』ガザン紀第3章第14話, 699年(1300) Rağab月3日付ガザン敕令:「私(=ガザン)は聖法と正義に合致する証書(ḥuğḡatī)をイスラーム法官から受け取るよう命じて、誰にも顔と心を見ないようにさせた(tā hīc kas rüy wa dil na-nigarad) [ĜT/TS, f. 307b; ĜT/Ali-zade III, 431; ĜT/Rawšan II, 1391–1392; ĜT/Jahn, 222]
- ⑤『集史』ガザン紀第3章第14話, ガザン敕令(④とは別):「今後はいかなる者の顔と心をも見ず(rüy wa dil-i hīc āfarīda na bīnand), 栄光と至高の神のほか、なんびとの方にも従わない……という書付(ḥuṭūt)を全法官から取ることを命じた」[ĜT/TS, f. 309b; ĜT/Ali-zade III, 439; ĜT/Rawšan II, 1400–1401; ĜT/Jahn, 230]
- ⑥『オルジェイトウ史(Tārīḥ-i Ūlgāyū)』:「[自分達を譴責しなかった理由を尋ねるアミールらに対し]帝王(=オルジェイトウ)の頬は薔薇のように微笑んで、仰った:「あつてはならぬことだが、決して恥や羞恥心(šarm wa ḥayā)あるいは顔・心を見ること(rüy dil dīdan)ゆえにできなかったのではない。そうではなく、慈悲や恩恵のゆえなのだ」[TU/Hambli, 239]
- ⑦『書記典範』断事官職(imārat-i yārgū)任命書用例第2種:「[バヤンテムル=バフシ(Bāyān-Timūr bahšī)は]正義の法とヤサ(qānūn-i ma‘dalat wa yāsāq)について熟知し、正義に従って裁定し(ba-mūğib-i rāstī ba-qaṭ‘ rasānīda), いかなる者の顔・心をも見ず(rüy dil-i hīc āfarīda na-dīda)」[DK/Ali-zade II, 33; cf. DK/Aḥmadī Dārānī II, 507]
- ⑧『書記典範』軍政官職(šihnağī)任命書用例第1種:「彼(=軍政官アリーベク(‘Alī-beg))もまた、強制や強欲(ḥayf wa mayl)・奉仕や賄賂(ḥidmat wa rišwat)から慎重に距離をとり、暴虐や過剰[な要求](zūr wa ziyādātī)をなさず、いかなる者の顔・心をも見てはならない(rüy dil-i hīc āfarīda na-bīnīd)」[DK/Aḥmadī Dārānī II, 509; cf. DK/Ali-zade II, 36]
- ⑨『両星の上昇と両海の交合(Maḡla‘ al-Sa‘adāyīn wa Mağma‘ al-Baḥrayn)』793/1390–91年条:「諸方の王国を支配するスルターン(=ティムール)はキプチャク草原の攻撃(yūriš-i dašt-i qibčāq)を決意し、監軍官たち(tuwāciyān)を軍の招集に派遣し、いかなる者の顔・心も見ず(rüy dil-i hīc āfarīda na-bīnand), 新・旧, 騎兵・歩兵, テュルク・タージークの(あらゆる)諸軍を1年分の糧食と装備(āḡūq wa isti‘dād)とともに諸州・遊牧諸集団(wilāyāt wa aḥšām)から徴集してくるという誓紙(mučalkā < M. möčelge)を彼らから取り立てた」[MSMB I-2, 634]

Herrmann は①の文末の dil wa rüy na bīnīd を「公平であれ(unparteiisch sein)」と独訳した[PUM, 47]. これは、現代ペルシア語の rüy dīdan「顔を見る」が成句として「依怙鼻肩する」の意となることをふまえたものであろう[cf. Steingass, 597]. しかし②の「互いの顔と心(rüy wa dil-i yakdīgar)をうかがっていた」という文脈は、「依怙鼻肩する」という解釈には適しない. 上記①～⑨の「心と顔(dil wa rüy)／顔と心(rüy(wa) dil)を見る」という表現は、いずれも「顔をうかがう、忖度する、遠慮する」と訳すのが、文脈からも適当に思われる<sup>(46)</sup>.

<sup>(46)</sup> ②～⑤についての『集史』露訳本や Thackston 英訳は、rüy「顔」・dil「心」のいずれか一方のみを訳出することとどまり、成句としての語義を把握していない[ĜT/Arends, 214, 223, 237, 241; ĜT/Thackston III, 672, 681, 691, 694]. M. Parvisi-Berger の『オルジェイトウ史』独訳註でも、⑥の rüy dil dīdan は翻訳されていない

このうち、①③④⑤⑥は明らかにテュルク・モンゴル支配層が発話・記述した内容である。また⑦⑧を載せる『書記典範』の公文書用例も同様にモンゴル語の原文書から訳された可能性が高いことは、著者の指摘する通りである [上巻 501; 本稿脚註 19 参照]。従って、これらの「心と顔 (dil wa rūy) / 顔 (と) 心 (rūy (wa) dil) を見る」というペルシア語は、その根底に前述のモンゴル語 niyur dura üje- / qara- 「顔と心を見る；顔色と意向をうかがう、遠慮する、忖度する」を想定することが可能である。M. niyur > nīgūr = P. rūy および M. dura(n) > durān = P. dil という *Rasūlid Hexaglot* の対訳例 [RH, 205, 210] も参照できる。

特に、⑦⑧の rūy dil が写本によって rū bar dil (رو بر دل) ~ rūr bar dil (رور بر دل) ~ zūr bar dil (زور بر دل) ~ R bar dil (ر بر دل) などと誤記されることは留意される [DK/Ali-zade II, 33, 36; DK/Aḥmadī Dārānī II, 507, 509]。このような誤記は、『書記典範』写本作成時点で、rūy (wa) dil dīdan 「心と顔／顔と心を見る」という表現がペルシア語としてなお一般的ではなかったこと、換言すれば、漢語の「看循面情／面情觀看」と同様、M. niyur dura üje- / qara- 「顔色と意向をうかがう、遠慮する、忖度する」の透写表現 (calque) だったことを示唆する。

なお⑨はティムール朝の事例であるから、ここで言及される誓紙 (mučalkā < M. möčelge) に用いられた言語としては、モンゴル語よりもテュルク語 (チャガタイ語) やペルシア語が第一に想定される。M. niyur dura üje- 「顔色と意向をうかがう、遠慮する、忖度する」がティムール朝支配層が用いたチャガタイ語にまで受容された可能性については、チャガタイ語文献を扱う専門家の示教を乞う。

### [36] 「漢児匈奴」 [上巻 489–490, 509–510 (n. 4)]

『集史』第 2 部所収の中国史 (*Tārīḫ-i Ḥitāy*) は、モンゴル人が Ġāwqūt, インド人が Čīn, イラン人が Ḥitāy と呼ぶ地域 (wilāyat) すなわち華北地域が、当地の住民の言語 (zabān-i īsān 「彼らの言語」) で ḤAN ŽW ḤWN NŌY (خان ژو خون نوی) と称されたと伝える [cf. ĠTH/Jahn, 19; 本田 1991, 394]。著者は、第 10 章劈頭でこの呼称をとりあげ、ḤAN ŽW = Ḥān žū (~ Ḥān ž[i] (wa) < 漢児, Ḥūn nūy < 匈奴という再構案を提示する。その上で、「“漢児匈奴”、“漢児・匈奴／漢児=匈奴”なる概念は、歴代正史をはじめとする漢籍 [……中略……] を眺めているだけでは、まず気づき得ない」と述べ、この『集史』記事が「遊牧国家の継承者たるモンゴル帝国、その一部をなすフレグ・ウルス自らの語りであった」がゆえに「漢児匈奴／漢児・匈奴／漢児=匈奴」という概念を記録し得たと主張する [上巻 489–490]。

しかし著者の主張を換言すれば、モンゴル時代の華北の漢語が当地を「漢児」とともに「匈奴」と日常的に称しており、その呼称がイラン地域にまでも伝えられたにも関わらず、現地の漢語文献には一切記録されなかった、ということになる。このような状況が現実に生じたとはいささか想定

[TU/Parvisi-Berger, 198]. 『書記典範』を校訂した A. A. Aḥmadī Dārānī は、③④⑤⑨の用例および後代のペルシア語詩文などを引用しつつ⑦⑧の rūy dīdan を語釈し、「味方する、支持する (ġānibdārī wa ʔarafdārī kardan)」の意とみなすが [DK/Aḥmadī Dārānī II, 731]、これも①⑥⑨の文脈に適合するとはいえない。

し難い。モンゴル時代の華北をさす「匈奴」の用例が漢籍中に確認されないことを中華主義による隠蔽に帰すのも、反証可能性を缺く予断に思われる。

この HAN ŽW HWN NWY について、Jahn・本田は写本の原綴を示すにとどめたが、その他の先行研究は何らかの誤記を想定している。Pelliot は前半の HAN ŽW を Hānzi ( خان زی ) < 漢子の誤記、後半の HWN NWY を後続の Ğawqūt ( جاوقوت ) < M. jauqud の誤記と考えた [Pelliot 1959, 228]。一方、王一丹は前半の HAN ŽW には「漢子と (Hān z(i) wa)」または「漢族 (> Hān zū)」を再構し、後半の HWN NWY を ĞWNTW ( جون نو ) と校訂して「中土 (Čün tū)」の音写としつつも、別解として「中原／中州／中国」に対応する可能性をも指摘した [ĜTH/Wang, 80, 160; 王一丹 2006, 114]。Rawšan もこれを採用し [ĜTH/Rawšan, 1]、最近では諫早庸一・遠藤光暁もイスタンブル写本 (Hazine 1654) の綴字 HAN ŽW HWN NWY を示しつつ、疑問符付きながら王一丹に従って「漢(?)族(?)中(?)土(?)」と再構する [Isahaya/Endo 2017, 128]。

この語を「地域 (wilāyat)」の呼称とする『集史』の説明に鑑みれば、HAN ŽW ( خان ژو ) は Hān dū ( خان دو ) < 漢土もしくは Hān dī ( خان دی ) < 漢地の誤記<sup>(47)</sup>、また HWN NWY ( خون نوی ) は Čün yū'in ( چون یوین ) ~ Čün wīn ( چون وین ) < 中原の誤記とみなす余地もあるように、評者には思われた。いずれも漢籍にみえる表現である。

【37】突厥・ナイマン・ケレイトの官称号・職掌号 [上巻 491, 513–515 (nn. 13–16)]

著者は本処で、「契丹、突厥、鮮卑・拓跋、匈奴、各王朝におけるケシクの有無とその詳細はもとより、各職掌・称号の共通性、きまりごと——たとえば、モンゴル時代の東西で確認される todqa'ul / todqasun と突厥の吐屯・吐屯発および匈奴の屯頭王、テュルク諸部族、あるいは『元朝秘史』や『集史』にみえるナイマンやケレイトの王族たちに冠される qurčaqus, buyuruq [sic!], inančī [sic!], bilge [sic!], tayangu, gur [sic!] などの美号、Tuquz tuyluq khan 九纛汗すなわち支配者の帳幕に立てる纛 tuq の数といったような——について論じられることは、ほとんどなかった」と述べる。しかし、例えば突厥・ウイグルの官称号が契丹にも継承されたことは、先行研究でも多々論じられている [e.g., 韓儒林 1982, 314–316; Wittfogel/Fêng 1949; Menges 1968; 楊富學 2003; 武田 2008; 松井 2013; cf. 前項 【32】; cf. 上巻 511–512, n. 13]。またナイマンやケレイトの qurčaqus ~ qurjaqus, buyuruq, inanč, gür (~ kür) などの称号についても、テュルク語・ペルシア語史料に基づく検討は Doerfer はじめ多々あり、先行研究が「ほとんどなかった」という著者の言は、事実認識として正確とはいえない<sup>(48)</sup>。

(47) 著者 [上巻 508–509, n. 3] は『集史』チンギス紀 [ĜT/TS, f. 95a] の Hān aži ( خان اژی ) についても“漢児”を再構する。Rawšan の校訂形式 Hān zi ( خان زی ) もこれと齟齬しない [ĜT/Rawšan I, 441]。ただし、本文の『集史』中国史の HAN ŽW と同様、この Hān aži ~ Hān zi も「地域 (wilāyat)」の呼称として言及されているので、やはり \*Hān dī ( خان دی ) < 漢地の誤記を想定できるかもしれない。

(48) qurčaqus ~ qurjaqus については後述②を参照。T. buyuruq > P. būyrūq については、e.g., 羽田 1958, 333; Györfi 1960; TMEN II, Nr. 815; 護 1967, 111; 森安 1991, 197; PTMD, 220–222; inančī ~ inanč については、森安 1991, 192–193; PTMD 138–140; gür/kür-qan > gür hān については、TMEN III, Nr. 1672 のほか、Biran 2005, 38–39 に引用される諸文献を参照。

上記引用の通り、著者は *todqayul/todqasun* と突厥の吐屯・吐屯発、匈奴の屯頭王との「職掌・称号の共通性、きまりごと」の検討の必要性を提唱する。しかし、そこに付された註釈 [上巻 511–512, nn. 13, 14] では、吐屯・吐屯発については『通典』・『旧唐書』や『太平広記』、また屯頭王については『史記』など周知の漢文史料が引用されるにとどまり、それぞれの「職掌・称号の共通性」は具体的には示されない。

また著者は、吐屯・吐屯発の他に柔然時代の吐豆発・吐頭発という表記をも掲げ、これらをブグト碑文ソグド語面にみえる *t'tp'r x'y'n* すなわち佗鉢可汗（または達拔可汗）の名称 *t'tp'r* に同定した上で、*tudbar* という原語再構を提案する [上巻 512, n. 13]。しかし、この *tudbar* という形式は、評者管見の古代テュルク語資料には在証されず、*t'tp'r* というソグド語形式との相違も説明されない。漢字音写をみても、佗鉢 (*\*t'â-puât*)・達拔 (*\*d'ât-b'wât*) と、吐屯発 (*\*t'uo-d'uən-pjwvt*)・吐豆／頭発 (*\*t'uo-d'əu-pjwvt*) とが同一の原語に由来するとは考え難い。ブグト碑文には *t'tp'r* とは別に吐屯（麴斌造寺碑では「鑰屯 (*\*t'əu-d'uən*)」) のソグド語形式と考えられる *twōwn* という称号もみえること [cf. 吉田・森安 1999, 122–124; 吉田 2011, 6; 吉田 2019b, 16, 18, 30]、また突厥ビルゲ可汗碑文にも吐屯に対応するテュルク語形式 *tudun* が在証されること [e.g., 小野川 1943, 59, 381–382; Tekin 1968, 386; User 2009, 270; Kasai 2014, 85, 121; cf. 上巻 511, n. 13] も留意される。吐屯発に対応する表記は非漢語史料になお確認されていないものの、吐屯 <T. *tudun* ~ Sogd. *twōwn* と関連することは確実であろう<sup>(49)</sup>。なお、著者 [上巻 511] が引用する『旧唐書』巻 194 下・突厥伝も伝えるように、官称号としての吐屯は、おおむね突厥から支配下の非テュルク系集団（契丹・室韋や西域諸国など）の監督のために派遣される臣僚に与えられる例が多い [e.g., 護 1967, 43–45, 366–367; 韓儒林 1982, 322–323; 荒川 2010, 21, 83]。一方、モンゴル時代の *todqayul/todqasun* は、著者自身の指摘に従えば「街道・渡し場・関所などの警備隊」[上巻 460, 481–483 (nn. 113–114)] である<sup>(50)</sup>。両者の「職掌の共通性」がうかがえるのか、疑問である。

さらに、この叙述に関する註釈 [上巻 511–512, nn. 13, 15] では、『通典』巻 197・辺防 13 所引の突厥関係記事を中心として、非漢語術語の形式やその語解が縷々提示される。しかし、適切な文献上の根拠を缺くものが少なくないので、以下に問題点を指摘しておく。

①伊利可汗 <*il-qa'an* : この突厥初代君主の称号の漢字音写を *ellig* ~ *illig* (~ *elig* ~ *ilig*) *qayan* と再構すべきことは、前評【11】項 [松井 2019a, 69] で指摘した。

②可賀敦 <*qa'tun* : 著者の漢字表記「賀可敦」は誤植。また、*qa'tun* という古代テュルク語形式は知られていない。突厥文字テュルク語・ソグド語で在証されている形式は *Q T W N = qatun* (> Sogd. *x'twn* ~ *x'twnh*) であり、これが可賀敦ではなく漢文史料中の可敦／可孫という表記に対応す

(49) つとに羅新も、突厥の吐屯・吐屯発が柔然の吐豆発・吐頭発を継承した可能性を指摘している [羅新 2009, 141–146, 150–157]。なお羅新 2009 は漢籍中の鮮卑・柔然・突厥の各種の称号に関する情報を網羅して便利ではあるが、その原語再構案については十分な信頼を置くことができない。柔然の吐豆発・吐頭発に *tutuq bāg* という原語を再構するのも荒唐無稽である。これも含め、羅新の再構案の問題点については、陳懇 2015 の書評を参照。

(50) *M. todqa'ul / \*todqasun* については、前評【22】項 [松井 2019a, 78–80] と引用文献も参照。

ることはほぼ合意されている。従来、可敦・可孫は可賀敦が短縮された形式と考えられてきたが [e.g., 白鳥 1921, 354–350; 白鳥 1929, 59–60], A. Vovin は, qayan 「皇帝, 最高君主」と qan 「王, 君主」という序列との対比から, 可敦 (<qatun) 「后妃」よりも高位の「皇后」をさす別個の称号としての \*qayatur の存在を推定している [Vovin 2007a, 177–178].

③莫賀弗 <baya-vir: この「莫賀弗」は契丹や室韋の首長の称号としても漢籍資料にみえ, その原語は bayatur または bayačur, あるいはソグド語 βγpwɾ などと考えられているが, いずれも明確な根拠は無い<sup>(51)</sup>。一方, 吉田豊は, 隋唐時代の「莫賀」がソグド語資料の my' ~ my'' に対応し, 単純に baya とは再構できないことに注意を促している [Yoshida 2000, 9–11; 吉田 2019b, 7; cf. Kasai 2014, 127]. 著者が新たに提案する baya-vir という形式についても, 如上の先学の指摘をふまえつつ, 具体的な在証例あるいは語末の弗 <vir という要素の説明が望まれる<sup>(52)</sup>。

④哥利 <kari 「老」: これは qarī ~ qarī ~ kari の誤植か [cf. Kasai 2014, 128, qarī].

⑤賀蘭 <qulan 「馬」: つとに韓儒林も同様に再構しているが [韓儒林 1982, 307–309], T. qulan は「野生ロバ (*Equus hemionus*)」を意味するので [e.g., ED, 622], 『通典』の語解と整合しない。また, 前掲③では賀 (\*yá) に /ya/ を再構していたのに対し, 本処では /qu/ を再構するのの一貫性を缺く。

⑥索葛 <sač 「髮」: 索葛の中古漢字音 (\*sák-kât) に即する限り, 著者の再構は支持できない。Pelliot に従って原語を saqal 「髭」とし, 情報の混乱もしくは誤記を想定する方が, まだ可能性を残すと思われる [Pelliot 1926, 287; 韓儒林 1982, 309; Atwood 2012, 612].

⑦匏你 <bor 「酒」: 著者が再構する T. bor 「ブドウ酒」は, 匏你的漢字音 (\*b<sub>2</sub>juk-*nji*) と整合しない。やはり Pelliot が再構する T. bāgni 「麦から作られる酒, ビール」を採るべきである [Pelliot 1914, 450–451; Pelliot 1926, 287; cf. Zieme 1997, 439–441]. ちなみに, T. bāgni はマザールターグ出土の 8 世紀頃のテュルク語・漢語対訳語彙断片でも覓你 (\*miek-*nji*) と音写されて在証される [松井 2016a, 79].

⑧特勤 <tegin: 古代テュルク語で「皇子, 王子」を意味する tāgin ~ tegin は本来「特勤」と漢字音写されるべきところ, 唐代漢籍では一般的に「特勤」と誤られることは古代テュルク史研究の常識である [cf. 石見 2014, 2–3; Kasai 2014, 81]. 著者はこれについて「さらに考察の余地がある」と述べるが, まず先行研究に鑑みるべきである。

(51) E.g., Shiratori 1900, 61–62; 白鳥 1970, 220–221; 田村 1964, 69; Chen Sanping 2002, 295–296; Shimunek 2017, 203. 羅新の baya-bāg という再構案が成立し難いことは, やはり陳懇が指摘している [羅新 2009, 112–113; 陳懇 2015, 12].

(52) 『宋書』鮮卑吐谷渾伝は「莫賀」を「父」をさす「吐谷渾語」と解しており, 著者はこの莫賀が M. abaya 「叔父」の音写であった可能性を指摘する [上巻 512]. 同様の解釈はつとに Pelliot も提示している [Pelliot 1921, 329]. しかし『宋書』の語解は, 吐谷渾君主の碎奚が息子に政務を委ね, 自身を「莫賀郎」と号したことに因説するもので, この文脈に「叔父」という解釈は整合しない。Vovin は「莫賀」の漢字音から abaya と再構することを否定し, その原語をキタイ語の m.o ai 「大父」や m.o hor 「大人」と関連させる [Vovin 2015, 162–163]. なお羅新は, 「莫賀」自体の転義を想定すれば, 宋書の語解「父」に拘泥する必要はないという立場をとる [羅新 2009, 112–113].

また著者は、11世紀のカーシュガリー (Maḥmūd al-Kāšgarī) の『テュルク語辞典 (*Dīwān Luġāt al-Turk*)』の語解 [CTDI, 314] に基づいて「tegin が“奴隸”の意から転じてカアンの子の称号となったことは間違いない」と述べる。しかし通説では、著者の語解とは正反対に、「男性王族；王子」をさす称号 tegin が一般化して「奴隸」に転じたと考えられており、これは8世紀の突厥文字碑文をはじめ、カーシュガリーに先行する諸資料の用例に基づく [e.g., ED, 483; 護 1967, 365, 406-407; Moriyasu 2001, 166; User 2009, 268-269].

⑨俟斤：これを T. irkin の音写とみなす通説を排して、著者は「キュリ・ Chol 碑文にみえる称号のひとつ čiqin, 『集史』『カブル・カン紀』にみえる称号 chīgīn (Ot-čiqin の čiqin) の可能性がある」と主張する。しかし、著者の示す ütčīgīn~ütčīgīn (<M. otčigin) の綴字に、čiqin という要素は見出せない<sup>(53)</sup>。一方、キュリ=Chol 碑文の当該語は突厥文字で čQN と記され、T. čiqan 「母方のおばの息子」に由来する称号と考えられている [e.g., ED, 409; User 2009, 248, 273; cf. 林・大澤 1999, 151]. 母音調和原則に鑑みれば、後舌語の čQN=čiqan (または \*čiqīn) を、アラビア文字で -čīgīn~čiqīn と表記される要素には結びつけられない。

なお笠井幸代は、漢字音写の俟斤 (\*dʒ'i-kian) について、T. irkin を正しく音写した佚斤 (\*ɟiɛ-kian) が漢籍資料で組織的に誤記された可能性を提案している [Kasai 2014, 81, 125]. ただし、次項【38】⑭も参照。

⑩蘇尼 < suni, 具泥 < qoni : 前者を「掌兵之官」、後者を「掌家事，如國官也」とする『通典』の誤解をふまえ、著者はこの二つの称号をそれぞれテュルク語の v. sun- 「展開する」、v. qon- 「宿営する」に由来する称号と推定する。しかし、動詞語幹から職掌名詞を形成する -i という接尾辞はテュルク語には知られないので、著者の語解は成立しない<sup>(54)</sup>。

⑪ yuyruš > quvi > tüksin : カーシュガリーは yuyruš を「可汗に次ぐ (非王族の) 宰相」、tüksin~tügsin を「君主から3級下位の平民」と説明する [ED, 905, 487; CTD II, 169; CTD I, 329]. 著者 [上巻 512, n. 13] がこの両者の間に置く称号 quvi とは、おそらく、カーシュガリーが「コートンでの序列において可汗から2級下位の者に与えられる称号」とする čuvi (~čuwī) のことであろう [ED, 394; CTD II, 267; Ercilasun/Akkoyunlu 2014, 445]. 写本影印による限り、ĞUVY (جُفَى) = čuvi というアラビア文字の筆致は明瞭である [DLT, f. 544]. テュルク語資料として無二の価値をもつカー

(53) P. ütčīgīn については、ペルシア語・テュルク語資料の語解に拠って、T. \*ot-tegin 「火の王子 = (末子として) 宗家の囲炉裏の火を受け継ぐ皇子」の転訛 (ot-tegin~ottigin>otčigin) とみる考えが有力である。しかし Doerfer は、いくつかの不整合に留意してこれらの解釈を folk etymology とみなし、T. oča~oči 「末子、最年少」に関連させる可能性を指摘した [TMEN I, Nr. 38]. Rybatzki も Doerfer を支持しつつ、T. \*otčī 「火の人、囲炉裏の火を見守る者」という別の語源を提案している [PTMD, 29-30]. この Rybatzki 説は、『五分枝 (*Šu'ab-i Panğgāna*)』の M. temüge odči(n?) = P. tāmūkā ütgi という表記 [ŠP, 103b] や、漢字音写表記として幹赤斤 (<otčigin) の他に幹真・幹臣・幹陳・幹辰・窩真など \*otčīn (<T. \*otčī) のような原語を推定させる形式 [e.g., Hambis 1945, 23] がみえることから傍証されるかもしれない。ただし、T. \*otčī >> M. \*otčīgīn という語形成の過程について評者は説明できない。

(54) 具 (\*g'iu) がテュルク語の /qo/ を反映する可能性も低いと思われる。10世紀以降のウイグル字音も具を KW~KWW と表記し、前よりの母音を有していたことを反映する [庄垣内 2003, 73-74; BT XXXIV, 174].



シュガリーの辞典については膨大な研究蓄積があり、単語一つの修正も重要な意義を持ち得る。古テュルク語文献を歴史資料として扱う立場からは、著者が語頭の Ğ- ( 𐰇 ) を Q- ( 𐰆 ) と改めて——または H- ( 𐰘 ) と改め、それがテュルク語の /x-/ ではなく /q-/ を反映するとみなして——quvi という形式を採った学問的根拠についての説明を求めたい。

⑫ qurčaqus (~ qurjaqus) : これは Gr. Κυριακός (「日曜日」の意) から Syr. qūryāqūs ~ Sogd. qwryqws を経てテュルク語 (qīryaquz ~ qīryaqiz) やモンゴル語に借用された景教徒名であり [Pelliot 1914, 627; PNST, 221; SUK Lo03, Lo15; ATKOZ, 184; PTMD, 521–522; MNT/Rachewiltz I, 550–551], ケレイト王国の君主オン=カンの父もこの名を有した (buyruq qan は彼の称号)。著者がこの景教徒名をあえて「美号」・「称号」とみなす理由はわからない。

なお、著者はこの qurčaqus ~ qurjaqus に註記して、『宋会要輯稿』巻196・蕃夷一にみえる「骨歴札國」を「qurčaqus の国」と解釈してケレイト王国とみなす [上巻 512, n. 15]。ただし、この『宋会要輯稿』記事は、咸平六年 (1003) にキタイ帝国から北宋に亡命した李信の報告内容を伝えるものである。オン=カンの活動時期からすれば、その父クルジャクスはいかに早くとも 12 世紀以降の人物と考えられるので、11 世紀最初頭の「骨歴札國」という国名と直接には関係しないであろう<sup>(55)</sup>。

【38】『南齊書』にみえる“鮮卑語” [上巻 492, 513–515 (nn. 24–38)]

著者は『南齊書』巻57・魏虜伝に伝えられる「虜語」つまり“鮮卑語”の各種の官称号・職掌号について「テュルク・モンゴル語でほぼ解読が可能であり、まさにケシクそのものを示していた」と述べつつ、当該記事の日本語訳とあわせ、漢字表記から「テュルク・モンゴル語」への還元と思しきローマ字表記を提示する [上巻 492]。

この『南齊書』所収の“鮮卑語”語彙については、1 世紀以上にわたりテュルク語あるいはモンゴル語による解読を試みてきた先行研究の蓄積がある<sup>(56)</sup>。著者はそれらの先行研究について個別具体的には言及しないが、総体的に、「漢文典籍とテュルク諸語の碑刻の照合・分析を主体としており、いわゆる「東洋史」という枠組みのなかで、ペルシア語、アラビア語資料を組み込んだ試みはまったくといっていいほどなされず、「中国歴代正史や石刻史料等にわずかにのこされた貴重な外来語——漢字で表記された重要語彙の解析において、カールグレンが推測・再構築した上古音、中古音を前提としてきた。果てはそれがほんらいのテュルク・モンゴル語の音価をも規定して

(55) 著者は「qurčaqus の国」という呼称に関連して、『集史』チンギス紀 [ĠT/TS, f. 77b] の「王罕は、父の死後、クルチャクスの争いの故を以て、王国において、自身の幾人かの兄弟と甥を殺さんとした」という記事を引用する [上巻 512, n. 15; cf. ĠT/Rawšan I, 362]。しかし、この記事の文言は、ケレイト王国が「qurčaqus の国」と称されたことを傍証するとはいえないように思われる。ペルシア語原文の *ba-sabab-i tamācāmīš'i qūrčāqūz dar mulk* を、本田實信は「[クルジャクスの] 王国をめぐる争いのために」と解したが [本田 1991, 422–423], Thackston はおそらく王国内紛という事情に鑑みて “because of his dispute with Qurjaquz over who was to rule” と意識する [ĠT/Thackston I, 175. 斜体強調は評者]。

(56) E.g., Shiratori 1900, 29–34; 白鳥 1970, 170–184; Pelliot 1915, 689–690; Pelliot 1930a; Boodberg 1936; Bazin 1950; Ligeti 1970; 赤郷眞 2001a, 561; Tekin 1993; Vovin 2007b; Shimunek 2017.

しまうという、本末転倒の研究方法がとられることもあった」と批判する。その上で、「漢字音をウイグル文字、ソグド文字、アラビア文字などで写した例をできるだけ収集し、それらから逆に、漢字音訳された外来語の解説に利用、復元してゆくべき」ことを提唱する [上巻 495]。これは、いわゆるウイグル字音 (Sino-Uigur) に基づく原語再構の有効性の主張と換言でき、実際に『南斉書』の“鮮卑語”のテュルク語・モンゴル語への再構に際してもウイグル字音が援用される [上巻 513-515 (nn. 24-38)]。

しかし、6世紀以前のモンゴル高原世界の遊牧民の官称号を漢字音写形式から再構する際、イスラーム化以降のアラビア語・ペルシア語史料がことさらに等閑視されていたという著者の批判は、正鵠を射たものとはいえない。その点は、例えば前評【11】項 [松井 2019a, 69-70] や、前項【37】および本項に引用する諸種の先行研究を一瞥すれば明瞭である。とはいえ、イスラーム化以降のアラビア語・ペルシア語史料をはじめ、時代・地域を大きく異にするデータの援用には慎重な注意を要することは言うまでもない。まず音写の母胎となる漢語自体の音韻を適切に措置したうえで、なるべく近接する時代・地域の非漢語 (テュルク語・モンゴル語・契丹語・ソグド語・パルティア語・バクトリア語・コータン語・中世ペルシア語・近世ペルシア語・チベット語・インド語・トカラ語・シリア語・アラビア語・アルメニア語・ギリシア語など) の原典資料にみえる術語形式が優先的に検討されるのは当然である<sup>(57)</sup>。

また、著者が本処で“鮮卑語”の分析に導入するいわゆるウイグル字音は、9世紀中葉にモンゴル高原から西遷して天山東部地域に移住したウイグル集団が、当地で漢語河西方言もしくはその影響を強く受けた漢語方言との密接な接触を通じて、おおよそ10世紀以降に確立させた漢字音の体系である<sup>(58)</sup>。このウイグル字音を、6世紀の江南地方で編纂された『南斉書』所収の非漢語の再構にそのまま援用するという方法は、時代差・地域差を等閑視するもので荒唐無稽である<sup>(59)</sup>。なお上述の通り、ウイグル字音はあくまでウイグル語話者が漢字音を記録した際の体系であって、漢語を母語とする「漢人」が非漢語を音写する際の体系を示すものではない。その点で、ウイグル字音に基づく再構とは、「漢字音から本来のテュルク・モンゴル語の音価を規定する」、すなわち著者自身が「本末転倒」と批判する方法に他ならない。

以下には、『南斉書』所引の計18語の“鮮卑語”が「テュルク・モンゴル語でほぼ解説が可能である」という著者の認識を前提として、その新提案の有効性を検討しておきたい。

①直真 (\**ḏ'jak-tšjēn*) 「内左右」：つとに白鳥庫吉は直 < T. ič 「内」 + 真 < +čīn という解釈を提

<sup>(57)</sup> 近刊の Shimunek 2017 は、『南斉書』ほか各種の漢文史料に伝えられる鮮卑語 (彼らは Serbi-Mongolic と称する) の漢字音写形式について、キタイ語その他のモンゴル系言語に関する研究成果に基づきつつ、さらにチベット文字音写を軸に再構した Chr. Beckwith の古漢字音体系を利用して、独自の再構案を多々提示している。該書は各種の先行研究の一覧には便利ではあるが、その鮮卑語再構における方法論については、P. Rykin が厳しく批判している [Rykin 2019]。

<sup>(58)</sup> 高田時雄 1985; 高田時雄 1990; 庄垣内 1987; 吉田 1994, 314-309; Yoshida 2000; 庄垣内 2003; BT XXXIV.

<sup>(59)</sup> 白鳥庫吉の原語再構も、大きく時代を異にする近代の日本漢字音などに基づくため、現代ではもはや典拠とはならない。しかし白鳥当時、古漢語音に関する研究はなお未発達であり、その成果としての上古音・中古音体系を利用し得なかったという時代状況を考慮する必要がある [森安 1995, 6-7]。

示したが [Shiratori 1900, 31], その後の研究では支持されない一方, 十分に説得的な代案も提示されていない<sup>(60)</sup>. これに対して, 著者は *ičqčïn* / *čikčïn* という両案を示す [上巻 513, n. 24].

第一案の *ičqčïn* は、『高昌館訳語』方隅門の内=以尺克力を *ičqri* と再構し, ここから *ičq* という要素を抽出して職掌を示す *+čïn* を接尾させたものと思われる. しかし, この *†ičq* は誤読に基づく幽霊語であり<sup>(61)</sup>, またテュルク語の母音調和原則とも整合しない.

第二案の *čikčïn* について, 著者は『高昌館訳語』人事門<sup>(62)</sup>の「出: 尺黒 *čik*- [sic!]」に基づき「命令を出す者たち」として, または『続増華夷訳語』人事門の「相親: 赤兀刺 *čikula*- [sic!]」を参照して「親信<sup>ものたち</sup>的毎」として解釈できるという. しかし, 職掌を示す *M. +čïn* (pl. *+čï*) および *T. +čï/+čï* は動詞語幹に直に接尾しないので, 著者の想定する語形成は文法的にあり得ない. また, 『高昌館訳語』の出=尺黒のウイグル文字表記は *čiqip* (< v. *čiq*-) 「出て; 出して」, また『続増華夷訳語』の相親=赤兀刺のウイグル文字表記は *M. v. čiyula*- 「集まる, 集める」と判読するのが正しい [HYYY/Beijing, 116, 176; cf. Kowalewski III, 2146]. 著者がこれらの語彙から *\*čik* という語根を導いたのは, 直のウイグル字音 *ČYK = čig* を意識したものかもしれないが, 恣意的である.

さらに著者は, モンゴル時代のチベット語史料に「随従, 随行者」の意でみえるチャクチ (*phyag phyi*) という術語がこの鮮卑語「直真」に由来する可能性をも指摘する [上巻 514, n. 24]. しかし, 学術的な提案を意図するのであれば, 先行研究の語解 (*phyag* 「(ラマの) 御手」+ *phyi* 「後ろ」→ 「侍従」) [山本 2011, 44] についても, 適切に批判を加えるべきであろう. 念のため, 10 世紀以前の敦煌出土チベット語文献では *phyag* は /*piag*/ と発音されていたので [e.g., Hill 2010, 121], 直真と漢字音写される「鮮卑語」とはおそらく関連しない.

②烏矮真 (*\*uo-ai-tšjēn*) 「外左右」: ①と同様, 従来の先行研究では説得的な再構案は提示されていない [Shimunek 2017, 161]. 著者はウイグル字音の *u-ai-čïn* に基づき, *üyčïn* / *uyčïn* という両様の再構形式を想定する [上巻 514, n. 24].

第一案の *üyčïn* について, 著者は『高昌館訳語』・『畏兀兒館訳語』にみえる *T. äw~üy* 「家, 房

(60) Bazin は *T. \*tägäčïn* “celui qui est à proximité” を提案したが [cf. Bazin 1950, 298–299], これは *M. tege* 「方面, 方向, 側」をもとに想定した未在証の *\*tägä~täg* に基づく. Shimunek は *\*digtsïn* を再構して古チベット語文献にみえる吐谷渾の人名/称号と関連させるが [Shimunek 2017, 158, 184], 妥当性を測りかねる.

(61) 『高昌館訳語』の以尺克力は *\*YČK'RY = ičkäri* と判読し, *Uig. ič* 「内」に方向格 *+käri* (~*+gärü*) が接尾した副詞句「内側に」と解釈すべきである [HYYY/Beijing, 96; Ligeti 1966, 155]. また, 著者はペルシア語史料にみえる *ički* 「内官; 侍衛」に言及するが, これも *T. ič* 「内」と接尾辞 *+ki* から構成された語であり [TMEN II, Nr. 635], 著者がこれを *ičqi* と転写して *†ičq* と結びつけるのは不適切である [上巻 513, n. 24]. なお, *P. ički* に先行する用例として, 突厥・ウイグル碑文やウイグル語文書には *ič buyruq sangun* 「内宰相將軍」, *ičräki sangun* / *ičïn sangun* 「内將軍」のような称号がみえる [e.g., User 2009, 305–306; 森安 1991, 197; Matsui 2006, 44]. ちなみに, 『南齊書』の「内左右」を「北魏文成帝南巡碑」にみえる内行内小・内三郎と関連させる点については, 北朝史研究における議論 [e.g., 川本芳昭 2000; 松下 2007, 61–63; 佐藤 2004; 川本芳昭 2011; 松下 2014] も参照する必要がある. 本文後出の②烏矮真も参照.

(62) 本処で言及される『高昌館訳語』は, 中国国家図書館 (旧: 北京図書館) 所蔵の明抄本と同系統であろう [HYYY/Beijing, 114–123; cf. 胡振華・黃潤華 1984, 2]. この抄本には, *čiqip* > 尺黒 = 出の他にも, 天文門に *kün čiqdī* > 坤尺的 = 日出「日が昇った」という *v. čiq-* の用例もみえる [HYYY/Beijing, 61; cf. Ligeti 1966, 152].

屋」[Ligeti 1966, 136; 庄垣内 1984, 148] に由来させ、T. *äv oylan* (> P. *iv uglān*) 「家の子、家僮、郎党」と同一視する。しかし、*äv~üy* は古代テュルク語の *äb~äv* から発展した形式であり、6世紀の時点で *üy* という形式があったとは考えづらい<sup>(63)</sup>。また、*äb~äv* から派生した *äbçi~ävçi~äpçi* は「家人→妻、主婦；女性；婢」の意で用いられ、その用法は『高昌館訳語』（婦＝阿伯尺 <'äbçi）や『畏兀兒館訳語』（妻＝也ト赤 <epçi）にも継承されている [ED, 6; SUK II, 243; UWN II-2, 341–342; Ligeti 1966, 134; 庄垣内 1984, 136]。語形・語義双方の観点からみて、著者が \**üyçin* 「家の子、郎党」を想定する根拠は薄弱である。

第二案の *uyçin* は「*çikçin*（命令を出す者たち）の対と考えるならば *uyçin*（命令に応える者たち）か」という解釈に基づく。前項①に示したように、対照される *†çikçin* 自体が幽霊語であるから、この考証は前提を失う。また、\**uyçin* 「命令に応える者たち」自体もテュルク語・モンゴル語辞典類には確認できず、根拠不明の形式である。念のため、現代トルコ語の *v. uy-* 「応じる、従う」 [Redhouse, 275] は、突厥碑文では *ud-* の形式をとる [e.g., ED, 38; User 2009, 346, 386]。いずれにせよ、これらの動詞語幹に *+çi/+çi (~ M. +çi > +çin (pl.))* が直に接尾することはあり得ない。

ちなみに、著者はこの「烏矮眞」を北魏文成帝南巡碑にみえる称号「羽真 (\**jju-tšjēn*)」に比定する。しかし、これは著者の独創ではなく、また諸史料の用例をふまえた反論もつとに提示されている [e.g., 張慶捷・郭春梅 1999, 61–62; 川本芳昭 2000, 34; 松下 2007, 66–72]。

③比徳真 (\**pji-d'ïək-tšjēn*) 「曹局文書吏」：これを \**bitigçin* と再構して T. *bitigçi~bitkäçi* 「文書係、書記」と関連させることはほぼ定説となっており [e.g., Ligeti 1970, 298–302; Vovin 2007b, 196]、ウイグル字音 *pi-tig-çin* から *bitikçin* を再構する著者の見解は創見ではない<sup>(64)</sup>。

なお、この「比徳真」に関連して、著者は北魏時代の墓誌銘にみえる「比和真 (\**pji-yuâ-tšjēn*)」にも言及するが [上巻 514, n. 25]、漢字音に即する限り同一語の音写とは考えられない。

④樸大眞 (\**puk-d'âi-tšjēn*) 「檐衣人」：つとに Bazin はカーシュガリー『テュルク語辞典 (*Dīwān Luğāt al-Turk*)』にみえる T. *boxtay~boxtoy* 「衣類の包み」 [DLT, f. 550; ED, 313; CTD II, 274; Ercilasun/Akkoyunlu 2014, 451] からの派生語 *boqtayçin* を推測していた [Bazin 1950, 301]。ウイグル字音形式 *puḡ-tai-çin* の参照を追加した著者の再構案は、Bazin と大差ない<sup>(65)</sup>。

ただし、カーシュガリーの T. *boxtay~boxtoy* は *hapax legomenon* であり、また漢訳の「檐衣人」

(63) Cf. 庄垣内 1984, 160. モンゴル時代のウイグル語でも「家」をさす形式は *äv* である。評者自身もかつてモンゴル時代のウイグル語文献中に *üy~öy* 「家、戸」という形式を想定したことがあるが、それは *onī (< on)* 「十戸、十人組、十人隊」の誤読であり、すでに撤回している [Matsui 2010; Matsui 2019b]。

(64) ちなみに、7世紀初頭のモンゴル系言語 (Para-Mongolic) をブラーフミー文字で記録したフェイス=トルゴイ (Khüis-Tolgoi) 碑文には、*bitig* 「文、書き物」という語が判読される [Vovin 2018, 310; Vovin 2019b, 166, 168]。これに従えば、テュルク語固有と考えられていた *bitig* の語は6–7世紀のモンゴル系言語にも存在していたこととなり、比徳真 < \**bitigçin* (pl. < \**bitigçi < bitig)* という再構の蓋然性はより高くなる。

(65) 著者は T. *boxtay* に関連して M. *boḡudal* 「包み、封筒」にも言及する [上巻 514, n. 26]。ただし、T. *boxtay* は *boḡ* 「束」の派生語で、*+tay* はモンゴル語の共同格語尾とは無関係とみなされている [ED, 311, 313]。一方、M. *boḡudal* は *v. boḡu-* 「束ねる、包む」から形成された *deverbal noun* と想定される [Kowalewski, 1163; Lessing, 111]。なお、Shimuněk は T. *boxtay < Chin.* 服袋という借用関係を推定するが [Shimuněk 2017, 160–161]、「服袋」の語は一般的な漢文資料にみえず、従い難い。

自体の解釈も自明ではない。Bazin の “*préposé aux habits de l'empereur*” という語解は文脈のみに依存して先験的である。一方、著者は「檐」をおそらく「檐」に通じるとみて「衣を檐ぐ人」と解釈し、その職務をモンゴル帝国時代のケシク官 *sükürči* (> Chin. 速古児赤)「傘持ち、天蓋係」に対応させて「北魏のころは、*sükür* という単語が無く、単に“布覆い”と呼ばれていただけのことなのだろう（傘蓋そのものは南北朝の墓室壁画等にも描かれている）」とまで推測する [上巻 493]。しかし、「衣服」・「布覆い」・「傘」という別の事物が同一語彙 (\**boqtay*) で示されたとは、常識的には考え難い。君主や有力者の専用に帰し、それを専管する近侍が設けられたような特殊な傘蓋であれば、むしろ固有の語彙が存在したと考えるべきではなかろうか<sup>(66)</sup>。

⑤胡洛真 (\**yuo-lāk-tšjēn*)「帶仗人」：著者は *M. qorčīn* (pl. < *qorči* < *qor*)「箭筒士 (> Chin. 火兒赤 / 火而赤 / 貨魯赤)」を再構する [上巻 514, n. 27]。この再構案も夙に提唱されてきたが [e.g., 白鳥 1929, 63; cf. 川本芳昭 2011, 6]、漢字表記との音韻上の乖離は否めない [Pelliot 1930a, 261]。著者の示すウイグル字音再構形式 *χu-lay-čin* も *qorčīn* とは明らかに整合せず<sup>(67)</sup>、自家撞着であろう。語義の上でも、「帶仗人」と *M. qorči(n)*「箭筒士」とは完全には一致しない。

念のため、この「胡洛真」が北魏文成帝南巡碑の「斛洛真 (\**yuk-lāk-tšjēn*)」に相当するという指摘も著者に先んじて提出され [張慶捷・郭春梅 1999; 張金龍 2003, 85]、同じく『南齊書』魏虜伝にみえる「曷刺真 (\**yāt-lāt-tšjēn*)」も同語に由来する可能性が指摘されている [張文傑 2014, 55]。

⑥乞万真 (\**k'jat-mjwān-tšjēn*)「通事人」：著者が *M. kelemečin*「通訳」を再構するのは、諸先学の提案 [Boodberg 1936, 170; Bazin 1950, 302; Ligeti 1970, 292–293; Vovin 2007b, 194] と本質的に同様であるが、ウイグル字音形式 *ki-van/wan-čin* とはやはり音韻的に齟齬する。

⑦可薄真 (\**k'ā-b'āk-tšjēn*)「守門人」：これを *T. qapīy~qapī~qapuy~qapu*「門」の同音・同義語からの派生語とみなし、*T. qapīyčī(n)~M. qabayčin* に類する形式を再構すべきことは、ウイグル字音の *qa-bay-čin* に拠らない諸先学の間でもほぼ合意されている [Boodberg 1936, 170; Bazin 1950, 302; Ligeti 1970, 296–298; Vovin 2007b, 195–196]。

⑧払竹真 (\**p'juat-ŋjuk-tšjēn*)「偽台乘駟賤人」：著者 [上巻 514–515, n. 30] が提示する *yuzuqčin / bolčuqčin / būdürčin* [sic!] の 3 案は、いずれもウイグル字音 *fir-čuy-čin* と完全には整合しない。

第一案の *yuzuqčin* は、カーシュガリー『テュルク語辞典』に「賤人」の意で収録されるという。しかし、著者が参照させる写本の当該箇所 (DLT, f. 449 (= 225a)) にはこのような語は見出せず<sup>(68)</sup>、既存の校訂研究でも *yuzuqčin* という語彙は提示されていない [CTD II, 152; Ercilasun/Akkoyunlu 2014, 991]。評者管見の諸種のテュルク語辞典にも、*yuzuqčī(n)*「賤人」やその語源となり得る *yuzuq*

(66) カーシュガリーはこのような王族・貴族の傘蓋をさすテュルク語として *čowač~čuwač* を掲げ [ED, 394; CTD I, 192, 391; CTD II, 180]、またテュルク族の「宰相 (*yuyruš*)」(前項【37】⑩参照)には黒い絹製の傘蓋 (*A. qubba*) が賜与されたことも特記している [CTD II, 169]。

(67) *M. qulayčī(n)*「淡黄色の牝馬 (*qula* の女性形)」[Lessing, 984; MKT, 679] は語義の上で整合しない。

(68) 当該葉にみえる *YWDWG = yodug (~ yoduy)* がテュルク語で */yuzuq/* と発音されたとは考えられない。アラビア文字の *D* はペルシア語やオスマン語では */z/* を示すが、カーシュガリーでは古層のテュルク語の */δ/ (> /d/)* のために用いられる [CTD I, viii, 55–56; Erdal 2004, 67–69]。

や v. yuz(u)- という形式は見出されない [cf. VWTD III, 567; ÖTS V, 5394; ED, 985–988].

第二案の bolčučin と第三案の būdūčün [sic!] は、いずれも 18 世紀末の『御製滿珠蒙古漢字三合切音清文鑑』を参照するものであり、bolčučin を M. bolčul kijü 「無思慮に、愚かしく」、būdūčün [sic!] を M. būdūgün 「大きな；粗野な；素朴な；無知な」という語彙と関連させる。しかし、これらの語彙は、6 世紀に bolčučin / būdūčün 「偽台乗駅賤人」という形式が存在したことの根拠とはなり得ないと思われる<sup>(69)</sup>。

⑨咸真 (\*γām-tšjēn) 「諸台乗駅人」：この咸真を M. jamčün (pl. <jamči ~ T. yamči) に対応させることも夙くから指摘されている [e.g., 羽田 1957, 117; Pelliot 1930b, 194–195]. 咸 (\*γām) は M. jam ~ T. yam 「駅」に相当する鮮卑語の音写と考えられ、マンジュ語の giyamun 「駅、館駅」と比較して \*/yam/ のような音価を仮に与えられてきた [Ligeti 1970, 295–296; Vovin 2007b, 195]. 著者の再構案 yamčün は T. yamči (<yam ~ P. yām) を前提とするものであるが、ウイグル字音 γam-čün はこの比定の直接の傍証とはなっていない。

⑩契害真 (\*k'iet-γāi-tšjēn) 「殺人者」：著者は kitu'ačün / qudqāčün という両形式を再構するが、ウイグル字音 ki-γai-čün とは整合しない。前者が『元朝秘史』の v. kidu->kidu'ači > 乞都阿赤=好殺的に関連し得る点は、著者に先んじて Ligeti 1970, 303–304 で指摘されている。ただし、語形成の観点からは、『秘史』の kitu'ači を「背中に刀を背負う者たち、侵入者・暗殺者を返り討ちにするボディガード」あるいは「刀持ち」とする著者の解釈 [上巻 515, n. 32] は不正確である<sup>(70)</sup>。著者の第二案 \*qudqāčün もやはり「刀持ち」を意図した再構であろうが<sup>(71)</sup>、「殺人者」への転義については検討を要する。現今のモンゴル系言語 (Para-Mongolic) 研究においても、この「契害真」は deverbial noun として説明されている [e.g., Vovin 2007b, 196–197; Rykin 2019, 292].

なお著者は、モンゴル帝国のケシク官の üldüci 「太刀持ち (> Chin. 雲都赤)」が所有する武具「骨朶 (パクパ字音 gu-dvo)」をもモンゴル語 kitu'a [sic!] ~ qudqā [sic!] 「刀」の音写とみなし、『南齊書』の「契害」と同一語とみなす [上巻 493]. しかし、本書冒頭の口絵解説では、元代漆器のレリーフ (口絵 26) にみえる棍棒状の武具を「骨朶」と説明し [上巻 39–40], また『集史』ガザン紀で言及される「棍棒 (P. čumāq)」を「骨朶」に等しいとするなど [上巻 55], 本処での叙述と一貫しない。ちなみに、キタイ帝国～モンゴル時代の漢文資料にみえる「骨朶」については、本章の原載論文 [宮紀子 2012] の発表後に、刀剣ではなく棍棒状の儀仗用武具であることを松田孝一が証

(69) 著者が第二案に関連させる bolčul ki- という表現の bolčul は、現代モンゴル語では bol と čol の 2 語に分解されて解釈されている [MKT, 472, 1279].

(70) 『秘史』は kituγa 「刀；刀子」をすべて乞秃<sup>9</sup>孩 <kituqai と音写し、母音間の口蓋音 /q/ ~ /γ/ を反映するので、乞都阿赤 <kidu'ači は kituγa ~ kituqai からの派生語とはみなし難く、傍訳に従い v. kidu- 「殺す」の deverbial noun と考えるべきであろう [cf. MNT/Rachewiltz II, 652; 栗林 2009, 270, 273]. なお、明代の『続増華夷訳語』はウイグル文字表記の M. QYDWQ-'=qituy-a 「刀」を乞都阿と音写するが (著者 [上巻 515, n. 32] はこのウイグル文字表記を kitu'a と誤る), 次の脚註 71 にみるアラビア文字表記の諸形式でも -/ya/ は保存されている。

(71) 『集史』が M. kituγa のオイラト方言形として伝える ḥudga や, Muqaddimat al-adab の qūtūga から考案したものか。Cf. Ligeti 1962, 50–51; TMEN I, Nr. 349; Pionne 1938–1939, 290.

明している [松田 2017]。従って、著者の口絵解説での解釈が支持され、本処の叙述には適切な修正や補註を加えるべきであった。

①折漬真 (\**tsjät-yuäi-tsjěn*) 「為主出受辞人」：これを M.jaryučin 「断事官, 裁判官」と再構することは、ウイグル字音 čer-χoi-čin を参照するまでもなく Boodberg が指摘している [Boodberg 1936, 174]。なお、著者の言及する北魏文成帝南巡碑の「折紇真」に加えて、トゥルファン出土の高昌国時代漢文文書にも「折胡真」という音写表記が見出される [張金龍 2003, 88; 羅新 2009, 158–160]。

②附真 (\**b'ju-tsjěn*) 「貴人作食人」：著者は M.bayurči (>Chin. 博兒赤/保兒赤) 「食膳係」と関連させて bawurčin を再構する。これは白鳥庫吉が提示して以来の解釈であり、亦鄰真も妥当とみなす [Shiratori 1900, 34; 亦鄰真 2001a, 561; cf. Shimunek 2017, 151]。ただし、附 (\**b'ju*) と /bayur/ ~ /bawur/ の音韻上の乖離は否定できず、ウイグル字音の fu-čin もその解消には貢献しない<sup>(72)</sup>。

③羊真 (\**jang-tsjěn*) 「三公貴人」：まず著者は yančin 「側用人, 側近, 支柱」を提案する。これはおそらく T.yan 「側, 脇, 隣」から yanči (> pl. \*yančín) という派生語を想定したもので、つとに Bazin 1950, 305 も同様に解釈している。著者の引用する *Šahāh al-A'gam* の T.yanči > yāncī 「ホラズム語の羊飼い」 [上巻 515, n. 35] の他、現代トルコ語の yancı には「軍隊移動の際に側面を防御する小隊; 助手, 徒弟; 結婚式で花嫁の家へ送られる進物に随伴する子供」などの語義も確認されるので [DerlemeS XI, 4162], 6世紀の鮮卑語に類似の形式が存在し、「(君主の) 側に居る者, 側近, 侍臣」を意味した可能性は否定できない。ただし、管見の古テュルク語資料には yanči という形式はなお在証されていない [ED, 944–945; DTS, 231–232]。

また、別解として提案される yočin 「賓客たち」は、おそらく羊のウイグル字音 YWW=you を前提とし、M.jočin 「賓客」をふまえる。ただし、この M.jočin は単数形であり (複数形は jočid) [Kowalewski III, 2392; Lessing, 1066; MKT, 1356; TMEN I, Nr. 167], 他の“鮮卑語”の多くがモンゴル語の nomen actoris の複数形 +čin (< +či) に対応する接尾辞で構成されている可能性が高いことに鑑みると、本処のみ yočin ~ jočin という単数形を想定するのは変則的に感じられる。

④俟勳地何 (\**dz'ig-jān-d'i-γā*) 「尚書」：著者は前半の「俟勳」のみを čiqin と再構する。これは突厥の俟斤と同一の称号とみなしたものであろうが、既述のように †čiqin は未在証である [前項 [37] ⑨参照]。北魏の「俟勳」を柔然・突厥の T. irkin > 俟斤/逸斤や契丹の夷離董と同一語とみなすことは先行研究でもおおむね合意されている [e.g., 羅新 2009, 146–150; 松下 2014, 36–37]。なお、北魏時代の複数の石刻資料は「俟勳」を明記する<sup>(73)</sup>。この点、T. irkin > 佚斤 > 俟斤という組織的誤写の可能性 [Kasai 2014, 81, 125] に基づいて俟勳の誤写を推定することはできない。俟勳

(72) ただし、Boodberg は本処の鮮卑語一覽に先行する『南齊書』魏虜伝の「佛狸 (=太武帝) 所居雲母等三殿, 又立重屋, 居其上, 飲食厨名“阿真厨”, 在西, 皇后可孫恒出此厨求食」という記事にみえる阿真を \*ačín < \*aščin < T. ašči 「料理人」と再構し、本処の附真も阿真の誤記と推定している [Boodberg 1936, 174–175; cf. Bazin 1950, 305]。この推定にも再評価の余地があると思われる。

(73) 著者 [上巻 515, n. 37] の言及する 2 点 (俟勳地何を俟勳地河に作る) の他、北魏元襄墓誌は太和十二年 (488) の「俟勳曹」の廃止を伝える [趙超『漢魏南北朝墓誌彙編』天津古籍出版社, 1992, 235]。この「俟勳曹」については松下 2014 を参照。

と俟斤の同定、またその原語と漢字音写については、なお検討を要する。

なお、著者も不明とした後半の「地何」については、先行研究でも説得的な再構案は提示されていない<sup>(74)</sup>。

⑤莫堤 (\**māk-d'iei*) 「刺史」: Ligeti・Vovin は莫堤を M. muji “government, province; district, region, area” に関連させ [Ligeti 1970, 304; Vovin 2007b, 197; cf. Kowalewski III, 2043; Lessing, 554; MKT, 833], さらに Shimunek は \**modr* “prefect” という形式を再構するが [Shimunek 2017, 156, 354], いずれも漢字音と完全には整合せず、断案とはできない。

一方、著者は \**mayti* というウイグル字音を推定しつつ<sup>(75)</sup>, *baqti* という語を再構して「蘇尼、俱泥と同様、“bat- 貫くこと”が変化したもの」と述べる [上巻 515, n. 38]。この語解は「刺史」の「刺」字からの類推ではよもやあるまいが、bat- 「貫く；貫くこと」という語彙はテュルク語・モンゴル語に確認されない<sup>(76)</sup>。著者が言及する『蒙文総彙』の M. bayta 「深刺入状、箭中の深状、扎透状」も、『元朝秘史』の用例<sup>(77)</sup>と同様、「刺史」のような官称号に転義したとは考えづらい。また前項【37】⑩で指摘したように、蘇尼 <soni, 具泥 <qoni という著者の再構案自体が存在し得ない形式なので、参照にはできない。

⑥郁若 (\**·iuk-nīziak*) 「二千石」: 郁 (\**·iuk*) を T. iki 「二」の音写とし、また若 (\**nīziak*) を「千石」に相当する語とする推定はいずれも根拠を缺く。

また、著者はウイグル字音 *yuy-žay* に基づく別案として、カーシュガリーその他のイスラーム史料にみえる *yazak* [sic!] 「前衛／夜間巡察」との関係性を推定するが [上巻 515, n. 39], 唐代以前の若の日母は *n* [n] の音価を有していたと考えられ [吉田 1994, 62], /zak/ のような音価を表記したか疑問である<sup>(78)</sup>。漢訳の「二千石」の語義とも一致しない。

⑦受別 (\**ziqū-b'jät*) 「諸侯」: この語彙の再構案は先行研究で提出されておらず [cf. Shimunek 2017, 161], 著者もウイグル字音 *šiu-ber* を示すにとどまり、テュルク語・モンゴル語への再構案は示さ

(74) Bazin 1950, 306–308 は漢字音写形式を俟勤地何比として原語を考証するが、著者が訳出する通り、末字の比は「(俟勤地何は尚書に) 比す／対比される」の意に解釈されねばならない。Shimunek 2017, 152–154 はこの点を正しく認識しているが、俟勤地何と尚書をそれぞれ俟勤／地何、尚／書に分解し、俟勤を「尚」、地何を「書」に対応する鮮卑語とみなすのは荒唐無稽である。

(75) 莫のウイグル字音 V'X = *vay* の用例は、本章の原載論文 [宮紀子 2012] の公刊後に確認された [BT XXXIV, 90]。

(76) T. v. bat- は「消える、沈む、没する」の意 [ED, 298]。なお、漢語の「刺史」は、古代テュルク語には *čigsi* と音写借用されている [e.g., ED, 417]。

(77) §260, 11:46:02–03, *bayyiqsan qajar-a baqta aldata* > 罷亦三<sup>三</sup> 合札<sup>三</sup> 刺 巴黑塔 阿勒荅塔刺 = 立了的地行入險直到「立っていた地面に沈みこみそうになるまで」 [cf. 村上 1976, 218; 小澤 1989, 359, 365–366; MNT/Rachewiltz I, 193]。

(78) Bazin も当初は「二千石」を「特権をもつ官僚、上級官僚」の意とみなして、郁若 <T. *yüksäk* 「高い、上級の」を想定したが、日母が /n/ を示すことから \**yüknäk* (~\**yüküngäk* <v. *yükün-*) 「(皇帝に) 跪拝する者」に改めた [Bazin 1950, 309–310]。とはいえ、この \**yüknäk* も在証されていない。

念のため、著者の掲げる *yazak* は、テュルク語としては v. *yezä* 「警戒する」から派生した *yezäk* (~*yizäk*) と転写するのが正しい [ED, 986; CTD II, 155; Ercilasun/Akkoyunlu 2014, 355, 979; TMEN IV, Nr. 1861]。本書第 14 章 [下巻 702] 引用の『集史』にみえる「*yazak* 前衛／夜間巡察」も同語である。



ない。なお、著者は北魏・燕州刺史寇君墓誌銘の墓主の祖父の官歴としてみえる「中書學生・東宮受比延」に言及し、この受比延（\**ziqū-pji-jān*）を本処の受別と同語と推定するが、墓誌の文脈からは受比延は東宮の属僚のように思われ、「諸侯」に比される受別とは別語ではないか。

⑩九豆和（\**kīzu-d'zu-yuá*）：『南齊書』引用文末の「又置九豆和官，宮城三里内民戸籍不屬諸軍戌者，悉屬之」にみえる「九豆和官」を、著者は「九豆和 qudqā = 刀の官」と解釈する [上巻 492]。しかし、「諸軍団に属さない宮城近辺の民戸を統轄する」という職掌に「刀」の語を関連させる根拠は不明であり、音韻的にも整合しないように見受けられる<sup>(79)</sup>。

以上、著者による“鮮卑語”計 18 語の再構案のうち、おおむね妥当とみられるのは③⑥⑦⑨⑩となる。ただし、それらは先行研究で合意されてきたものと本質的に変わらない。一方、①②④⑤⑧・⑪～⑬については、先行研究でも十分に説得的な解釈は提示されていない。その点では、本章における著者の新提案にも意義はあるが、原語再構をめぐる既存の問題が十分に注意されず、またテュルク語・モンゴル語の文法規則を無視した恣意的な語形成や未在証の形式に基づくものが多いため、従い難い。さらに、⑤⑥⑧⑨⑩⑫⑬の著者の再構案は、ウイグル字音形式と音韻的に整合せず、著者が主張するウイグル字音に基づく再構の有効性と撞着する。これらの諸点を整理すれば、著者の所説とは逆に、ウイグル字音は“鮮卑語”語彙の分析・再構に活用できるものではなく、また著者自身の再構案も諸先学の見解を改善しない、ということになる<sup>(80)</sup>。

とはいえ、“鮮卑語”の実態がなお未解明の現時点では、『南齊書』所収語彙の再構に 7 世紀以降のテュルク語や 13 世紀以降のモンゴル語を援用すること自体、その有効性は蓋然的なものにとどまらざるを得ない [e.g., 亦鄰真 2001a, 561]。従って、著者の再構形式に対する本項での評価も、なお限定を伴うものである。今後の新出資料の発見如何によっては<sup>(81)</sup>、著者の再構形式が再評価

(79) 著者は本章の原載論文 [宮紀子 2012, 56, n. 39] では、この「九豆和」と、柔然君主の社崙が可汗号の美称とした「丘豆伐（\**kīzu-d'zu-b'jwvt*）」との関連を指摘していたが、本書への再録にあたってこれを撤回し、本文の通りに改訂した。しかし、著者の旧案にはいくぶん妥当性があると思われる。著者の原載論文では注意されなかったが、この「丘豆伐」は「駕馭開帳」という『魏書』の訳語に基づき、M. kötülbüri「統率，指導」[Kowalewski III, 2595; Lessing, 493; MKT, 712] に関連づけられ、前 2 字「丘豆」が動詞語幹の kötülbüri-*kötel*-「導く，駕馭する，管理する」を反映するものとみなされている [藤田 1923, 56-57]。この「丘豆」と「九豆和」の前 2 字「九豆」とは、ほぼ同音である。『南齊書』の記載からも「九豆和」は「(民戸の) 統轄官，管理官」のような語義を有すると推定されるので、「丘豆伐」と同様、M. v. kötülbüri-*kötel*-からの派生形式に関連するテュルク系・モンゴル系の語彙と考えてよからう。つとに Bazin も、“柔然語”の「丘豆伐」にこそ注意しなかったものの、M. v. kötülbüri- とほぼ同形の T. v. \*kütülbüri- の存在を仮定し、その派生形 \*kütülgä「指揮官，知事」を九豆和の原語として想定していた [Bazin 1950, 310]。この \*kütülgä というテュルク語形式は在証されていないが、語形成としては不可能ではない [cf. OTWF, §3.323]。

(80) なお、著者が本章および原載論文 [宮紀子 2012] で提示した再構案①～⑬は、オンライン百科事典ウィキペディア (<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%B1%E3%82%B7%E3%82%AF>) にも転載されている (2020 年 9 月 15 日現在)。学術研究の成果が一般社会に還元・紹介されることは歓迎すべきであるが、その信頼性を非専門家が判断することは容易ではない。専門研究者として、先行研究の適切な批判検証に基づいたうえで確実な知見を提出する責任を自覚したい。

(81) フイス＝トルゴイ (Khüis-Tolgoi) 碑文やブグト碑文ブラーフミー文字面の解読により、6 世紀末～7 世紀初頭にモンゴル高原で用いられていたモンゴル系言語 (Para-Mongolic) のテキストが回収され、“鮮卑語”あるいは“柔然語”の解明につながる情報が得られたことは重要である [Maue 2018; Vovin 2018; Maue 2019;]

される可能性もある点に留意されたい。

なお著者は、『南齊書』魏虜伝の引用記事のうち⑰・⑱の間の一節「諸曹府有倉庫，悉置比官，皆使通虜・漢語，以爲傳驛」を、「諸の曹府には倉庫があるので，悉く「比 bit = 筆」の官を配置，みな鮮卑語・漢語に通曉せしめることによって，駅となした」と日本語訳する [上巻 492]。しかし，直前で⑭俟勲地何・⑮莫堤・⑯郁若・⑰受別官がそれぞれ尚書・刺史・二千石・諸侯に「比」されていることに鑑みれば，本処の「比官」とは鮮卑・漢の両系統で対置される地位・職掌の官僚と考えられ，また文末の「傳驛」も「傳譯」の誤記とみて「(胡漢両系統の担当官が) 互いの言語を翻訳して相互連絡した」と解釈すべきであろう [鄭欽仁 1976, 89; cf. 川本芳昭 2000, 34–35]。些末ではあるが，北魏の多言語行政の実態に関する貴重な情報なので，あえて誤訳を指摘しておく。

【39】 P. ġārčī (< M. ĵarči) [上巻 493–494]

17世紀西欧で編纂されたペルシア語辞典 *Gazophylacium linguae persarum* に収録された P. ġārčī (< M. ĵarči) に，著者は「哨馬，整治」の訳語を与える [上巻 493–494]。しかし，M. ĵarči は ĵar「命令，布告」から派生した「伝令，王命通達官」の意である [TMEN I, Nr. 147; cf. Lessing, 1307; MKT, 1321]。P. ġārčī に対する *Gazophylacium* 辞典の訳語も，イタリア語で *banditore / precone*「布告官」，ラテン語で *praco [sic!]* (~ *praeco*)「伝令官」，ガリア語で *crieur*「急使」~ *herault*「通達官」とされており，著者の訳語「哨馬，整治」とは整合しない。

念のため，M. ĵiseġül「哨馬」と *ĵasaġul*「整治官」の別については前項【26】も参照されたい。

【40】 突厥イシュバラ可汗の国書 [上巻 497]

辰年=開皇四年甲辰(584)に突厥イシュバラ可汗が隋の文帝に宛てた国書や，さらに遡って匈奴の冒頓単于の国書の冒頭句について，モンゴル命令文の冒頭定型句との連続性を見出す著者の指摘には賛成できる。その歴史学的な分析には，年代的に突厥とモンゴル帝国の中間に属する古代ウイグル書簡文書の書式研究も参照できよう [森安 2011a; 森安 2011b; 松井 2018b]。

なお，著者はこのイシュバラ可汗の国書の後続文面について「当該言語の原文がまったくのこっていないので，中国歴代正史の編纂官たちによる意識・抄訳しか手がかりがない」と述べる。ただし護雅夫は，大業三年(607)の煬帝宛て啓民可汗の上表文の原文がテュルク語であることを突厥碑文との詳細な比較から論証しつつ，イシュバラ可汗国書の「突厥自天置以來五十餘載」という文言についてもテュルク語に復元できる可能性を示した [護 1967, 476]。つとに Pelliot も推測したように [Pelliot 1929, 209]，やはりこの国書の原文もテュルク語であったと考えられる<sup>(82)</sup>。とすれば，著者が文中の「言語」に，M. üge「ことば」を想起させる「ウゲ」というカナ表記を与えるのはい

Vovin 2019i; de la Vaissière 2018]。さらなる分析の深化と同種の資料の発見が期待される。

(82) ちなみに，開元七年(719)二月に「安国王」篤薩波提(\**twγ'sp'δ'k*)が唐に送った上表文(『冊府元龜』卷999・外臣部・請求)についても，ソグド語出土文献の用語法との比較を通じて，漢文面をソグド語原文に還元可能であることを吉田豊が指摘している [吉田・森安 2000, 164–165; Yoshida 2019a, 61, 187]。

表 1 モンゴル帝国の対外国書現物一覧

	年代	発行者	宛先・発給先	言語*1	紙寸	出典
①	1248	Güyük	ローマ教皇	AP	幅 20 cm	海老澤 1984
②	1289	Aryun	フランス王	UM	縦 25–27 cm	Mostaert/Cleaves 1962, 9–10
③	1290	Aryun	ローマ教皇	UM	縦 26.4 cm	Mostaert/Cleaves 1952, 423–424
④	1302	Γazan	ローマ教皇	UM	縦 42 cm	Mostaert/Cleaves 1952, 423–424
⑤	1305	Öljeitü	フランス王	UM	縦 48–50 cm	Mostaert/Cleaves 1962, 9–10
⑥	1393	Toqtamiš	リトアニア大公	UT	縦 19.8 cm*2	Радловъ 1889, 3

\*1 AP = アラビア文字ペルシア語；UM = ウィグル文字モンゴル語；UT = ウィグル文字テュルク語

\*2 4.5 вершок x @4.4 cm = 19.8 cm

ささか不用意であり、テュルク語の *sav/söz* 「ことば」[cf. 森安 2011a, 14–15] を原語として再構すべきであろう<sup>(83)</sup>。また、著者は「使人」についても、おそらく T.-M. elçi~ilçi 「使臣、使者」を念頭に置いて「エルチ」とカナ表記を加える。しかし、12世紀以前のテュルク語文献には「使者、使臣」としての *elçi~ilçi* は在証されておらず[Erdal 1993, 94–95]、突厥時代にこの語彙が存在したかは確実ではない。原語としては *savči* または *yalavač*（いずれも「使者、伝令；預言者」を意味する）を想定すべきか [cf. ED, 785, 921]。

#### 【41】モンゴル帝国の対外国書の紙寸 [上巻 497]

匈奴が漢との外交に際して、漢の国書よりも大きい縦 1 尺 2 寸の牘を国書に用いたという故事をふまえ、著者は「モンゴル帝国にいたる歴代遊牧国家が発した外交文書について言及した諸国の記録、あるいはヴァティカン図書館等に蔵される現物そのものを調べ、内容のみならず、一尺二寸（モンゴル期の定規で）等の形式が意識されていたかどうか、見直す必要がある」と提唱する。

念のため、ヴァティカン文書館やフランス国立図書館などに所蔵されるフレグ=ウルス・ジョチ=ウルスの外交文書現物の紙寸は、すでに先行研究によって報告されている [表 1 参照]。これらの情報に照らせば、元制の 1 尺 2 寸という形式が規範的に意識されていたとは考えられない<sup>(84)</sup>。

#### 【42】ペルシア語の「人造的な文体」と『書記典範』の命令文 [上巻 499–507]

著者は『集史』中のモンゴル支配層の発話・命令文を伝えるペルシア文について、「ときにペルシア語の文法としては不自然な構造で、さまざまな単語をあえてモンゴル語のまま音訳する」ことから、「漢籍における直訳体と同様、モンゴル語で話されたことを示すための人造的な文体が、フレグ・ウルスでも、確かに使われていた」と断言する。この断言は刺激的であるものの、著者はその論拠として『集史』写本の 2 つの記事 [ĠT/TS, f. 85a–85b = ĠT/Rawšan I, 389–391; ĠT/TS, f. 222b

(83) ただし、「言語」が隋皇帝から伝えられたメッセージであることに鑑みれば、原語が *yarliq* 「おおせ、命令」であった可能性も残る。

(84) 表中の①②の紙寸は本書第 16 章 [下巻 864] で言及されるが、本処での提言は関説されない。なお、著者は同処で①②の紙寸が 781/1380 年トクタミシュ発行アラビア文字テュルク語勅書の紙寸（幅 25.2 x 119.0 cm）と近似することを指摘するが、このトクタミシュ勅書は特権付与状であり [cf. Özyetgin 2000; 小野 2012; Özyetgin/Kemaloğlu 2017, 44–47]、性格の異なる対外国書と単純には比較できない。

= ĞT/Ali-zade III, 20 = ĞT/Rawšan II, 973] を示すに過ぎず [上巻 523, nn. 83, 84], またそのペルシア文の「不自然な構造」や「人造的な文体」の特徴について、具体的には説明しない。

また著者は、従来の研究がモンゴル時代のペルシア語資料を翻訳する際には「アラビア語・ペルシア語の文学・書記術の伝統に引きずられ、現地の官員・吏人の上奏文・陳情書や、吏読に相当する下部組織の事務レベルの書簡・交渉と、モンゴル王族・各街門の高官のあいだの *tūsāmīsī* [sic] 委任や *suyūrghāmīsī* [sic] 恩賜についてのさまざまな *kinkāj* 商量・その結果たる *tungqāmīsī* [sic] 宣諭の文体の別がまったく意識されていないくらいがあった」[上巻 501] と述べる<sup>(85)</sup>。しかし、その「文体の別」の具体的な相違点についてもやはり説明が無く、本章で訳出される『書記典範』任命書用例のどの部分が「委任；恩賜；宣諭」に相当するのかも明記されない。この点を隔靴搔痒に思うのは、評者のようなペルシア語に囲い読者ではなかろう。

漢籍中のモンゴル支配層の発話や命令文に係るモンゴル語直訳体漢文について、現実的な口語ではなくモンゴル語を表記するための書面語・人造的な文体とした著者の見解は、目下のところ *critical* な反論を許しておらず、少なくない研究者に承認されているといえる [宮紀子 2006a, 177–268; 上巻 523, n. 85]。ただし、著者の所説が容れられた土台として、モンゴル語直訳体漢文の諸特徴についての多くの言語学・文献学的先行研究 [e.g., 田中 2000; 亦鄰眞 2001a, 583–605; 亦鄰眞 2001b] により、伝統的漢文と異なる統語構造や語彙・句法などに関する知見が学界で蓄積・共有されていたことも勘案すべきであろう。一方、本章で著者が提起したような「人造的な文体」のペルシア文の特徴は、イラン言語学者はさておき、日本におけるモンゴル時代史研究者にはほとんど認識されていない。このような現状に鑑みれば、著者が本章の前段でテュルク語・モンゴル語や“鮮卑語”の各種術語の検討 [前項【37】，【38】参照] に費やした紙数は、『集史』・『書記典範』をはじめとするモンゴル時代のペルシア語史料の「人造的な文体」の特徴についての説明に与えられるべきだったように思われる。

さらに著者は、この『書記典範』所収ペルシア語命令文を訳出するにあたり、「現存するさまざまな対訳資料を利用し、とうじの翻訳官の方法そのままに、東西の運動を一目瞭然に訳出しようとする試み」として「敢えて生硬な翻訳を呈示する」という [上巻 501]。評者が通読した限りの印象に誤りなければ、その具体的な作業は、モンゴル語直訳体漢文に特徴的な訳語・表現をペルシア語に適用するというに収斂する。この訳出方法は、本書第9章 [前項【28】参照] で著者が初めて採用したものであるが、本章に至ってより前景化されて導入されているといえる。

ところで、直訳体漢文があくまでモンゴル語を根底とするという著者の見解——拙評前項【15】，【18】，【20】，本稿【28】⑩，【30】，【33】，【35】における直訳体漢文資料やペルシア文のモンゴル語への再構も、これに多く依拠する——をふまえるならば、本章の直訳体漢語を用いた訳文を用

(85) 引用文中の *tūsāmīsī*, *suyūrghāmīsī*, *tungqāmīsī* の語末部を著者が *-mīsī* と表記するのは、誤記とも思えず不可解である。これらの術語がテュルク語の形動詞 *-mīš/-mīs* に由来するもの (著者の方式では *-mīshī* とペルシア語転写されるべきもの) ではないという解釈であろうか。また、語釈としては『元朝秘史』などの対訳語彙資料と TMEN のみを註記するが [上巻 525, nn. 96, 97, 99], TMEN 第1巻とほぼ同時に刊行された本田實信の分析 [本田 1991, 405–406, 424–427, 436–437] も参照を要する。

意する際にも、著者は当然、根底となるモンゴル語を単語レベルではなくテキストとして再構していたと推測される。本章でその再構テキストがほとんど提示されないのは遺憾である。

また、モンゴル語直訳体の用語・語法を理解するためには、中国史・中国学の専門家でも一定の訓練を要する。その点に鑑みれば、ペルシア語資料を扱うイラン史・イスラーム史研究者にとって、直訳体漢語の表現 (mašgūl 「供奉」, ḥākīm~ḥukkām 「管民官」, mutašarrif 「管課官」, qarār 「条画」, badū tafwīḍ raft 「他根底委付を行し来也」, hīc 「不揀甚麼」, badīn sabab 「然る事由以て (= 為那般的上頭)」, mamālik-i maḥrūsāt 「(天の) 護助の裏の諸道／諸路」, muhimm-i ḥafīr 「重大な勾当」, mušāraḳat 「通同」, har kas 「不揀是誰」, kulliyāt 「所有」, umanā 「首領官每」, ‘ummāl 「吏人每」, taḥaffuḍ wa tayaqquḍ mar‘ī dārad 「節制・警惕を遵守すべし」など) がちりばめられた著者の訳文を理解することはそれほど容易ではなかろう。加えて、任命書用例 4 通の訳文への註釈はごく少なく [nn. 101–113], そのうちモンゴル語や直訳体漢文資料との対応に関する説明 [nn. 101, 102, 103, 107, 110] も十分ではない [前項【28】および脚註 26, さらに後文①～⑩も参照]。結果として、著者が「アラビア語・ペルシア語の文学・書記術の伝統に引きずられ」ていたと批判する研究者 [上巻 501] には、直訳体漢文の語彙によりペルシア文の内容理解を改善できた点やその意義が適切に理解されず、著者が術学的に漢語の訳語を用いているという不当な誤解を招くことを危惧する。モンゴル語原文をさらに直訳体漢文へと変換せずとも、モンゴル文の理解に従い、readable な日本語にすることも著者には容易だったはずである。つとに杉山正明がコデン令旨碑・バブシャ令旨碑・泰定帝インテムル即位詔その他の直訳体漢語命令文に対して提供した平明な日本語訳 [杉山 2004, 第 9–11, 13 章; 杉山 1995, 141–143] なども参照し、根底となるモンゴル語表現とその漢文直訳を逐語レベルで解説した訳註が示されていれば、ペルシア語資料を扱う専門家との有益な対話を導いたのではなかろうか [cf. 宇野 2020, 150–151]。

とはいえ、以上はあくまで望蜀の言であって、当該の『書記典範』任命書用例 4 通の日本語訳をはじめて提出した本章および原載論文 [宮紀子 2012] の意義は大きい。さきに評者らがアルダビール発現モンゴル語・ペルシア語合璧文書に基づいてフレグ=ウルス・ジャライル朝の文書官房行政を検討した際 [Šayḥ al-Ḥukamā’ī・渡部・松井 2017, 118–127] にも、本章原載論文の分析に導かれた点が多い。本章での、従来のペルシア語史料解釈に対する著者の批判や提言、また著者の『書記典範』命令文の訳解については、関連する専門家から適切な応答がなされ、文献学的・歴史学的な分析が深化させられることを期待する<sup>(86)</sup>。

以下には、テュルク語・モンゴル語資料を扱う立場から気づいた範囲で、著者の訳文に関連する問題を備忘しておく。なお前項【28】と同様、『書記典範』テキストについては主に Али-заде 校訂 [DK/Ali-zade] に依拠する。

(86) 本章の原載論文 [宮紀子 2012] 刊行とほぼ同時期に、著者の扱ったバフシ任命書用例 3 通を含む計 21 通の任命書用例を李鳴飛が英訳している [Li Mingfei 2014]。ただし李鳴飛の訳文は文献学的・歴史学的な註釈を缺くので、史料として利用するには注意を要する。なお、最近の宇野伸浩による本書の書評が、『世界征服者史』にみえるチングスの発話の引用箇所についての著者の理解を修正していることは、ペルシア語史料中のモンゴル支配層の発話・命令文に関する著者の所説に関連して留意される [宇野 2020, 157]。

①「至高ナル Allāh・至純タル上天，威福アル長生<sup>トコシエ</sup>ノ御方ノ恩恵・仁慈ノ全キニ抛リテ」[上巻 502]：任命書用例冒頭のこの表現を、著者はモンゴル命令文の冒頭定型句 *M. möngke tngri-yin kücün-dür yeke suu jali-yin ibegen-dür* 「とこしえの天の力に，大威靈の輝きの加護に」(> Chin. 長生天氣力裏・大福蔭護助裏)の意識とする [上巻 525 (n. 101); cf. 中村・松川 1993, 16–17; 松川 1995, 38–40]. しかし，このモンゴル命令文の冒頭定式に由来すると思われるペルシア語・アラビア語・テュルク語の諸種の表現は、『集史』ガザン紀所収の敕令の写し (*sawād*) やその他のイスラーム化したテュルク・モンゴル諸王朝の命令文からも回収されている [小野 1993, 110–114]. 本任命書用例の用語や構文はそれらの表現とは相当に異なり，著者の解釈にそのまま従うことはできない。

②「某人とは某人の言語を以て言葉を言わねばならぬ」[上巻 502]：この文はナジムッディーン＝ラーズィー (*Nağm al-Dīn Rāzī*, d. 654/1256) の著作『下僕たちの大道 (*Mirṣād al-'ibād*)』からの引用と思われる<sup>(87)</sup>，おそらくモンゴル語原文に由来しない。

③「官人<sup>ウヤンナチ</sup>毎・宰相<sup>ナチ</sup>毎の *parvānijāt* 勅命／鈞旨」[上巻 502]：フレグ＝ウルスおよびジャライル朝官房のモンゴル命令文発給過程における *P. parwānagāt* ~ *parwāna* 「口頭の命令，指示，許可」の役割・機能については，評者らの検討 [Sayh al-Hukamā'ī・渡部・松井 2017, 88, 125–127] も比較参照されたい。なお著者は「勅命」という訳語を後掲の文書 [上巻 504] でも使用するが，この訳語をモンゴル君主ではない「官人<sup>ウヤンナチ</sup>毎・宰相<sup>ナチ</sup>毎 (*P. umarā wa wuzarā*)」の命令 (漢訳されたとすれば「鈞旨」となる) に与えるのは不適切ではなからうか。

④「*ūlkā* 腹裏以外 (=行省／行台／行院)」[上巻 503, 525 (n. 104)]：著者は *P. ūlkā* について，*Sanglāh* における *T. ōlkā* の語解「*vilāyat* 邦土／田地，*šahr* 城子，またその名だたるもの」を引用し，また後文では *ūlkā* をすべて「行省」と訳す [上巻 503, 504, 505].

一方，『書記典範』所収の「*ūlkā* 長官職 (*imārat-i ūlkā*)」任命書 3 通を訳出・分析した本田實信によれば，*P. ūlkā* (~ *T. ōlkā*) は *M. ölke* 「山の斜面」からの借用語であり<sup>(88)</sup>，戦争で荒廃した結果，軍事上の防衛と治安・民政回復を要する特定地域をさすという。また本田は，*ūlkā* の語がフレグ＝ウルス時代の史料に見出されないとも指摘している [本田 1991, 96–98]. フレグ＝ウルス崩壊後に上記のような意味をもつ *ūlkā* の語が現われるのは，テュルク・モンゴル系諸勢力が対立抗争を繰り返したイラン地域の状況とも符合する。

ひるがえって，著者の「行省」という訳語は，モンゴル帝国時代の特に東方中華地域における「行尚書省／行中書省」を想起させる。この訳語選択が，モンゴル帝国の行政機構としての行省とジャライル朝の *ūlkā* との間に，機能的な共通性や制度上の継受関係を見出した上で提出されているのか，詳解を期待する<sup>(89)</sup>。

⑤「*yāsā* < *jasā* 整治・*yāsāq* < *jasāq* 法度」[上巻 503]：本処の *yāsā wa yāsāq* は「(チンギス＝カ

(87) *Nağm al-Dīn Rāzī, Mirṣād al-'ibād*, ed. by Muḥammad Amīn Riyāhī, Tīhrān, 1973, 15.

(88) この点はつとに Doerfer も指摘しているが [TMEN I, Nr. 28], 本書では具体的に解説されない。

(89) 周知の通り，モンケ時代に「阿母河等処行尚書省」と称されたイラン総督府はペルシア語史料ではディーワーン (*dīwān*, 政庁・財務庁の意) と通称され [本田 1991, 106, 110; 高木 2014], 一方『集史』は大元ウルスの行省を *sīng* (< Chin. 省) とペルシア語音写して紹介している [上巻 4; ĞT/Boyle, 281–284].

ンの) 大法令」を意味する hendiadys ではないか [cf. TMEN, Nrn. 148, 1789]. *Rasūlid Hexaglot* の T. yāsā (<yasa) = M. ġasāq (<jasay) という対応も参照できる [RH, 202].

⑥ 「*siürghāmīšat* 賞賜」[上巻 503]：原語の T. soyuramiš (<v. soyurya- ~tsoyurya-) に鑑みれば、この語は *suyürgāmīšat* と転写すべきである。本書の他処 [下巻 616, 685] の *siürgāmīš* も同様に *suyürgāmīš* と修正すべきであろう。

⑦ 「既定の *rasmī* 体例は、他に対して報酬をいうべし」[上巻 503]：前項【28】②・⑧で指摘した通り、この文言は「既定の俸給 (*rasmī*) を彼に支給すべし (*ġawāb gūyand*)」と解釈される。後掲の3文書にみえる「体例 (*rasmī*)」や「報酬をいう (*ġawāb guftan*)」も同様。

⑧ 「*這ノ言語ヲ以テ行クベシ*」[上巻 504]：原文 *barīn ġumla rawand* はアルダビール発現ペルシア語行政命令文書にも頻見し、通常「すべてこの通りに行なえ」と訳される [e.g., PUM, 7-8]。著者も第9章では「此レヲ以テ遍ク行シ」と訳していたが [上巻 439, 440; 前項【28】参照]、本処ではこの通りに改め、後掲の任命書用例2通、また第16章で扱われる 773/1371 年シャイフ=ウワイズ発行ペルシア語勅書第18行の用例についても同様に訳す [上巻 504, 507; 下巻 878]。

著者が P. *ġumla* 「全部、すべて；文」を「言語」と訳するのは、その根底に *üge* 「ことば、命令」を含むモンゴル文を想定するからかもしれない。しかし、P. *barīn ġumla rawand* は既知のモンゴル語・ペルシア語合璧勅書4通のうち3通のペルシア文にも確認されるが、いずれも合璧モンゴル文中にはこれに直接に対応する表現を見出せない [Herrmann/Doerfer 1975a, 5, 70; Herrmann/Doerfer 1975b, 333; Šayḡ al-Ḥukamā'ī・渡部・松井 2017, 110, 111, 113]。従って、この文言はペルシア文独自の表現であり、「言語」という訳語でモンゴル語との関連を示唆する必要は無いと思われる。

⑨ 「*Tuḡhāi bakhshī* < *Tügei baqši* は、在前自り、*yām* 站を除するの外、亦た」[上巻 504]：*バフシ* の名 *TĠAY* は *Tagāy* と再構して、T. *tayay* 「叔父」(> Chin. 塔海/達海) からの借用形式とみなすのが正しい [Šayḡ al-Ḥukamā'ī・渡部・松井 2017, 126; 前項【24】参照]。また後文も、既存の校訂 [DK/Ali-zade II, 43; DK/Aḥmadī Dārāni II, 512] に従い、*az qadīm al-ayyām bāz* 「旧くから仍ねて」と訳出すべきだろう。著者は *ayyām* を *yām* 「駅ウラ站 (<T. *yam* ~ M. *jam*)」と解釈したようだが、文脈に適合しない。

⑩ 「*kūch* 氣力ちからを与えて」[上巻 504, 526 (n. 107)]：原文の P. *kūč dāda* < *kūč dādan* 「力を与える」に註記して、その根底となるモンゴル語表現 *küčü ög-* 「力を与える；力を効す、尽力する、奉仕する」を再構するのは正しい [cf. TMEN III, Nr. 1662]。

ただし、著者がこの直訳体漢訳として「添氣力」を註記するのはやや不正確と思われる。『元朝秘史』では「添氣力」が *güčü neme-* / *nemekde-* (~ M. *küčü neme-* / *nemekde-*) 「(天が) 力を添える／(天から) 力を添えられる」に対訳される一方、*küčü ög-* (~ *güčü ög-*) は「氣力ウを與える」と傍訳されるからである [栗林 2009, 312-313, 343-344]。著者の註記する『韃靼館訳語』も *küčü ögčü* 「力を与える」を「出力」と対訳する他、泰定帝のモンゴル文直訳体即位詔も「(国家のために) 力を尽くす」という文脈に「出氣力」を用いており、杉山正明はこれを P. *kūč dādan* と対応させていた [杉山 1995, 143]。亦鄰眞も、「添氣力」を「支持、祐護」、「出氣力」を「效劳」、「使氣力」を「強

迫」と訳し分けることを指摘している [亦鄰眞 2001a, 593; 亦鄰眞 2001b, 166]. 著者が註釈で言及する『至元弁偽録』や『水利集』の「添氣力」の諸例も、文脈に鑑みる限り、「力を效す、奉仕する (M. küčü ög-)」ではなく「支援する、補助する、手伝う」というニュアンスで用いられており、『秘史』と同じく küčü neme- を根底のモンゴル語表現として想定すべきであろう。

⑩「上天ノ命ニヨリ這ノ文字が長生ナランコトヲ、……ニテ写イ来」[上巻 504]: この kutiba bi'l-amr al-'ālā dāma naffāduhu fi というアラビア語形の末尾定型句は『書記典範』ウルス=アミール職・万人隊長職の任命書用例でも用いられており、本田實信は「至高ノ命令ニヨリソノ発布ガ永遠ナランコトヲ、……に書いた」と訳す [本田 1991, 89, 93, 94]. しかし、類似する定型表現はセルジューク朝やホラズム朝時代のペルシア語文書にも確認され [Herrmann 1994, 294–295], それらと比較すれば、本処の定型句は「至高なる命令 ——その効力が永続せんことを—— に従い, [某年某月某日] に書かれた」と訳すことができる<sup>(90)</sup>. 著者が naffād を「文字」と訳す根拠は不明である. また「至高なる命令」とは具体的にはジャライル朝君主の命令をさすであろう。

#### 【43】モンゴル命令文の裏面の添書 [上巻 507, 526 (nn. 114, 115)]

『書記典範』オルク=バフシ任命書用例から、著者は、勅書 (M. jarliq ~ T. yarliq > P. yarliq) の「裏面に内容の要約と署名をすること」をバフシ (P. baḥṣī < T. baxšī) の職務に数える. これに対して、評者らは、『集史』ガザン紀第 3 部第 22 話の伝える勅書発行システムと現存のモンゴル語・ペルシア語合璧勅書との比較に基づき、この任命書用例のいう「勅書の裏面に内容を要約する」とは、「ディーワーン発行のペルシア語文書の背面に、若干簡潔な内容のウイグル文字モンゴル語勅書を清書・合璧する」ことと考察した [Šayḥ al-Ḥukamā'ī・渡部・松井 2017, 118–127].

また著者は、裏面に「内容の要約と署名」のある命令文の現物がいくつか確認できるという. ただし、註記される先行研究で刊行された資料のうち、「命令文本体の内容の要約」に該当する事例は、モンゴル語・ペルシア語合璧勅書を除けば、704/1305 年アミール=フサイン発行ペルシア語文書 (MMI s.25883 (r.464)) 裏面のウイグル文字テュルク語添書に限られる [Doerfer 1975, 221–223; PUM, 87]. その他の命令文裏面のウイグル文字添書の例は、正面の命令文の内容の要約ではなく、重臣・将相の名を、場合によって öčig 「上奏」、barvana (< P. parwana) 「発令指示」、belge 「しるし」などの語とともに記す<sup>(91)</sup>. 『書記典範』任命書用例 4 通では明言されない「署名」の手続きを著者が指摘するのは、これらの文書現物からの類推であろうか。

これらの文書裏面の添書については、『黒鞆事略』の記事 [上巻 526, n. 115] や、上述のガザン

<sup>(90)</sup> アルダビール発現文書においては、761/1360 年シャイフ=ウワイス発行モンゴル語・ペルシア語合璧勅書のペルシア文第 15 行にこの末尾定型句の実例が確認される [Šayḥ al-Ḥukamā'ī・渡部・松井 2017, 76–77].

<sup>(91)</sup> Cleaves 1951, 493–526; Mostaert/Cleaves 1952, 478–482; Cleaves 1953, pls. I, II; Doerfer 1975, 205–207 (A3); PUM, Nrn. 5, 8, 9, 14; 下巻 891–892. PUM, Nr. 22 裏面のウイグル文字添書を Doerfer は bičibe 「書いた」と試読するが [Doerfer 1975, 219 (A14); cf. PUM, 161], これは明らかに B'LK' = belge 「しるし、験 (> Chin. 別里哥)」と修正できる. M. belge の語は、フレグ=ウルス重臣の墨印の銘文にも用いられている [Doerfer 1975, 208; PUM, Nrn. 4, 5].



紀第3部第22話の伝えるケシク長官による勅書裏面への捺印慣行、さらに大元ウルス宮廷での上奏や命令文発給過程を伝える直訳体漢文資料に基づき、F. W. Cleaves が先駆的な分析を提示している [Cleaves 1951, esp. 508–516; cf. 下巻 914, n. 153]. 草堂寺コデン令旨碑 [前項【29】参照] や、アルダビール文書・チャガタイ=ウルス発行文書など Cleaves 論文以降に学界に供された文書資料からも、モンゴル君主による命令文の発効にはケシク長官ほかの重臣によるウイグル文字添書あるいは捺印が必須とされ、その恣意的な発給を規制する機能を果たしたとする Cleaves 説は、おおむね傍証され受け容れられているといえる。

ただし、原文書の添書で言及される人名にはなお未同定の者もあり<sup>(92)</sup>、また文字による添書と捺印の区別や、*öcig / barvana* という用語の区別の背景については、未だ十分に解明されていない。モンゴル君主ではなく重臣層——著者 [上巻 507] は「<sup>イェケノヤン</sup>大官人」と称する——が発行した文書にも裏面の添書や捺印が要された事情もなお不明である [cf. Matsui 2015b; Šayḥ al-Ḥukamā'ī・渡部・松井 2017, 122, fn. 85]. これらの問題は、個別文書の機能や内容理解さらには命令文の発給システムの解明にも直結し、今後、徹底した古文書学的分析を通じて検討する必要がある。

【44】「莫訶支那即京師也」 [上巻 508, n. 3]

旧南宋領をさす P. *Mahācīn* ~ *Mācīn* についての『集史』中国史の説明（前項【36】参照）に関して、著者は義浄『大唐西域求法高僧伝』南宋紹興十八年（1148）刊本にみえる「“支那”即廣州也。 “莫訶支那”即京師也」という註記を引用し、「この註記がいつ施されたかによって、*Mahācīn* は、華北の長安もしくは開封、江南の臨安（杭州）の管轄地と解釈が変わることになる」と述べる。

しかしこの註記は、インドに「支那寺」と呼ばれる廃寺があり、それが「シュリグプタ (*Śrīgupta*) 大王が“支那国”の僧のために建造した【室利笈多大王爲支那國僧所造】という縁起に施されたものである。すなわち、インド語の *Mahācīna* > 莫訶支那が「(中国の) 京師・首都」を意味する語であることを示すに過ぎない。たとえこの註記が南宋期以降のものとしても、文中のインド語 *Mahācīna* 「京師」が必ずしも杭州（臨安）をさすものとはならない<sup>(93)</sup>。

(92) ちなみに、773/1371 年シャイフ=ウワイズ発行ペルシア語勅書の裏面ウイグル文字モンゴル語添書に列挙される重臣層については、Herrmann が適切に同定しているが [Herrmann/Doerfer 1975a, 49–50], 本書第 16 章では等閑視されている [下巻 892].

(93) P. *mahācīn* ~ *mācīn*, *cīn* および *manzī* については Pelliot の考証も参照 [Pelliot 1913, 460–466; Pelliot 1959, 273–278]. 本書 [上巻 489, 508–509 (n. 4)] 所引の『集史』および『至元訳語』の対訳例から、P. *mahācīn* ~ *mācīn* はインド語 *Mahācīna* からの借用、P. *manzī* は漢語「蛮子」の借用と一般に考えられている。これに対し、家島彦一は *Manzi* が漢語「蛮子」には由来しないと主張し [家島 2002, 67], 四日市康博も「「マンジ」はインドで大中国を意味する「マハー=チーン」*Maha Chin* [sic!] が訛った形である」と述べる [四日市 2016, 188]. しかし家島・四日市とも『集史』や『至元訳語』の用例に対する反証を示さず、また転訛が生じた言語・地域・時期についても明言しない。モンゴル期の東西交流史を牽引する専門家の言であるだけに、文献上の用例に基づく詳説が俟たれる。ちなみに、つとに Yule は『集史』に “In the Indian language S. China is called *Mahā-cīn*, i.e. ‘Great China,’ and hence we derive the word *Manzi*” という記事がみえるとしたが [Hobson-Jobson, 530], 典拠とされる Quatremère の仏訳は “le pays de Matchin, que *les Chinois* nomment *Manzi*” であり [GT/Quatremère, xci–xcii. 斜体強調は評者], Yule の引用は正確ではない。

念のため、この註記は上記引用箇所続けて「また提婆弗咄羅 (<deva-putra) とは唐の「天子」のことであり【亦云提婆弗咄羅，唐云天子也】」というので、やはり唐代に属することが示唆される。また開元十八年(730)頃成書の『統古今訳経図紀』にも、この註記とほぼ同じ内容の「印度國俗呼廣府爲支那，名帝京爲摩訶支那」という情報がみえる [Pelliot 1959, 272]。これも義浄の情報に由来するものと考えられ、従って『大唐西域求法高僧伝』の問題の註記も南宋時代には降らないと思われる<sup>(94)</sup>。

【45】オゴデイの人名 [上巻 519-521, n. 74]

太宗オゴデイの名 Ögödei (> P. ūkutāy ~ ūkudāy) を「上昇 ('urüǰ)」 [Steingass, 845] を意味する語とする『集史』の説明に基づいて、著者は「上昇」を意味するテュルク・モンゴル語彙をカーシュガリーや『元朝秘史』から抽出し、オゴデイの名に関連付ける。しかし、カーシュガリーの T. AAGDY ~ AĠTY = aγdī ~ aγitti [sic!] は名詞ではなく動詞過去終止形の「上った、登った (aγdī ~ aγti <v. aγ-)」と解釈すべきであり [CTDI, 181, 250; Ercilasun/Akkoyunlu 2014, 542; cf. ED, 76-77]、音価や母音調和に鑑みても M. ögödei とは関連しない。一方、『秘史』の ö'ede > 幹額迭 = 逆着 / 上 / 高、すなわち文語の M. ögede 「上の方へ / 上流へ; 反対に (の)」 [Kowalewski I, 558; Lessing, 630; MKT, 276] についても、同じ『秘史』に幹歌歹 ~ 幹闊歹 < ögödei ~ öködei という別形式で在証されるオゴデイの名に関連させる必然性は無いと思われる<sup>(95)</sup>。

さらに著者は、オゴデイの名の語源として、『金史』国語解が「犬之有文者」と説明する女真語「訛古乃」をも提案し、その傍証としてオゴデイ第四子のカシ (Qaši > P. Qāšī ~ Chin. 合失) の名を『金史』国語解で「犬の子」をさす「合喜」と対比させる。しかし、犬の呼称とされる「訛古乃」は、上記の『集史』の語解「上昇」と矛盾し、「訛古乃」の元代バクバ字音 (o-gu-nay) も /ögödei/ と一致するとはいえない。また、金代・元代に喜 (バクバ字音 hi) の曉母が舌面音 (/ʃ/ ~ /s/) 化していたとも考えられないので [cf. 遠藤 2016-2, 294]、「合喜」を M. qaši と関連させるのも適切ではなからう。

念のため、『集史』オゴデイ紀はカシの命名について「チンギス=カンが河西 (> P. Qāšī) の地域——現在そこはタングト (Tankqūt < M. tangyud ~ T. tangyut ~ tangut) と呼ばれる——を征服したときに生まれたので、彼をカシ (Qāšī) と名づけた」という [ĜT/TS, f. 135a; ĜT/Ali-zade II-1, 18; ĜT/Rawšan I, 625; cf. ĜT/Boyle, 22; 松田 1996, 26]。漢文資料では彼の名は河西觥 / 合昔歹とも記され [cf. Hambis 1945, 72]、これが M. Qašidai 「河西 (Qaši) 出身」に再構されることも、『集史』所伝の内容と符合する。博覧強記の著者がこれらの情報を看過したとは思えず、おそらくは意図的に言及を回避したのであろうが、理由を測り難い。

<sup>(94)</sup> なお、著者の用いた『大唐西域求法高僧伝』南宋紹興十八年刊本が最善本とは言い難いことは、つとに藤枝晃により指摘されている [藤枝 1942, 74-75]。

<sup>(95)</sup> Doerfer は『集史』の説明がウイグル文字モンゴル語原資料の表記の誤読 ('WYKWT'Y = ögötei → 'WYK'T' = ögete) に由来する可能性を指摘している [TMEN I, Nr. 49]。その他の語源の候補については、PTMD, 71-73 も参照。

[46] モンケの人名 [上巻 520–521, n. 77]

憲宗モンケの名 *Möngke* はモンゴル語で「永遠、長命」を意味する。モンゴル時代以降のペルシア語史料はこの *möngke* の名を *MWNKKA* = *münkkā* と借用表記する他、しばしば *MNKW* ~ *MNKKW* とアラビア文字表記する。後者の表記は、「永遠、長命」を意味するテュルク語 *mänggü* ~ *mängü* の反映と考えられてきた。またラテン語・アルメニア語史料もモンケを *Mengu* ~ *Mangu* ~ *Mango* ~ *Manku* などと表記し、これもやはりテュルク語由来とみなすのが通説である [e.g., Pelliot 1913, 451–452]。著者はこの通説に対して、シャバーンカーラーイー (*Šabānkārā'ī*) 『系譜総覧 (*Mağma' al-Ansāb*)』の記事をもとに、モンケの“本名”は *MNKW* = *mangü* であり、*M. möngke* (> *P. MWNKKA* = *münkkā*) は即位に際して贈られたモンゴル語の“称号”とみなす。

しかし、モンゴル時代には同一人物がモンゴル語・テュルク語の同義語で称されることは珍しくない<sup>(96)</sup>。人名要素 *M. möngke* に関する例を挙げれば、フレグ第十一子モンケ=テムル (*Möngke-Temür*) の名は、『五分枝 (*Šu'ab-i Paṅgāna*)』ではウイグル文字モンゴル語表記の *M. MWNKK' T' MWR* = *möngke temür* に準拠して *MWNKKA TMWR* = *münkkā timür* とアラビア文字表記されるが [ŠP, 139b]、『集史』フレグ紀では *P. MNKKW TYMWR* = *mankū timür* と記され、テュルク語形式の *\*mänggü temür* を反映する [ĞT/TS, f. 220a; ĞT/Ali-zade, 14; ĞT/Rawšan II, 968]。この例における *P. münkkā* (< *M. möngke*) と *P. mankkū* ~ *mankū* (< *T. mǎnggü* ~ *mǎngü*) の異同には特段の政治的意味を見出し難く、テュルク語話者や彼らと密接に関係したペルシア語話者がモンゴル人名 *möngke* をテュルク語の *mängü* ~ *mänggü* (> *P. mankkū* ~ *mankū* ~ *Lat. Mengu* ~ *Mangu*, etc.) にしばしば置換したという通説に従ってよい [PTMD, 609–610]。

もちろんモンケ即位後には、その実名 *Möngke* やこれに従った *P. MWNKKA* = *münkkā* という表記が浸透したはずである。著者の言及する、景教総大主教の印璽のシリア文字テュルク語銘文での書き分けも、一般的な「永遠」の語にはテュルク語 *mängü* = *MNGW* を用いた一方、印璽の授与者である第4代皇帝モンケの実名にはモンゴル語形式を反映する *möngkä* = *MNGK'* という表記を用いたに過ぎない。著者の示すイラン発現の貨幣銘文の用例も同様に理解できる<sup>(97)</sup>。また『析津志輯佚』学校条所収の甲寅年 (1254) クビライ令旨 2 通が皇帝モンケの名をそれぞれ蒙古/蒙哥と別様に記すことを、著者は原語の相違 (蒙古 < *mänggü*; 蒙哥 < *möngke*) に由来すると推測しているようであるが、蒙古は単なる誤記とみなせるだろう。前年 (1253) の少林寺宛て蒙漢合璧モンケ聖旨において *M. Mōngke* (~ *Möngke*) が明記されることも参照できる [中村・松川 1993, 63]。むしろ、著者の主拠するシャバーンカーラーイーの記事こそが、テュルク語由来の *P. mankkū* とモンゴル語由来の *P. münkkā* の混用・相違を無理に説明しようとした附会ではなかろうか。

<sup>(96)</sup> 例えば、ジャライル国王家第3代当主のタシュ (塔思~答石 < *T. taš* 「石」) はチラウン (查刺温 < *M. čilayun* 「石」というモンゴル語名でも称された [『元史』巻 119・木華黎伝塔思附伝; 同巻 2・太宗本紀六年 (1234) 秋・八年 (1236) 秋条; 同巻 122・梁直膺魯華伝; 同巻 123・紹古兒伝; 錢大昕「元史氏族表」巻 1『嘉定錢大昕全集』第 5 巻, 5]。

<sup>(97)</sup> *Möngke* というモンゴル名をそのまま *möngkä* ~ *mōngkä* と借用表記するウイグル語文献の例は、著者の言及するウイグル訳『華嚴經』識語のほか、世俗文書にも見出される [松井 1998, 15]。

さらに著者は、M. mönggü(n)「銀」を「モンゴルそのものの由来」とし、モンケの“本名”のペルシア語表記 MNKW~MNKKW は T. mängü~mänggü「永遠、長命」の借用ではなく「蒙古の意味で使用された可能性が示唆される」という [上巻 521]。このような見解は古くは d'Ohsson によっても唱えられたが [d'Ohsson II, 333]、つとに Pelliot により明瞭に否定されている [Pelliot 1913, 452-455]。にもかかわらず、著者が本書の他処 [cf. 下巻 793 (n. 325), 796 (n. 329), 907 (n. 108)] でも同様の見解を繰り返す意図は不明である。d'Ohsson や著者の見解は、おそらく『黒韃事略』の「<sup>モンゴル</sup>韃語謂銀曰蒙古，女真名其國曰大金，故韃名其國曰大銀」という記事に依拠するものであろうが [cf. 下巻 576, n. 92]，母音調和原則に鑑みれば mongyol「モンゴル」と mönggü(n)「銀」が同一語に由来するとは考えられない。通説の通り、上掲の『黒韃事略』の情報はモンゴル語に通じない彭大雅や徐霆の誤解とみなすべきである<sup>(98)</sup>。

なお著者は、書き下ろしの口絵解説でトルイ四子の“命名”を検討した際には、モンケの名を「Möngke / Mängü <sup>としえ</sup>長生」と解釈していた [上巻 48; cf. 松井 2019a, 40]。これがモンケの“命名”に関する著者の最終的な見解であれば、本処の叙述も修正すべきであったように思われる。

【47】テムル=クトルグ勅書の税役名称 [上巻 523, n. 88]

800/1398 年ジョチ=ウルス当主テムル=クトルグ (Temür-Qutluq) 発行ウイグル文字・アラビア文字合璧テュルク語勅書副本で免除が認められた各種の税役のうち、①<sub>35</sub>Uig. 'YN-KYŃĈ = in-kinči = A. in kinčī; ②<sub>35</sub>Uig. 'WSKW = ūskū = A. ūskū; ③<sub>36</sub>Uig. PWL = bol ~ bul = A. bül; ④<sub>36</sub>Uig. X̄WWRDY = quurdī = A. qūrtī の語釈はなお定まっていない [図 4 参照]。Radloff はいずれも不明語とし [Радловъ 1889, 34]，Grigor'ev は① in-kinči，②③ ūskū bol をそれぞれ地名とみなして、そこから④の乳製品 (quurdī < qurt) が税として科徴されたと解釈した [Grigor'ev 1987, 94]。Özyetgin は①②を不明語とし，③④を bal qurtī「蜂蜜の虫 = ミツバチ」の異綴とみなした [Özyetgin 1996, 107, 137]。最新の Özyetgin/Kemaloğlu の解釈は，① in-kinči を ekinči「農民 (çiftçi)」，②の ūskū は不明，③④をあわせて bol (bal) qurtī「蜂蜜の虫 = ミツバチ」とするものであるが [Özyetgin/Kemaloğlu 2017, 53]，十分な根拠をもつとは言えない。

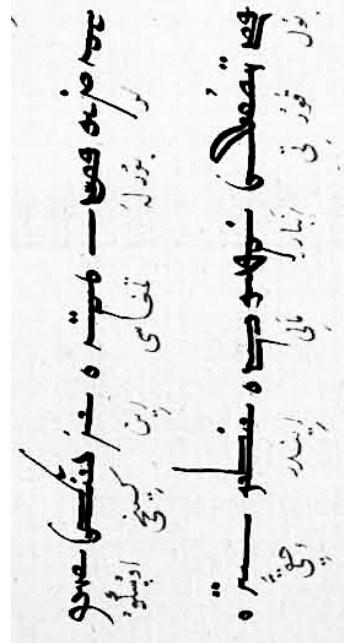


図4 テムル=クトルグ勅書第 35-36 行  
[Радловъ 1889, plate 2]

<sup>(98)</sup> E.g., 王國維『黒韃事略箋證』(『王觀堂先生全集』12), 5027; Olbricht/Pinks 1980, 22-23, 87; 韓儒林 1982, 152-154.

これに対し、著者は『華夷訳語』・『続増華夷訳語』の蒙漢対訳例 [栗林 2003, 32–33; HYYY/Beijing, 164] に基づき、①を a'arči > 阿阿兒赤 = 熬酪「チーズの一種」、②を esük > 額速<sup>ᠡᠰᠦᠬ</sup> = 馬奶子「馬乳酒、発酵乳」、③を bal > 半 = 蜜「蜂蜜」、④を qurud > 忽魯<sup>ᠬᠦᠷᠦᠳ</sup> = 乾酪「チーズの一種」と修正して解釈する。また、先学がこれまで一致して「脱穀場／穀物庫手数料」と解釈してきた⑤ <sub>36</sub>indir aq-i < indir haqqi についても、indir を『集史』にみえる P. ündür < M. ündür 「大型の革袋」 [cf. TMEN I, Nr. 58] に読み替えることを提案する。

しかし図 4 に示すように、当該箇所のカギ文字・アラビア文字はおおむね明瞭に読み取れ、著者の提案とは整合しない。この勅書は 14 世紀発行の原本を 15 世紀後半に複製したものであるから [小野 2000, 185–181]、原本には著者の提案するような形式が記されていた可能性は否定できない。とはいえ、カギ文字一般の綴字・書法に鑑みれば、著者の① a'arči = ”RČY<sup>(99)</sup>、② esük = 'SWK、⑤ ündür = 'WYNDWR については、たとえ誤写されたとしても現存の副本のような筆致を呈するとは考えられない。また、本文書が主にテュルク語で記述されていることからすれば、①～⑤の語彙をあえてモンゴル語で解釈するには、カギ文字表記形式の一致を前提としなければならない。古文書資料にみえる不明語の解明には、部分的な音価の類似のみに基づく安直な附会を避け、信頼できる語彙研究により提出されている諸形式と実際の筆致との整合性や、文書中の context をも総合的に勘案する必要がある<sup>(100)</sup>。

なお、本処の提案は、「テュルク語であれ、ペルシア語であれ、ラテン語であれ、漢語であれ、いずれかに限定せず、モンゴル語とともに、全て並べて検証するならば、じつは解読に苦しむ語彙は格段に減る」という主張 [上巻 499–500] に註記されたものであった。評者自身、ささやかではあるが古代カギ文字・モンゴル語の出土文献資料の検討を通じて多言語資料の相互比較の重要性を常々実感しているだけに、本処でも説得力のある例証を提示して欲しかったところである。

## 略号・参考文献（ABC 順）

愛新覺羅烏拉熙春 2006：『契丹文墓誌より見た遼史』松香堂書店。

AOH = *Acta Orientalia Academiae Scientiarum Hungaricae*

荒川正晴 2010：『ユーラシアの交通・交易と唐帝国』名古屋大学出版会。

Arat, Reşid Rahmeti 1947： *Kutadgu Bilig, I: Metin*. İstanbul.

ATKOZ = Peter Zieme, *Altuirigische Texte der Kirchen des Ostens aus Zentralasien*. Piscataway, 2015.

Atwood, Christopher P. 2012： The Notion of Tribe in Medieval China. In: D. Aigle et al. (eds.), *Miscellanea Asiatica: Festschrift in Honour of Françoise Aubin*, Sankt Augustin, 593–621.

白玉冬・松井太 2016：「フフホト白塔のカギ文字語題記銘文」『内陸アジア言語の研究』31, 29–77.

Bazin, Louis 1950： *Recherches sur les parlers T'o-pa, T'oung Pao* (2.s.) 39-4/5, 228–329.

Bazin, Louis 1991： *Les systèmes chronologiques dans le monde turc ancien*. Budapest.

<sup>(99)</sup> なお、乙種本『華夷訳語』のカギ文字形式は ”RČY = arči > 阿兒赤 = 熬酪である [HYYY/Beijing, 26]。これは文語の ayařa に対応する [Kowalewski I, 29; Lessing, 13; MKT, 30]。

<sup>(100)</sup> ちなみに⑤ indir については、indir 「脱穀場」から派生した indirči 「脱穀係」が本文書第 24 行にみえることも参照できる [Özyetgin 1996, 179; cf. DerlemeS VII, 2477]。

- Biran, Michal 2005 : *The Empire of the Qara Khitai in Eurasian History between China and the Islamic World*. Cambridge (UK).
- Boodberg, Peter A. 1936 : The Language of the T'o-Pa Wei. HJAS 1-2, 167–185.
- BT XIII = Peter Zieme, *Buddhistische Stabreimdichtungen der Uiguren (Berliner Turfantexte XIII)*. Berlin, 1985.
- BT XVI = Dalantai Cerensodnom / Manfred Taube, *Die Mongolica der Berliner Turfansammlung (Berliner Turfantexte XVI)*. Berlin, 1993.
- BT XXXIV = Shogaito Masahiro et al., *The Berlin Chinese Text U 5335 Written in Uighur Script: A Reconstruction of the Inherited Uighur Pronunciation of Chinese (Berliner Turfantexte XXXIV)*. Turnhout, 2015.
- 蔡美彪 2012 : 『遼金元史考索』中華書局。
- 陳懇 2015 : 「羅新『中古北族名號研究』對音評議」『中西文化交流學報』7-2, 9–24.
- Chen Sanping 2002 : Son of Heaven and Son of God. *Journal of the Royal Asiatic Society* (3. s.) 12-3, 289–325.
- 程越 1996 : 「金元全真道後弘期掌教研究」『中國社會科學院研究生院學報』1996-4, 37–45.
- 鄭欽仁 1976 : 「譯人與官僚機構」『國立臺灣大學歷史學系學報』3, 85–99.
- 鄭素春 2001 : 「元代全真教主與朝廷的關係」蕭啓慶 (編)『蒙元的歷史與文化』下, 學生書局, 703–735.
- Cleaves, Francis Woodman 1949 : The Sino-Mongolian Inscription of 1362 in Memory of Prince Hindu. HJAS 12-1/2, 1–133.
- Cleaves, Francis Woodman 1950 : The Sino-Mongolian Inscription of 1335 in Memory of Chang Ying-ju. HJAS 13-1/2, 1–131.
- Cleaves, Francis Woodman 1951 : A Chancellery Practice of The Mongols in The Thirteenth and Fourteenth Centuries. HJAS 14-3/4, 493–526.
- Cleaves, Francis Woodman 1953 : The Mongolian Documents in the Musée de Téhéran. HJAS 16-1/2, 1–107.
- Cleaves, Francis Woodman 1982 : *The Secret History of the Mongols*. Cambridge (MA)/London.
- Cleaves, Francis Woodman 1993 : The Fifth Chapter of an Early Mongolian Version of the *Hsiao ching*. *Mongolian Studies* 16, 19–40.
- CTD = Maḥmūd al-Kāšgarī, *Compendium of the Turkic Dialects (Dīwān Luġāt at-Turk)*, 3 vols. Tr. and ed. by Robert Dankoff / James Kelly. Cambridge (MA), 1982–1985.
- de la Vaissière, Étienne 2018 : The Historical Context to the Hüis Tolgoi Inscription. JA 306-2, 153–157.
- DerlemeS = *Türkiye'de halk ağzından derleme sözlüğü*, 12 vols. Ankara, 1963–1982.
- DeWeese, Devin 1994 : *Islamization and Native Religion in the Golden Horde*. University Park.
- DK/Aḥmadī Dārānī = Muḥammad bin Hindūšāh Naḥḡiwānī, *Dastūr al-kātib fī ta'yīn al-marātib*, 2 vols. Ed. by 'Alī Akbar Aḥmadī Dārānī. Tihrān, 1395/2017.
- DK/Alī-zade = Muḥammad ibn Hindūšāh Naḥḡiwānī, *Dastūr al-Kātib fī Ta'yīn al-Marātib*, 3 vols. Ed. by Абдул-Керим Али-оглы Али-заде. Москва, 1964–1976.
- DLT = Maḥmūd al-Kāšgarī, *Dīwān Luġāt al-Turk*. MS., İstanbul, Millet Genel Kütüphanesi, Ali Emiri, Arabi, No. 4189 (Facsimile: Kaşgarlı Mahmud, *Kitābu Dīvānī Luġāti'l-Türk*, İstanbul, 2008).
- Doerfer, Gerhard 1975 : Mongolica aus Ardabīl. *Zentralasiatische Studien* 9, 187–263.
- d'Ohsson = Constantin Mouradega d'Ohsson, *Histoire des Mongols*, 4 vols. La Haye/Amsterdam, 1824–1835.
- DTS = В. М. Наделяев et al. (eds.), *Древнетюркский словарь*. Ленинград, 1969.
- 海老澤哲雄 1984 : 「モンゴル帝国の対西欧文書」『歴史と地理』351, 1–11.
- ED = Gerard Clauson, *An Etymological Dictionary of the Pre-Thirteenth Century Turkish*. Oxford, 1972.
- Endicott-West, Elizabeth 1989 : Merchant Associations in Yüan China: The *Ortoq*. *Asia Major* (3. s.) 2-2, 127–154.
- 遠藤光暁 2016 : 『元代音研究』(1)研究篇・(2)資料篇。汲古書院。
- Ercilasun, Ahmet Bican / Akkoyunlu, Ziyat 2014 : Kāšgarlı Mahmud, *Dīvānu Luġāti'l-Türk*. Ankara.
- Erdal, Marcel 1984 : The Turkish Yarkand Documents. *Bulletin of the School of Oriental and African Studies* 47-2, 260–301.
- Erdal, Marcel 1993 : Die türkisch-mongolischen Titel *eļxan* und *elci*. In: B. Kellner-Heinkele (ed.), *Altaica Berolinensia*, Wiesbaden, 81–99.
- Erdal, Marcel 2004 : *A Grammar of Old Turkic*. Leiden.

- ET/Rachewiltz = Sayang Secen, *Erdeni-yin Tobci ('Precious Summary'): a Mongolian Chronicle of 1662*. Ed. by Minoru Gō / Igor de Rachewiltz / John R. Krueger / Ulaan. Canberra, 1990.
- FABS = 'Imād al-Dīn Šayḥ al-Ḥukamā'ī, *Fihrist-i asnād-i buq'a-yi Šayḥ Saft al-Dīn Ardabīlī*. Tihṛān, 1387 AHS/2009.
- 藤枝晃 1942 : (批評・紹介) 足立喜六訳註『大唐西域求法高僧傳』、『東洋史研究』7-4, 74-77.
- 藤田豊八 1923 : 「蠕蠕の国号及び可汗号につきて」『東洋学報』13-1, 55-70.
- 福田洋一 2001 : 『『翻訳名義大集』における梵・藏・蒙・漢語仏教語彙の基礎的研究』(JSPS 科研費報告書 No. 12610026).
- Geng Shimin / Hamilton, James 1981 : L'inscription ouïgoure de la stèle commémorative des Iduq qut de Qočo. *Turcica* 13, 10-54.
- Grigor'ev, Arkadij Pavlovič 1987 : Grants of Privileges in the Edicts of Toqṭamīš and Timur-Qutluḡ. In: G. Kara (ed.), *Between the Danube and Caucasus*, Budapest, 85-104.
- ĠT/Ali-zade = Фаэлуллāх Рашид-ад-дйн, *Джāми '-ат-Тавārīḥ*. Ed. by Абдул-Керим Али-оглы Али-заде. I-1, Москва, 1965; II-1, Москва, 1980; III, Баку, 1957.
- ĠT/Arends = Рашид-ад-Дин, *Сборник летоисеу*, vol. III. Tr. by Альфред Карлович Ареднс. Москва, 1946.
- ĠT/Blochet = Faḍl Allah Rashid ed-Dīn, *Djami el-Tévarikh: Histoire générale du monde*, II: *Contenant l'histoire des empereurs mongols successeurs de Tchinkkiz Khaghan*. Ed. by Edgar Blochet. Leyden/London, 1911.
- ĠT/BnF209 = Rašīd al-Dīn Faḍl Allāh Hamadānī, *Ġāmi' al-Tawārīḥ*. MS., Paris, Bibliothèque national de France, Supplément persan 209.
- ĠT/Boyle = Rašīd al-Dīn, *The Successors of Genghis Khan*. Tr. by John Andrew Boyle. New York/London, 1971.
- ĠT/Chin. = 余大鈞・周建奇 (譯) 『史集』全 4 冊. 商務印書館, 1983-1986.
- ĠT/Jahn = Karl Jahn (ed.), *Geschichte Ġāzān-Ḥān's aus dem Ta'rīḥ-i-Mubārak-i-Ġāzānī des Rašīd al-Dīn Faḍlallāh b. 'Imād al-Daula Abūl-Ḥair*. London, 1940.
- ĠT/Quatremère = Étienne Quatremère (tr.), *Histoire des Mongols de la Perse écrite en persan par Raschid-Eldin*. Paris, 1836.
- ĠT/Rawšan = Rašīd al-Dīn Faḍl Allāh Hamadānī, *Ġāmi' al-Tawārīḥ*, 4 vols. Ed. by Muḥammad Rawšan / Mušṭafa Mūsawī. Tihṛān, 1373/1994.
- ĠT/Smirnova = Рашид-ад-Дин, *Сборник летоисеу*, vol. I-2. Tr. by Ольга Ивановна Смирнова. Москва, 1952.
- ĠT/Tashkent = Rašīd al-Dīn Faḍl Allāh Hamadānī, *Ġāmi' al-Tawārīḥ*. MS., Tashkent, Abu Rayhon Beruni Insittute of Oreintal Studies, 1620.
- ĠT/Teheran = Rašīd al-Dīn Faḍl Allāh Hamadānī, *Ġāmi' al-Tawārīḥ*. MS., Tihṛān, Kitābhāna-yi Maḡlis-i Šūrā-yi Islāmī, 2294.
- ĠT/Thackston = Rashidudin Fazlullah, *Jami'u't-Tawarikh: Compendium of Chronicles: A History of the Mongols*, 3 vols. Tr. by Wheeler McIntosh Thackston. Cambridge (MA), 1998-1999.
- ĠT/TS = Rašīd al-Dīn Faḍl Allāh Hamadānī, *Ġāmi' al-Tawārīḥ*. MS., İstanbul, Topkapı Sarayı Müzesi Kütüphanesi, Revan Köşkü 1518.
- ĠTḤ/Jahn = Karl Jahn, *Die Chinageschichte des Rašīd ad-Dīn*. Wien/Köln/Graz, 1971.
- ĠTḤ/Rawšan = Rašīd al-Dīn Faḍl Allāh Hamadānī, *Ġāmi' al-Tawārīḥ: Tārīḥ-i Aqwām-i Pādīšāhān-i Ḥitāy*. Ed. by Muḥammad Rawšan. Tihṛān, 1385/2006.
- ĠTḤ/Wang = Rašīd al-Dīn Faḍl Allāh Hamadānī, *Tārīḥ-i Ġīn az Ġāmi' al-Tawārīḥ-i Ḥwāḡa Rašīd al-Dīn Faḍl Allāh*. Ed. by Wāng Ī-dān. Tihṛān, 1379/2000.
- Györffy György 1960 : Die Rolle des *buyruq* in der alttürkischen Gesellschaft. AOH 11-1/2/3, 169-179.
- Haenisch, Erich 1939 : *Wörterbuch zu Manḡol un Niuca Tobca'an (Yüan-ch'ao pi-shi), Geheime Geschichte der Mongolen*. Leipzig.
- Haenisch, Erich 1940 : *Steuergerechsamte der chinesischen Klöster unter der Mongolenherrschaft*. Leipzig.
- 濱田正美 1998 : 「モグール・ウルスから新疆へ」岸本美緒 (編) 『東アジア・東南アジア伝統社会の形成』(岩波講座世界歴史 13) 岩波書店, 97-119.
- Hambis, Louis 1945 : *Le chapitre CVII du Yuan che*. Leiden.
- 韓儒林 1982 : 『穹廬集』上海人民出版社.

- 羽田亨 1957: 『羽田博士史学論文集 上巻 歴史篇』東洋史研究会.
- 羽田亨 1958: 『羽田博士史学論文集 下巻 言語宗教篇』東洋史研究会.
- 林俊雄・大澤孝 1999: 「イフ=ホシヨートウ遺蹟とキュリ=チヨル碑文」森安孝夫・オチル(編)『モンゴル国現存遺蹟・碑文調査研究報告』中央ユーラシア学研究会, 148-157.
- Hayyim = Sulayman Hayyim, *New Persian-English Dictionary*, 2 vols. Tehran, 1934-1936.
- Herrmann, Gottfried 1994: Ein früher persischer Erlaß. *Zeitschrift der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft* 144, 284-300.
- Herrmann, Gottfried / Doerfer, Gerhard 1975a: Ein persisch-mongolischer Erlass des Ġalāyeriden Šeyḥ Oveys. *Central Asiatic Journal* 19, 1-84, + m. pls.
- Herrmann, Gottfried / Doerfer, Gerhard 1975b: Ein persisch-mongolischer Erlass des Ġalāyeriden Šeyḥ Oveys. *Zeitschrift* 19, 1-84, + m. pls.
- Hill, Nathan W. 2010: An Overview of Old Tibetan Synchronic Phonology. *Transactions of the Philological Society* 108-2, 110-125.
- HJAS = *Harvard Journal of Asiatic Studies*
- Hobson-Jobson = Henry Yule / A. C. Burnell, *Hobson-Jobson: a Glossary of Colloquial Anglo-Indian Words and Phrases, and of Kindred Terms*, New Edition. Ed. by W. Crooke, London, 1903.
- 本田實信 1991: 『モンゴル時代史研究』東京大学出版会.
- 胡振華・黃潤華 1984: 『高昌館雜字』民族出版社.
- HYYY/Beijing = 『華夷譯語・高昌館課・回回館雜字・譯語・百譯館譯語・暹羅館譯語・八館館考』(北京圖書館古籍珍本叢刊 6) 書目文獻出版社, n.d.
- HYYY/MR = Antoine Mostaert / Igor de Rachewiltz, *Le matériel mongol du Houa i i iu* 華夷譯語 *de Houng-ou (1389)*, 2 vols. Bruxelles, 1977-1995.
- 亦鄰真 (Irinčin) 2001a: 『亦鄰真蒙古學文集』內蒙古人民出版社.
- 亦鄰真 (Irinčin) 2001b: 加藤雄三(訳)「元代直訳公文書の文体」『内陸アジア言語の研究』16, 155-172.
- 諫早庸一 2019: (書評)「宮紀子『モンゴル時代の「知」の東西』」『史苑』79-2, 224-243.
- Isahaya Yoichi / Endo Mitsuaki 2017: Persian Transcription of Yuan Chinese in the *History of China* of the *Jāmi' al-Tawārīkh* (MS. Istanbul, Topkapı Sarayı, Hazine 1654). 『経済研究』9, 123-161.
- 石見清裕 2014: 「鞏磨支配期の唐と鉄勒僕固氏」『東方学』127, 1-17.
- JA = *Journal Asiatique*
- 照那斯圖 (Jayunasutu) 1991: 『八思巴字和蒙古語文獻 II・文獻匯集』東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所.
- 照那斯圖 (Jayunasutu) 2006: 船田善之(訳)「『老乞大』中のモンゴル語と関連する語句に対する解釈について」『内陸アジア史研究』21, 73-84.
- 卡哈爾=巴拉提 (Kahar Barat)・劉迎勝 1984: 「亦都護高昌王世勳碑回鶻文碑文之校勘與研究」『元史及北方民族史研究集刊』8, 57-106.
- Kara György 1990: *Zhiyuan yiyu*: Index alphabétique des mots mongols. AOH 44-3, 279-344.
- Kasai Yukiyo 2014: The Chinese Phonetic Transcriptions of Old Turkish Words in the Chinese Sources from 6<sup>th</sup>-9<sup>th</sup> Century. 『内陸アジア言語の研究』29, 57-135.
- 川本正知 2006: 「16世紀中央アジアのソユルガル下賜文書」堀川徹(編)『中央アジアにおけるムスリム・コミュニティの成立と変容に関する歴史的研究』(JSPS 科研費報告書 No. 14201037), 63-79.
- 川本芳昭 2000: 「北魏天成帝南巡碑について」『九州大学東洋史論集』28, 25-50.
- 川本芳昭 2011: 「北魏内朝再論」『東洋史研究』70-2, 1-30.
- 金文京・玄幸子・佐藤晴彦 2002: (訳註)『老乞大』(東洋文庫 699) 平凡社.
- 呼格吉勒圖 (Kögjiltü)・薩如拉 (Sarayul) 2004: 『八思巴字蒙古語文獻匯編』內蒙古教育出版社.
- Kowalewski = Joseph Étienne Kowalewski, *Dictionnaire mongol-russe-français*, 3 vols. Kazan, 1844-1849.
- 久保一之 2012: 「ミール・アリーシールと“ウイグルのバフシ”」『西南アジア研究』77, 39-73.
- 栗林均 2003: 『『華夷訳語』甲種モンゴル語全単語・語尾索引』東北大学東北アジア研究センター.
- 栗林均 2009: 『『元朝秘史』モンゴル語漢字音訳・傍訳漢語対照語彙』東北大学東北アジア研究センター.



- 栗林均 2014: 『孝経：モンゴル語古訳本』 東北大学東北アジア研究センター。
- 黒柳恒男 2002: 『新ペルシア語大辞典』 大学書林。
- Lessing = Ferdinand D. Lessing, *Mongolian-English Dictionary*. Berkeley/Los Angeles, 1960.
- Li Mingfei 2014: Communication between China and Persia in the 13<sup>th</sup>-14<sup>th</sup> Centuries as Seen from the Appointment Documents of *Dastūr al-Kātib fī Ta'yīn al-Marātib*. *Eurasian Studies* 2, 298-309.
- Ligeti, Louis 1962: Un vocabulaire mongol d'Istanbul. AOH 14, 3-99.
- Ligeti, Louis 1966: Un vocabulaire sino-ouïgour des Ming: Le *Kao-tch'ang-kouan yi-chou* du Bureau des Traducteurs. AOH 19, 117-199, 257-316.
- Ligeti, Louis 1970: Le tabghach, un dialecte de la langue sien-pi. In: L. Ligeti (ed.), *Mongolian Studies*, Budapest, 265-308.
- Ligeti, Louis / Kara, György 1990: Un vocabulaire sino-mongol des Yuan: le *Tche-yuan yi-yu*. AOH 44-3, 259-277.
- 劉迎勝 2008: 『『回回館雜字』與『回回館譯語』研究』 中國人民大學出版社。
- 羅新 2009: 『中國北族名號研究』 北京大學出版社。
- 松田孝一 1996: 「オゴデイ諸子ウルスの系譜と継承」 『ペルシア語古写本史料精査によるモンゴル帝国の諸王家に関する総合的研究』 (JSPS 科研費報告書 No. 14201037), 21-65.
- 松田孝一 2017: 「モンゴル宮廷での「骨朵」」 『13-14世紀モンゴル史研究』 2, 71-79.
- 松井太 1998: 「ウイグル文クトルグ印文書」 『内陸アジア言語の研究』 13, 1-62, +15 pls.
- Matsui Dai 2006: Six Uigur Contracts from the West Uigur Period (10<sup>th</sup>-12<sup>th</sup> Centuries). 『人文社会論叢』 人文科学篇 15, 35-60.
- 松井太 2008: 「ドゥア時代のウイグル語免税特許状とその周辺」 『人文社会論叢』 人文科学篇 19, 13-25.
- Matsui Dai 2010: Taxation Systems and the Old Uigur Society of Turfan in the 13<sup>th</sup>-14<sup>th</sup> Centuries (Paper presented at Collegium Turfanicum 50, 23 June 2010, Berlin Brandenburgische Akademie der Wissenschaften, Berlin, Germany: <http://turfan.bbaw.de/bilder/ct/matsui-handout.pdf>)
- 松井太 2013: 「契丹とウイグルの関係」 荒川慎太郎ほか (編) 『契丹 [遼] と 10～12 世紀の東部ユーラシア』 勉誠出版, 56-69.
- 松井太 2015a: 「古ウイグル語行政命令文書に「みえない」ヤルリグ」 『人文社会論叢』 人文科学篇 33, 55-81.
- Matsui Dai 2015b: Six Seals on the Verso of Čoban's Decree of 726 AH/1326 CE. *Orient* 50, 35-39.
- 松井太 2016a: 「大英図書館所蔵対訳語彙集断片 Or. 12380/3948 再考」 『東方学』 132, 87-74.
- 松井太 2016b: 「蒙元時代回鶻佛教徒和景教徒のネットワーク」 徐忠文・榮新江 (編) 『馬可・波羅 揚州 絲綢之路』 北京大學出版社, 283-293.
- 松井太 2016c: 「黒城出土蒙古語契約文書與吐魯番出土回鶻語契約文書」 『北方文化研究』 7, 203-214.
- 松井太 2017: 「敦煌石窟ウイグル語・モンゴル語題記銘文集」 松井太・荒川慎太郎 (編) 『敦煌石窟多言語資料集成』 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所, 1-160, +figs. 1, 3-7.
- 松井太 2018a: 「モンゴル命令文とウイグル文書文化」 『待兼山論叢』 史学篇 52, 1-27.
- 松井太 2018b: 「ウイグル文供出命令文書の機能に関する再考察」 『内陸アジア言語の研究』 33, 109-134.
- 松井太 2018c: 「榆林窟第 16 窟叙利亞字回鶻文景教徒題記」 『敦煌研究』 2018-2, 34-39
- 松井太 2019a: (批評) 「宮紀子『モンゴル時代の「知」の東西』を読む」 『内陸アジア言語の研究』 34, 61-84.
- Matsui Dai 2019b: *Oni* "Decury" in the Old Uigur Administrative Orders. *Türk Dilleri Araştırmaları* 24-1, 151-158.
- Matsui Dai / Watabe Ryoko / Ono Hiroshi 2015: A Turkic-Persian Decree of Timurid Mīrān Šāh of 800 AH/1398 CE. *Orient* 50, 53-75.
- 松川節 1995: 「大元ウルス命令文の書式」 『待兼山論叢』 史学篇 29, 25-52.
- 松川節 1995b: (批評・紹介) BT XVI. 『東洋史研究』 54-1, 105-122.
- 松川節 2001: 『13-14 世紀モンゴル時代発令文の研究』 松香堂。
- 松下憲一 2007: 『北魏胡族体制論』 北海道大学出版会。
- 松下憲一 2014: 「北魏部族解散考」 『史学雑誌』 123-4, 35-58.
- Maue, Dieter 2018: The Khüis Tolgoi Inscription: Signs and Sounds. JA 306-2, 291-301.
- Maue, Dieter 2019: The Brāhmī Script on the Bugut Stele. JA 307-1, 109-119.
- MCMRQ = Samuel N. C. Lieu et al. (eds), *Medieval Christian and Manichaean Remains from Quanzhou (Zayton)*. Turnhout, 2012.

- MDQ = 吉田順一・チメドドルジ (Čimeddorji) (編) 『ハラホト出土モンゴル文書の研究』雄山閣, 2008.
- Menges, Karl H. 1968: *Tungusen und Ljao*. Wiesbaden.
- 宮紀子 2006a: 『モンゴル時代の出版文化』名古屋大学出版会.
- 宮紀子 2006b: 『『農桑輯要』からみた大元ウルスの勸農政策 (上)』『人文学報』93, 57-84.
- 宮紀子 2011: 「ブラルグチ再考」『東方学報』京都 86, 740-693.
- 宮紀子 2012: 「Mongol baqši と bičikči たち」窪田順平 (編) 『ユーラシアの東西を眺める』総合地球環境学研究所, 37-64.
- 宮紀子 2014: 「スルタン・アフマドの金宝令旨から」杉山正明 (編) 『続 ユーラシアの東西を眺める』京都大学大学院文学研究科, 15-52.
- 宮紀子 2020: 「諫早庸一「書評 宮紀子『モンゴル時代の知の東西』」に対する疑義」『史苑』80-1, 131-148.
- MKT = 『蒙漢詞典 (増訂本)』内蒙古大學出版社, 1999.
- MNT/Kuribayashi = 栗林均・确精扎布 『『元朝秘史』モンゴル語全単語・語尾索引』東北大学東北アジア研究センター, 2001.
- MNT/Rachewiltz = Igor de Rachewiltz, *The Secret History of the Mongols: A Mongolian Epic Chronicle of the Thirteenth Century*, 3 vols. Leiden/Boston, 2004-2013.
- MOTH = James Hamilton, *Manuscripts ouïgours du IX<sup>e</sup>-X<sup>e</sup> siècle de Touen-houang*. Paris, 1986.
- 護雅夫 1967: 『古代トルコ民族史研究』第1巻, 山川出版社.
- 森安孝夫 1991: 「ウイグル=マニ教史の研究」『大阪大学文学部紀要』31/32.
- 森安孝夫 1994: 「ウイグル文書簡記 (その四)」『内陸アジア言語の研究』9, 63-93.
- 森安孝夫 1995: 「日本における内陸アジア史並びに東西交渉史研究の歩み」『内陸アジア史研究』10, 1-26.
- Moriyasu Takao 2001: Uighur Buddhist Stake Inscriptions from Turfan. In: L. Bazin/P. Zieme (eds), *De Dunhuang à Istanbul: Hommage à James Russel Hamilton*, Turnhout, 149-223.
- 森安孝夫 2011a: 「シルクロード東部出土古ウイグル手紙文書の書式 (前編)」『大阪大学大学院文学研究科紀要』51, 1-86.
- 森安孝夫 2011b: 「シルクロード東部出土古ウイグル手紙文書の書式 (後編)」森安孝夫 (編) 『ソグドからウイグルへ』汲古書院, 335-425.
- 森安孝夫 2015: 『東西ウイグルと中央ユーラシア』名古屋大学出版会.
- Mostaert, Antoine / Cleaves, Francis Woodman 1952: *Trois documents mongols des Archives Secrètes Vaticanes*. HJAS 15-3/4, 419-506.
- Mostaert, Antoine / Cleaves, Francis Woodman 1962: *Les Lettres de 1289 et 1305 des ilkhan Arjun et Öljeitü à Philippe le Bel*. Cambridge (MA).
- Moule, Arthur Christopher / Pelliot, Paul 1938: *Marco Polo: The Description of the World*, 2 vols. London.
- MSMB = 'Abd al-Razzāq b. Ishāq Samarqandī, *Maṭla'-i Sa'adāyān wa Maḡma'-i Bahrayn*, 4 vols. Ed. by 'Abd al-Ḥusayn Nawā'ī. Tihirān, 1353/1974-5.
- 村上正二 1970: (訳註) 『モンゴル秘史 1: チンギス・カン物語』(東洋文庫 163) 平凡社.
- 村上正二 1976: (訳註) 『モンゴル秘史 3: チンギス・カン物語』(東洋文庫 294) 平凡社.
- 那珂通世 1907: 『成吉思汗実録』大日本図書.
- 那珂通世 1915a: 「校正増注元親征録」『那珂通世遺書』大日本図書.
- 中村淳・松川節 1993: 「新発現の蒙漢合璧少林寺聖旨碑」『内陸アジア言語の研究』8, 1-92, +pl. I-VIII.
- 牛汝極 2008: 『十字蓮花』上海古籍出版社.
- 岡田英弘 2004: 『蒙古源流』刀水書房.
- Olbricht, Peter / Pinks, Elisabeth 1980: *Meng-ta pei-lu und Hei-ta shih-lüeh: Chinesische Gesandtenberichte über die frühen Mogolen 1221 und 1237*. Wiesbaden.
- 小野浩 1993: 「「とこしえの天の力のもとに」」『京都橘女子大学研究紀要』20, 209-186.
- 小野浩 2000: 「メフメト II 世の『ヤルリグ』」『京都橘女子大学研究紀要』26, 117-164.
- 小野浩 2006: 「テムル朝シャルフのウイグル文字テュルク語文書再読」堀川徹 (編) 『中央アジアにおけるムスリム・コミュニティの成立と変容に関する歴史的研究』(JSPS 科研費報告書 No. 14201037), 28-47.

- 小野浩 2012: 「トクタミシユのアラビア文字テュルク語ヤルリグ一通」窪田順平(編)『ユーラシアの東西を眺める』総合地球環境学研究所, 65-82.
- 小野浩 2014: 「ベギム・ジャン・ハトン・カラコユルの発令書から」杉山正明(編)『続・ユーラシアの東西を眺める』京都大学文学研究科, 53-65.
- 小野川秀美 1943: 「突厥碑文訳註」『滿蒙史論叢』4, 294-425.
- 長田夏樹 2000: 『長田夏樹論述集(上)』ナカニシヤ出版.
- 愛宕松男 1970: (訳註) マルコ=ポーロ『東方見聞録』1. 平凡社.
- 大竹昌巳 2016: 「契丹小字文献における「世選之家」」『KOTONOHA』159, 1-12.
- ÖTS = Yaşar Çağbayır, *Ötüken Türkçe sözlük*, 2. ed., 5 vols. İstanbul, 2015.
- 大塚修 2019: (書評) 「宮紀子著『モンゴル時代の「知」の東西』」『史林』102-4, 98-105.
- OTWF = Marcel Erdal, *Old Turkic Word Formation*, 2 vols. Wiesbaden, 1991.
- 小澤重男 1985: 『元朝秘史全釈(中)』風間書房.
- 小澤重男 1988: 『元朝秘史全釈続考(中)』風間書房.
- 小澤重男 1989: 『元朝秘史全釈続考(下)』風間書房.
- Özyetgin, Ayşe Melek 1996: *Altın Ordu, Kırım ve Kazan sahasına ait yarlık ve bitiklerin dil ve üslup incelemesi*. Ankara.
- Özyetgin, Ayşe Melek 2000: Altın Ordu hanı Toktamış'ın Bik Hāci adlı kişiye verdiği 1381 tarihli tarhanlık yarlığı. *Türkoloji Dergisi* 8-1 167-192.
- Özyetgin, Ayşe Melek / Kemalöglü, İlyas 2017: *Altın Orda Hanlığına ait resmî yazışmalar*. Ankara.
- Pelliot, Paul 1913: Sur quelques mots d'Asie centrale attestés dans les textes chinois. *Journal Asiatique* (11. sér.) 1, 451-469.
- Pelliot, Paul 1914: Le nom turc du vin dans Odoric de Pordenone. *T'oung Pao* (2. s.) 15-3, 448-453.
- Pelliot, Paul 1915: L'origine de T'ou-kiue, nom chinois des Turcs. *T'oung Pao* (2. s.) 16-5, 687-690.
- Pelliot, Paul 1921: Note sur les T'ou-yu-houen et les Sou-p'i. *T'oung Pao* (2. s.) 20-5, 323-331.
- Pelliot, Paul 1926: (rev.) E. H. Parker, *A Thousand Years of the Tartars*. *T'oung Pao* (2. s.) 24-2/3 [1925-1926], 285-287.
- Pelliot, Paul 1929: Neuf notes sur des questions d'Asie centrale. *T'oung Pao* (2. s.) 26-4/5, 201-266.
- Pelliot, Paul 1930a: Les mots mongols dans le 高麗史 *Korye sä*. JA 217, 253-266.
- Pelliot, Paul 1930b: Sur *yam* ou *jam*, "relais postal." *T'oung Pao* (2. s.) 27-2/3, 192-195.
- Pelliot, Paul 1943: Une tribu méconnue des Naiman: les Bätäkin. *T'oung Pao* (2. s.) 37-2, 35-72
- Pelliot, Paul 1959: *Notes on Marco Polo*, Vol. I. Paris.
- Pelliot, Paul / Hambis, Louis 1951: *Histoire des campagnes de Gengis Khan*. Leiden.
- Поппе, Николай 1938-1939: *Монгольский словарь Мукаддимат ал-адаб*. Москва/Ленинград. (Rpt. Farnborough, 1971)
- Poppe, Nicholas 1967: *The Twelve Deeds of Buddha*. Wiesbaden.
- Poppe, Nikolaus 1973: Der mongolische schamanistische Ausdruck *udqa*. *Journal de la Société finno-ougrienne* 72, 309-317.
- PNST = Pavel B. Lurje, *Personal Names in Sogdian Texts (Iranisches Personennamenbuch, II: Mitteliranische Personennamen, 8)*. Wien, 2010.
- PTMD = Völker Rybatzki, *Die Personennamen und Title der mittelmongolischen Dokumente*. Helsinki, 2006.
- PUM = Gottfried Herrmann, *Persische Urkunden der Mongolenzeit*. Wiesbaden, 2004.
- Радловъ, Василий 1889: Ярлыкы Токтамиша и Темир-Кутлуга. *Записки Восточнаго Отдѣления Императорскаго Русскаго Археологическаго Общества* 3 [1888], 1-40, +2 pls.
- Redhouse = James W. Redhouse, *A Turkish and English Lexicon*. Beirut, 1890.
- RH = Peter B. Golden (ed.), *The King's Dictionary: The Rasīlid Hexaglot*. Leiden/London, 2000.
- Rykin, Pavel 2019: Review of Shimunek 2017. *Ural-Altäische Jahrbücher* (N. F.) 27, 287-300.
- 佐藤賢 2004: 「北魏内某官制度の考察」『東洋学報』86-1, 37-64.
- Şayḥ al-Ḥukamā'ī, 'Imād al-Dīn・渡部良子・松井太 2017: 「ジャライル朝シャイフ=ウワイス発行モンゴル語・ペルシア語合璧命令文書断簡2点」『内陸アジア言語の研究』32, 49-149.
- Shimunek, Andrew 2017: *Languages of Ancient Southern Mongolia and North China*. Wiesbaden.

- Shiratori Kurakichi 1900 : *Über die Sprache des Hiung-nu-Stammes und der Tung-hu-Stämme*. Tokio.
- 白鳥庫吉 1921 : 「可汗及可敦称号考」『東洋学報』11-3, 307-354.
- 白鳥庫吉 1929 : 「高麗史に見えたる蒙古語の解釈」『東洋学報』18-2, 1-96.
- 白鳥庫吉 1970 : 『白鳥庫吉全集』第4巻. 岩波書店.
- 庄垣内正弘 1984 : 「『畏兀兒館訳語』の研究」『内陸アジア言語の研究』1 [1983], 49-172.
- 庄垣内正弘 1987 : 「ウイグル文献に導入された漢語に関する研究」『内陸アジア言語の研究』2 [1986], 17-156.
- 庄垣内正弘 2003 : 『ロシア所蔵ウイグル語文献の研究』京都大学大学院文学研究科.
- ŠP = Anon., *Šu'ab-i Panggāna*. MS., İstanbul, Topkapı Sarayı Müzesi Kütüphanesi, Hazine 2152.
- Steingass = Francis Joseph Steingass, *A Comprehensive Persian-English Dictionary*. London, 1892.
- 須賀隆・諫早庸一 2019 : 「『イル・ハン天文便覧』に見える中国暦・ヒジュラ暦換算表の再構」『第5回「歴史の記録と現代科学」研究会集録』国立天文台, 252-277.
- 杉山正明 1995 : 「大元ウルスの三大王国」『京都大学文学部研究紀要』34, 92-150.
- 杉山正明 1996 : 『耶律楚材とその時代』京都大学学術出版会.
- 杉山正明 2004 : 『モンゴル帝国と大元ウルス』京都大学学術出版会.
- SUK = 山田信夫『ウイグル文契約文書集成』全3巻. 小田壽典ほか編. 大阪大学出版会, 1993.
- 高田英樹 2013 : (訳) マルコ=ポーロ・ルスティケッロ=ダ=ピーサ『世界の記: 「東方見聞録」対校訳』名古屋大学出版会.
- 高田時雄 1985 : 「ウイグル字音考」『東方学』70, 134-150.
- 高田時雄 1990 : 「ウイグル字音史大概」『東方学報』京都62, 329-343.
- 高木小苗 2014 : 「二つの「ディーワーン」」『多元文化』3, 246-199.
- 武田和哉 2008 : 「契丹国(遼朝)の于越について」『立命館文学』608, 418-398.
- 田村実造 1964 : 『中国征服王朝の研究(上)』東洋史研究会.
- 田中謙二 1961 : 「蒙文直訳体における白話について: 元典章おぼえがき(一)」『東洋史研究』19-4, 483-501.
- 田中謙二 2000 : 『田中謙二著作集』第2巻, 汲古書院.
- Tekin, Talat 1968 : *A Grammar of Orkhon Turkic*. Bloomington.
- Tekin, Talat 1993 : *Hunların dili*. Ankara.
- TMEN = Gerhard Doerfer, *Türkische und mongolische Elemente im Neupersischen*, 4 vols. Wiesbaden, 1963-1975.
- Tryjarski = Edward Tryjarski, *Dictionnaire armeno-kiptchak d'apres trois manuscrits des collections viennoises*, 4 vols. Warszawa, 1968-1972.
- 堤一昭 2003 : 「大元ウルス高官任命命令文研究序説」『大阪外国語大学論集』29, 175-194.
- TU/Hambli = Abū al-Qāsim 'Abd Allāh b. Muḥammad al-Qāṣānī, *Tārīḥ-i Ūlğāytū*. Ed. by M. Hambli. Tihriān, 1969.
- TU/Parvisi-Berger = Maryam Parvisi-Berger, *Die Chronik des Qāṣānī über den Ilchan Ūlğāytū (1304-1316): Edition und kommentierte Übersetzung*. Ph.D. Dissertation of Georg-August-Universität zu Göttingen, 1968.
- Tumurtogoo 2006 : *Mongolian Monuments in Uighur-Mongolian Script*. Taipei.
- 宇野伸浩 1989 : 「オゴデイ・ハンとムスリム商人」『東洋学報』70-3/4, 71-104.
- 宇野伸浩 2020 : (書評)「宮紀子著『モンゴル時代の「知」の東西』」『東洋史研究』78-4, 146-160.
- User, Hatice Şirin 2009 : *Köktürk ve Ötüken Uygur kağanlığı yazıtları*. Konya.
- UWN II = Klaus Röhrborn, *Uigurisches Wörterbuch, Neubearbeitung II: Nomina – Pronomina – Partikeln*, 1-2+. Stuttgart, 2015-2017+.
- Vámbéry, Hermann 1870 : *Uigruische Sprachmonumente und das Kudatku Bilik*. Innsbruck.
- Vovin, Alexander 2007a : Once Again on the Etymology of the Title *qayan*. *Studia Etymologica Cracoviensia* 12, 177-187.
- Vovin, Alexander 2007b : Once Again on the Tabgač Language. *Mongolian Studies* 29, 191-206.
- Vovin, Alexander 2015 : Some Notes on the Tuyuhun 吐谷渾 Language. *Journal of Sino-Western Communications* 7-2, 157-166.
- Vovin, Alexander 2018 : An Interpretation of the Khüis Tolgoi Inscription. JA 306-2, 303-313.
- Vovin, Alexander 2019 : Groping in the Dark: the First Attempt to Interpret the Bugut Brāhmī Inscription. JA 307-1, 121-134.

- Vovin, Alexander 2019b: A Sketch of the Earliest Mongolic Language. *International Journal of Eurasian Linguistics* 1, 162–197.
- VWTD = Wilhelm Radloff, *Versuch eines Wörterbuches der Türk-Dialecte*, 4 vols. St. Petersburg, 1983–1911.
- 王一丹 2006: 『波斯拉施德『史集・中國史』研究與文本翻譯』崑崙出版社.
- 王宗昱 2005: 『金元全真教石刻新編』北京大學出版社.
- 渡部洋 et al. 2012: 「漢文・モンゴル文対訳「達魯花赤竹君之碑」(1338年) 訳註稿」『大谷大学真宗総合研究所研究紀要』29, 107–238.
- 渡部良子 2002: 「『書記典範』の成立背景」『史学雑誌』111-7, 1–31.
- Wittfogel, Karl A. / Fêng Chia-Shêng 1949: *History of Chinese Society Liao (907–1125)*. Philadelphia.
- 家島彦一 2002: (訳注) イブン・バトゥータ『大旅行記』7. 平凡社.
- 矢島洋一 2008: 「ラシドゥッディーン『中国史』近刊刊本二種」『イスラーム世界研究』2-1, 271–278.
- 山田信夫 1978: 「タムガとニシャン」『足利淳氏博士喜寿記念オリエント学・インド学論集』国書刊行会, 345–357.
- 山本明志 2011: 「13・14世紀モンゴル朝廷に赴いたチベット人をめぐって」『待兼山論叢』史学篇 45, 27–52.
- 楊富學 2003: 『回鶻文獻與回鶻文化』民族出版社.
- 楊志玖 1983: 「元代的幾個答失蠻」『内蒙古社會科學』1983-4, 111–118.
- 四日市康博 2006a: 「元朝斡脫政策にみる交易活動と宗教活動の諸相」『東アジアと日本：交流と変容』3.
- 四日市康博 2006b: 「元朝南海交易経営考」『九州大学東洋史論集』34, 133–156.
- 四日市康博 2016: (書評) 高田英樹 2013. 『内陸アジア史研究』31, 185–196.
- 吉田豊 1994: 「ソグド文字で表記された漢字音」『東方学報』京都 66, 380–271.
- Yoshida Yutaka 2000: Further Remarks on the Sino-Uighur Problem. 『アジア言語論叢』3 [1999], 1–11.
- 吉田豊 2004: 「シルクロード出土文獻における言語変化の年代決定」『EX ORIENTE』11, 3–34.
- 吉田豊 2011: 「ソグド人と古代のチュルク族との関係に関する三つの覚え書き」『京都大学文学部研究紀要』50, 1–41.
- Yoshida Yutaka 2019a: *Three Manichaean Sogdian Letters Unearthed in Bāzāklik, Turfan*. Kyoto.
- 吉田豊 2019b: 「ブグト碑文のソグド語版について」『京都大学文学部研究紀要』58, 1–33.
- 吉田豊・森安孝夫 1999: 「ブグト碑文」森安孝夫・オチル(編)『モンゴル国現存遺蹟・碑文調査研究報告』中央ユーラシア学研究会, 122–125.
- 吉田豊・森安孝夫 2000: 「ベゼクリク出土ソグド語・ウイグル語マニ教徒手紙文」『内陸アジア言語の研究』15, 135–178.
- 曾召南 1996: 「『南宋初河北新道教考』的幾點補正」『宗教學研究』1996-3, 51–55.
- 張金龍 2003: 「文成帝『南巡碑』所見北魏前期禁衛武官制度」『民族研究』2003-4, 84–93.
- 張慶捷・郭春梅 1999: 「北魏文成帝《南巡碑》所見拓跋職官初探」『中国史研究』1999-2, 57–69.
- 張文傑 2014: 「北魏文成帝『南巡碑』中的鮮卑職官」『止善第』17, 39–65.
- Zieme, Peter 1997: Alkoholische Getränke bei den alten Türken. In: Á. Berta (ed.), *Historical and Linguistic Interaction between Inner-Asia and Europe*, Szeged, 435–445.

【付記】本稿はJSPS 科研費 JP20H01324 による研究成果の一部である。成稿に際し、令和2年度大阪大学研究支援員制度による支援を受けたので、関係各位に謝意を表す。また、本稿で利用したペルシア語史料については、渡部良子(東京大学)・高木小苗(鳥根県立大学)両氏から多岐に亘りご教示を頂戴した。特記して深謝するとともに、本稿の内容に関する責任はすべて筆者にあることを申し添える。

※正誤表(正→誤) [2020/12/15]

p. 60, l. 34: kund → kunad ; p. 62, ll. 11, 12: tore → tōre ; p. 68, l. 12: kund → kunad ; p. 69, fn. 32: kund → kunad ; p. 91, l. 8: ③⑥⑦⑨⑩ → ③⑥⑦⑨⑪ ; p. 91, l. 10: ⑧・⑪~⑱ → ⑧⑩・⑫~⑱